

目 次

(令 和 7 年)

○第7回定例会

第1日目(12月12日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第65号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4
議案第66号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第5号)	12
議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	20
議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	22
議案第69号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	23
議案第70号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)	25
議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事(1工区)の変更契約について	27
議案第72号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約について	28
議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約について	31

第2日目(12月13日) 休 会(土)

第3日目(12月14日) 休 会(日)

第4日目(12月15日)

一般質問

9番 大城常良 議員	37
6番 安里清市 議員	48
12番 金城章 議員	54
2番 玉那覇登 議員	64

第5日目(12月16日)

一般質問

13番 新垣博正 議員	73
15番 石原昌雄 議員	84

1番 小橋川 恵 美 議員	91
7番 新 垣 修 議員	101

第6日目（12月17日）

一般質問

8番 屋 良 照 枝 議員	113
4番 桃 原 清 議員	121
14番 新 垣 善 功 議員	129
11番 仲 松 正 敏 議員	136

第7日目（12月18日）

議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第6号）について	145
----------------------------------	-----

一般質問

5番 新 垣 貞 則 議員	148
---------------	-----

請願第1号 津覇駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書	159
-----------------------------------	-----

陳情第12号 「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情	161
---	-----

陳情第13号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情	161
---	-----

意見書第7号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書	161
-----------------------------------	-----

陳情第15号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書	164
---	-----

陳情第16号 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書	166
--	-----

意見書第8号 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書	166
--	-----

第7回 定例会

令和7年第7回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和7年12月12日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和7年12月12日（午後1時34分）		
	散 会	令和7年12月12日（午後3時25分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	新 垣 善 功	15 番	石 原 昌 雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	教 育 長	比 嘉 良 治	企 画 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり	教 育 総 務 課 主 幹	永 川 幸 徳

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第65号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 6	議案第66号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 7	議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 8	議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 9	議案第69号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 10	議案第70号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算（第3号）
第 11	議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約について
第 12	議案第72号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約について
第 13	議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約について

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。ただいまより令和7年第7回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(13時34分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番 新垣善功議員及び15番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月12日から12月18日の7日間をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月12日から12月18日の7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和7年9月12日より令和7年12月11日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和7年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○建設常任委員会

・10月7日(火)都市建設課課長はじめ課職員より令和7年度の事業概要の聞き取り調査を行っております。

○文教社会常任委員会

・10月6日(月)から9日(木)まで岩手県釜石市、秋田県東成瀬村、横手市へ、各自治体において取り組んでいる事業制度について県外所管事務調査を行っております。また、11月17日(月)に村長に対し所管事務調査の報告を行っております。

なお、提出された各報告書については、事務局で閲覧してください。

4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した請願、陳情、要請、意見書等については10件受理し、12月8日の議会運営委員会で協議した結果、請願1号『津覇駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書』については総務常任委員会、陳情第12号及び第13号は文教社会常任委員会へ、陳情第15号については総務常任委員会へ、陳情第16号については建設常任委員会へ付託します。

また、陳情第10号及び第11号、14号、17号、また18号については資料配付にとどめ、各議員へ配付いたします。

なお、請願1号については、請願者より正誤表が提出されておりますので、配付資料の確認方よろしくお祈いします。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○10月3日(金)中部地区町村議会議長会定例会が本村にて開催され、議長及び事務局長が参加しております。

○10月7日(火)には沖縄県町村議会議長会定例総会が自治会館にて開催されました。

○10月8日(水)には沖縄県町村議会議長会議員研修会が西原町で開催され、多くの議員が参加しております。

県外・県内研修をはじめとするその他の日程については別紙を御参照願います。

6 中部広域市町村圏事務組合議会について

○10月31日（金）に中部広域市町村圏事務組合議会が開催され、議長が出席しております。

7 その他

その他の日程については別紙を御参照ください。

各会議等における資料については事務局で閲覧してください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ハイタイ、グスーヨーチューウガナビラ。皆さん、改めましてこんにちは。それでは、行政報告を行います。

令和7年8月から令和7年10月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきましては、1点の行政報告を行います。

まず、中城村役場周辺地区地区計画についてでございます。

本村の現状といたしましては、村道の約92%が市街化調整区域となっているため、共同住宅の立地や企業誘致、民間企業が参入しづらく、人口流入、地域活性化の支障となっている状況

でございます。本計画は総合計画に位置づけられているタウンセンター地区において、これまで保全されていた集落環境、自然環境、景観と調和しながら地域特性に応じた土地利用の規制緩和を目的に策定された計画でございます。

9月定例会において、関係条例が可決され、その後は運用開始に向けて広報紙等により住民への周知を行ってまいりました。

12月1日より都市計画決定及び条例施行を開始し、新たな居住者の受皿となる良好な住環境の整備と周辺の自然環境の調和、維持、保全を図り、そこに住む方々も来訪する方々も心地よいと感じる空間づくりに資するまちづくりを推進していく地区計画でございます。

以上、行政報告といたします。

数ページほどめくっていただきますと、次に、令和7年度の主要施策の執行状況調書第3四半期分の令和7年9月から令和7年11月分につきましては御参照ください。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第65号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第65号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第65号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月12日提出

提案理由

国・県の方針に基づく保険料（税）の統一に向けた取り組み及び、本村の国保財政における赤字解消を目的とした保険税率、保険税額等の改定が必要なため、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率）</p> <p>第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の8.10</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 1人につき <u>24,900円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>23,100円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>11,550円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>17,325円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率）</p> <p>第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割額 1人につき <u>8,600円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,900円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,850円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る税率）</p> <p>第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率）</p> <p>第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の7.90</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 1人につき <u>22,200円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>24,000円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>12,000円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>18,000円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率）</p> <p>第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割額 1人につき <u>6,700円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>4,150円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>6,225円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る税率）</p> <p>第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率</p>

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割額 100分の2.20
- (2) 被保険者均等割額 1人につき 9,000円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,900円

2 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合は240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割額 100分の2.15
- (2) 被保険者均等割額 1人につき 7,600円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,300円

2 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合は240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては

当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,430円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,170円

(イ) 特定世帯 8,085円

(ウ) 特定継続世帯 4,042円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,020円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 1,365円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,130円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金

当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,690円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,810円

(イ) 特定世帯 2,905円

(ウ) 特定継続世帯 1,452円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金

額及び山林所得金額の合算額が、430,000円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,450円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,550円

(イ) 特定世帯 5,775円

(ウ) 特定継続世帯 2,887円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 975円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平

額及び山林所得金額の合算額が、430,000円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円

(イ) 特定世帯 2,075円

(ウ) 特定継続世帯 1,037円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平

等割額 1世帯について 2,950円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 1,155円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 390円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人

等割額 1世帯について 2,650円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円

(イ) 特定世帯 830円

(ウ) 特定継続世帯 415円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人

について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,735円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,225円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,450円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,290円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,150円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,300円

について 1,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,005円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,675円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,350円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由といたしまして、国・県の方針に基づく保険料の統一に向けた取組及び本村の国保財政における赤字解消を目的とした保険税率、保険税額等の改定が必要なため、中城村国民健康保険条例の一部を改正するためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第65号について質疑をいたします。

まず、本改定については、11月5日に全員協議会の中で説明が行われました。そしてその後、11月19日には住民説明会ということで開催したことに対しては評価をしたいと思います。

その上で、今回、これは説明の中で将来的な国保税水準を県内で統一することが目標とされているという文言が入っているんですけども、その中で、将来的とは大体いつ頃を見込んでいいのか。そして、目標とあるんですけども、これが達成できない場合、あるいはペナルティーとか罰則がついてくるのか。

そして2点目が、令和10年までの赤字解消を目的とした改正で進んでいると思うんですけども、現在の物価高騰等を鑑みた場合、一定の配慮が私は必要ではないかというふうに思っているんですけども、そのあたり、2点お聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

中城村の赤字解消の目標年度は10年度としております。厚生労働省から出ている統一の目標年度は15年となっており、遅くとも17年というふうには、完全統一がそのようになっています。

昨今の物価高騰を受け、当初、令和8年度で赤字を解消する予定でしたが、急激な変動を避けるために、8年度と10年度、2回に分けて、今回改正をしたいというふうに考えております。

赤字が達成できない場合は、補助金の減算になったりしますので、中城村の補助金にも影響が出ますし、運営責任主体が沖縄県となっておりますので、県のほうにも影響が出るものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目、15年度が目標ということで考えてよろしいですね。ちょっと待ってね。そして、ペナルティーに関しては、これは15年度までにやらないとペナルティーが発生するのか、これは将来的にですよ、目標が達成できなかった場合に。

そして、これ2点目の物価高騰については、8年度と10年度に、できるだけ段階を置いて上げていくという予定になっているかと思うんですけども、その点については、これは二、三年前から急激な物価高騰の中で、令和6年度にも保険税が引き上げられたと。その場合に約4,000万円の一般会計からの財源が減少したと

ということになっているんですけども、そのあたりも加味した時点で、少しは先延ばししてはいいんではないかというふうな考えはないのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 赤字解消は、中城村は10年度を目標年度としておりますが、国の、赤字ではなくて完全統一ですね。国保税の水準の完全統一が15年度を目標としておりますので、それとはちょっとまた分けて考えていただかないといけないかと思えます。

ペナルティーのほうも、赤字であれば減算されてしまうので、15年からということではないです。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私としては、これ一部見直しということで改定が出てきているんですけども、やはり国保というのは最終的な保険の、命の保険を入っている方たちの問題だと思うんです。これが確かに2割、5割、7割の軽減措置は入っているんですけども、その上でも今の状況を鑑みると、やっぱり値上げ、あるいは増額するのは厳しいんじゃないかというふうに思っているもんですから。そのあたりをもう少し憂慮できないのかなというふうに私は思っているので、取りあえずは、この議案については少々考えたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 議案第65号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまして、私は反対の立場で討論をしたいと思えます。

本条例は、これは先ほども言ったとおり、令和6年度にも改定、増額を行い、その中で約4,000万円の一般会計からの繰入れが減少したと。あと、低所得者が多い国保の成り立ちを考えた場合に、さらに赤字解消分ということで、全て保険税、それから増額で対応するのは、国保加入者の生活を一段と圧迫するものであり、物価高騰が続く現状の中では、今回の改正は到底容認できません。

なお、社会保険等の保険は、会社と本人が折半になっていることから、私は国保税についても、一般会計からの繰出しは一定程度の村民の理解が得られるんじゃないかというふうに感じております。

以上のことから、物価高騰が少し落ち着くまでの間、改定することに反対をいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 発言がないようですので、採決に入りたいと思えます。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第65号 中城村国民健康保険税の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 令和7年度中城村一

般会計補正予算（第5号）を議題とします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第66号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

議案第66号

令和7年度中城村一般会計補正予算（第5号）

令和7年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,320,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に4,200,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を6,000,000千円とする。

令和7年12月12日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		1,746	△424	1,322
	2 負担金	1,746	△424	1,322
15 国庫支出金		5,921,263	115,179	6,036,442
	1 国庫負担金	1,909,857	113,548	2,023,405
	2 国庫補助金	4,001,993	1,357	4,003,350
	3 委託金	9,413	274	9,687
16 県支出金		1,545,095	61,739	1,606,834
	1 県負担金	752,013	54,954	806,967
	2 県補助金	740,671	6,785	747,456
18 寄附金		52,002	154	52,156
	1 寄附金	52,002	154	52,156
19 繰入金		604,621	100,253	704,874

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	601,527	100,253	701,780
21 諸収入		210,202	373	210,575
	4 雑入	206,665	373	207,038
歳入合計		16,043,608	277,274	16,320,882

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		108,507	△2,337	106,170
	1 議会費	108,507	△2,337	106,170
2 総務費		1,378,804	△8,835	1,369,969
	1 総務管理費	1,109,120	△9,741	1,099,379
	2 徴税費	140,661	1,544	142,205
	3 戸籍住民基本台帳費	97,926	265	98,191
	4 選挙費	17,676	△782	16,894
	5 統計調査費	11,945	△121	11,824
3 民生費		4,714,834	216,995	4,931,829
	1 社会福祉費	2,042,964	191,369	2,234,333
	2 児童福祉費	2,671,870	25,626	2,697,496
4 衛生費		1,394,804	5,280	1,400,084
	1 保健衛生費	733,254	5,260	738,514
	2 清掃費	661,550	20	661,570
6 農林水産業費		170,719	1,897	172,616
	1 農業費	146,506	3,371	149,877
	3 水産業費	20,888	△1,474	19,414
7 商工費		126,884	0	126,884
	1 商工費	126,884	0	126,884
8 土木費		684,798	4,725	689,523
	2 道路橋梁費	396,583	4,479	401,062
	4 都市計画費	65,915	246	66,161
10 教育費		6,621,324	52,887	6,674,211
	1 教育総務費	377,475	24,562	402,037
	2 小学校費	5,002,326	330	5,002,656
	3 中学校費	82,871	2,269	85,140
	4 幼稚園費	181,432	23,753	205,185
	5 社会教育費	304,061	△634	303,427
	6 保健体育費	673,159	2,607	675,766

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		472,783	6,662	479,445
	1 公債費	472,783	6,662	479,445
歳 出 合 計		16,043,608	277,274	16,320,882

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,727万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億2,088万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、一時借入金の補正。

一時借入金の借入れの最高額に42億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を60億円とする。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第66号、一般会計補正予算（第5号）について3点ほどお伺いします。

まず、28ページです。

8款土木費の1、道路維持管理費の中で工事請負費パシフィックシティ排水整備工事180万、防犯灯設置工事198万なんですけれども、ちょっとこの内容について詳細的な説明と、排水の場所です、それと防犯灯の設置場所と詳細を教えてくださいたいと思います。

続きまして、33ページ、10款教育費の1、幼稚園費の中で、今回、施設型給付が2,375万3,000円あるんですけども、この施設型給付がどの施設のほうに充当されるのか、それと内容、その施設のどういった内容に給付、一般財源が

充てられていますけども、その辺の詳細を教えてください。

あと、3点目です。34ページです。

10款教育費の中の2目文化財保護費の、これは委託料ですね。まず、城跡整備事業委託料……、これなんですけど、当初予算が440万だったのかな。そして基本計画作成委託料が当初予算が480万で、今回、整備事業のほうが増えて、委託料のほうは減額になっていますけども、その内容と、それとこの中城城跡基本設計作成委託料に関してなんですけど、これは城跡の基本整備計画の中で、こういった何か詳細的なマップとかそういう資料を作成しているのかなというように認識するんですけども、これがまず設計図書の完成がいつ頃になるのか。そして、基本計画、設計図書のほうが我々のほうで閲覧できるものなのか、その2点ほどよろしく願います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣修議員の8款2項1目14節の工事費についての質問についてお答えいたします。

パシフィックシティ排水整備工事につきましては、パシフィックシティ内にある護岸に一番近い公園部分、今、パシフィックシティと公園の間にある側溝から県の護岸に集水まますので、そこまでつないで、今1か所しかない排水を2か所に増やして、できるだけ海岸に流して冠水を低減できるようにということで計上しております。

防犯灯設置工事につきましては、要望のあった箇所から当局のほうで必要とみなすところを抜粋しまして、15基新設工事として計上してお

ります。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 33ページの負担金、補助金及び交付金の施設型給付2,375万3,000円の補正額につきましては、1号認定の幼稚園部分の国からの単価改定によるものの増額でございます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

10款5項2目文化財保護費の委託料に関してですが、まず、中城城跡整備事業の委託料に関しましては、幾つか委託はあるんですが、その中の遺構測量と言いまして、発掘で出てきた石積みなどを記録として残していく委託になります。こちらのほうが当初予算よりは単価の入替え等でちょっと値上がりしまして、不足しておりますので、こちらを増額していきたいと思っております。

続きまして、中城城跡の整備基本計画作成委託料に関しましては、これは実は中城城跡の整備基本計画というのは平成6年度につくって、25年度に1回改定しています。そこからまた大分たって、周辺で公園の整備事業などが始まって、ちょっと状況が変わってきておりますので、2回目の改定で作成をしているところです。これは令和7年、今年度から始まりまして、2年間かけて、令和8年度に完成する予定です。

これはマップというよりは、今後、年次的にこういう整備をしていきますとか、整備基本方針はこういうものですよというような定めていくための計画となっております。

こちらのほうは完成しましたら、もちろん護佐丸歴史資料図書館にも置きまして、一般の方も閲覧できますし、もちろん議員さんも見てみたいというのであれば、うちの課で閲覧は可能となっております。

それと、この中城城跡整備事業と、あと基本

計画の作成委託というのは、実は文化庁の補助事業のメニューとしては一緒の中に入っているものでして、ただ、ほぼ基本整備計画の入札残を足りない分補填するとか、組替えみたいな形となっておりますので、総額自体変わるといことはございません。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 まずは都計課長のほうで、防犯灯に関しては全体的な配置とか、要望があったところ全て網羅しているということですよ、15基ということは。村内というふうに理解していいわけですよ。この15基に関しては。

パシフィックシティのほうは早期の対応をしていただきまして、ありがとうございます。いつ何とき起きるか分からない災害に備えて、いろいろと調整していただいて、少しでも被害が出ないように、尽力を尽くしてほしいと思います。

生涯学習課長のほうでは、これ私が知りたかったのは、村では平成6年につくっていますけれども、県の中城公園の我々が持っているのがちょうど七、八年前です。議員なりたてに、最初に県の構想の基本プランとか、マップをもらいまして、そこにいろいろと公園の整備計画みたいなものがあって、その後いろいろと、生涯学習課でも基本計画作成を構想を練っていますけれども、それがどういうふうな差異があるのかというのを把握したかったものですから、今質問したんだけど。できればこの冊子ができましたら、議員図書館、我々一人一人、予算が大変であれば、議員図書館がありますよね。そちらのほうにも2部ほど配置していただければ、こちらでもそれをまた参考にしながら、これからまたその公園計画にもいろいろと、この構想も出るのかなと思いますので、その辺、ひとつよろしく願います。

単価改定による高騰は理解できました。

こども課の比嘉課長に再度、1号認定の単価

改定によるというお話というふうに理解していいわけですね。これは、単価改定によるものですので、今、1号認定のところは何か所あるかちょっと分からないけれども、1号認定というのは、だから、どれなのか。その辺をちょっと知り得たかったんですよ。もし分かるのであれば。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回、1号認定のお子さんの幼稚園費の単価改定のみならず、22ページの施設型保育給付費負担金1,542万7,000円、そして地域型保育型給付費負担金781万ということで、2号、3号も全て単価改定、国のほうから示されておりますので、その分の補正増となっております、全てですね。

1号というのは3歳以上の教育目的で入っているお子様で、保育に欠けていない、分かりやすくいうと保護者が家にいて保育には欠けていないんだけど、教育目的で3歳以上のお子さんが入っているというのが1号。2号、3号が保育に欠けている方の保育園とか認定こども園とかの給付費となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと何点が教えていただきたいと思います。

まずは7ページのデジタル田園都市構想の減の理由です、1目32節の126万9,000円の。

それと15ページの3節職員手当が、会計年度職員が大分減になっていますけれども、その理由。

そして16ページの13節使用料及び賃借料の151万8,000円のイメージ管理サービス使用料の減の、どういったものなのか。

30ページの10款2目17節の通学バス購入費ですけど、これはまた運転手の時間数も教えていただきたいと。何時間勤務しているのかどうか。

それと、32ページの10款1目14節工事請負費

176万9,000円、これの説明。以上、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の質問にお答えをいたします。

まず、歳入の7ページです。

デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、歳出のほうで14ページ、議会インターネット中継使用料、こちらは入札残が出ておりますので、その分に対する歳入の調整になっております。このデジタル田園都市国家構想交付金を活用しておりますので、その分の歳入の調整ということになっております。

次に、歳出の15ページ、職員手当等期末手当、会計年度任用職員の減につきましては、まず報酬のほうで、会計年度任用職員の報酬が減っております。こちらにつきましては、当初、障害者雇用ということで総務課、一般管理費のほうで予算を計上しておりました。4月に入りまして、採用につきましては総務課以外の採用になっておりますので、そちらのほうで予算措置をしておりますので、その分の減です。報酬及び手当等の減というふうになっております。

総務課は以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

バスの運転手は現在3名いまして、運転時間に関しては、日によって若干ばらつきがあります。基本的には労基を遵守して、それ以内で運転を、休憩時間も剪みながら運行している状況となっています。

就業時間、基本的には私たちと同じ7.75時間にしないといけないですので、その間、休憩を取ってもらって運行しています。以上です。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 金城 章議員の御質問にお答えします。

課税資料イメージ管理サービス使用料、こちらのほうは今年度、TKCのほうでガバメントクラウドを構築して、申告のとか、事業所から出てくる給与支払報告書、確定申告書等をイメージ化して、10年間、このセンターのほうで保管していただくというサービスがあったんですが、今回このガバメントクラウドの開発のほう先延ばしになったものですから、今回その部分で先延ばしになったので、今回この委託費が、サービスも利用できないので、委託費自体を全額減額にしたということになります。ごめんなさい、16ページです、すみません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大変申し訳ございません。答弁漏れがありました。

32ページ目の工事請負費、支給品空調機設置工事につきましては、この支給品というのは、現在、中城小学校を解体しているんですが、そちらのクーラーのほうを中学校に移設するための工事費となっています。支給品と書いているのは、基本的には分かりやすく言うと中古品という扱いになっています。4台を今、移設するための工事費と、それに伴う電気工事の費用を計上しているところです。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと再質問、もう一度。

総務課長、これ会計年度任用職員、課ごとの減だという話ですけども、これ人数も減になりましたかね。

それと、各課ごとで少なくなっているんですけども、会計任用職員報酬が少なくなるのはあれですけども、9月議会にまた会計年度職員の報酬の条例もありましたけど、その関連とかもあるのかなと思って質問しましたけど、そこもあるのかどうか。人数減があるのかどうか。

正職員も大事ですけども、会計職員も一生懸命頑張っているんで、そういうことを鑑みな

いとうしようもならない現在ですから。ここはあまりにも減にすべきじゃないと思うんですけども。その考えですね。

それと今、教育委員会の10款のバス購入費です。1年後に1台増やすという説明、全協でも説明ありましたが、このバスの運転手の時間数が知りたいんですよ。休憩時間を挟んで、朝、何時間運行、運転手の人が勤務して何時間休みがあるのか。

それと全協で課長は、事業次第では、この通学バスも運行できるという説明でしたので、事業をつくったら説明できるのか。全協でもお話ししましたとおり、通学バスの空き時間に吉の浦会館、役場等とかから出発して、城跡の往復の時間が、3台もありますので、取れるかどうか。事業化して、そういうものできるかどうかの答弁と、同じ教育委員会で生涯学習課もまた城跡、観光課も扱っています。その城跡までのバスがないということで、観光にも資すると思いますので、これもできるかどうか。せっかくの多額の購入費ですので、そういう事業ができるかどうか。

それとこの空調費、中古品を使うとおっしゃるんですけども、新築のところにも中古品を使うんですか。もう一度だけ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず、一般管理費の中の会計年度任用職員につきましては、総務課内の会計年度任用職員になります。総務課の会計年度任用職員につきましては、総務課であったり、人事係、あとは各課の産休、育休の代替の予算を計上しているところがございます。先ほど金城 章議員がおっしゃられた人数的には変わってはいないです。減っていることはないです。ただ、職員の体調管理であったり、メンタル面の管理をする保健師の配置が遅れた分が補正減の中には入ってい

るところで、現在は配置をしておりますので、人数的なものについては変更はございません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

1番目の質問の運転手の運転時間の配分というスケジュールですけど、現在ちょっと私のほうでは一人一人の運転手の時間帯、把握しておりませんので、後ほど時間帯が分かるものが提供できれば、そういった資料をお渡ししたいと考えています。

2点目の事業をやるとバスが利用できるかという件なんですけど、基本的には、これまでも祭りだとかイベント等については貸出し、要するに運行してきております。現在の3人の運転手でもって新たな事業をつくるということについては、恐らく増員をしなければ、この辺はできないというように考えています。

3つ目の質問の空調機の移設につきましては、今、解体している小学校、解体する前に直近に整備したクーラーを全部取り外して、4台を中学校に移設します。その費用として4台分を計上しています。それに伴い、電源の工事も必要となっておりますので、その2点を計上しているところです。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、村長、担当課長じゃなくて村長、少し。このバス購入がありますよね。これ確かに今、通学バスでいっぱい、乗りきれないのを私も見えています。そこで購入するには反対ではありません。

ただ、バスが1台増えて、空き時間がどうにか利用できないのかどうなのか。本当に課をまたいでぜひ相談していただきたいと。せっかく高額な費用で購入するのを、通学と帰宅のその逆の空き時間があるはずなんですよ。別の市町村では、通学バスを利用した村民のサービスとか住民のサービスも行っている箇所もありま

すので、そこをぜひ検証してみてください。

それと、このクーラーですね。新品を買うよりは耐用年数というのが要するにもっと、耐用年数が結構長いこともつ予定で中古を中学校に利用するのか、そこをもう一度。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回移設する4台の空調設備につきましては、直近の故障により整備した空調を、使用可能な分を、その部分に移設します。ですので、将来的には中学校もあと3年半で取壊しとなりますので、この使用可能なものを移設したという形になります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第66号について質疑いたします。

15ページです。

これは2款の総務費、一般管理費になるんですけども、17節の備品購入、これをちょっと説明を求めます。

2点目に、これ28ページ、土木費の道路維持費の下のほうに公有財産購入費。これどこを購入していくつもりなのか。この2点、お答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

大城常良議員の質問がありました備品購入費につきましては、防災用無線機器の購入8台分を予定しております。本体とバッテリー、あとは附属品のマイク等を予定しております。こちらにつきましては、石油貯蔵施設立地地域対策交付金ということで、補助を受けて購入を予定しております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、8款2

項1目16節公有財産購入費についてお答えいたします。

こちらは北上原の民地に水路が通っており、重要な水路敷となっておりますので、そちらの用地購入費となっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回の補正についてなんですけれども、全てが備品購入費ということで、その文言だけ入っているものですから、その後ろに括弧づけで、何を購入したと、短い文言でもいいですので、分かりやすいようにやれば、我々も、あれ買ったんだなということで、一目瞭然ですぐ判断つきますので、一々全部見て備品購入と言われても、全てを聞きたいんだけど、何を買ったのかということが分かればね、たやすいことですので。ぜひその文言を付け加えていただきたいなと要望します。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第66号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第66号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(14時28分)

~~~~~

再開(14時40分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第7 議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

#### 議案第67号

#### 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,811千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,388,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項        | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|----------|-----------|--------|-----------|
| 4 県支出金 |          | 1,675,388 | 29,648 | 1,705,036 |
|        | 1 県補助金   | 1,675,387 | 29,648 | 1,705,035 |
| 6 繰入金  |          | 283,303   | 163    | 283,466   |
|        | 1 他会計繰入金 | 283,302   | 163    | 283,465   |
| 歳入合計   |          | 2,358,652 | 29,811 | 2,388,463 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|--------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費   |        | 59,085    | 163    | 59,248    |
|         | 2 徴税費  | 20,467    | 163    | 20,630    |
| 2 保険給付費 |        | 1,570,054 | 29,648 | 1,599,702 |
|         | 1 療養諸費 | 1,321,437 | 29,648 | 1,351,085 |
| 歳出合計    |        | 2,358,652 | 29,811 | 2,388,463 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,981万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億8,846万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第67号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

### 議案第68号

#### 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250千円を増額し、歳入歳出予算の総額を246,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|--------------|---------|-----|---------|
| 5 諸収入 |              | 1,144   | 250 | 1,394   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 901     | 250 | 1,151   |
| 歳入合計  |              | 245,881 | 250 | 246,131 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|---------|--------------|---------|-----|---------|
| 1 総務費   |              | 6,340   | 0   | 6,340   |
|         | 2 徴収費        | 4,884   | 0   | 4,884   |
| 3 諸支出金  |              | 1,454   | 250 | 1,704   |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 901     | 250 | 1,151   |
| 歳 出 合 計 |              | 245,881 | 250 | 246,131 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,613万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第68号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号 令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第69号 令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

#### 議案第69号

令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207,514千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 2 繰入金 |         | 205,407 | 32  | 205,439 |
|       | 1 基金繰入金 | 205,407 | 32  | 205,439 |
| 歳入合計  |         | 207,482 | 32  | 207,514 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------------|----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 207,481 | 32  | 207,513 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 207,481 | 32  | 207,513 |
| 歳出合計        |                | 207,482 | 32  | 207,514 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億751万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと教えてください。

議案第69号の3ページ、ちょっと説明をお願いします、その3万2,000円の説明。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えいたします。

こちらは、会計年度任用職員の引っ越しのための交通費の増となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第69号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第69号 令和7年度中城村土地  
区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採  
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第69号 令和7年度中城村土  
地区画整理事業別会計補正予算(第2号)は原  
案のとおり可決されました。

日程第10 議案第70号 令和7年度中城村下  
水道事業会計補正予算(第3号)を議題としま  
す。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第70号 令  
和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第3  
号)について御提案申し上げます。

#### 議案第70号

#### 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和7年度中城村下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

#### (収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の  
とおり補正する。

|     |         | 収 入       |         |           |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|
|     | (科目)    | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
| 第1款 | 下水道事業収益 | 307,942千円 | 300千円   | 308,242千円 |
| 第1項 | 営業収益    | 109,428千円 | 300千円   | 109,728千円 |
|     |         | 支 出       |         |           |
|     | (科目)    | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 298,063千円 | 300千円   | 298,363千円 |
| 第1項 | 営業費用    | 267,386千円 | 300千円   | 267,686千円 |

#### (資本的収入及び支出)

第3条 令和7年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正する。

|     |       | 収 入       |         |           |
|-----|-------|-----------|---------|-----------|
|     | (科目)  | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
| 第1款 | 資本的収入 | 420,365千円 | △300千円  | 420,065千円 |
| 第2項 | 補助金   | 178,580千円 | △300千円  | 178,280千円 |

  

|     |       | 支 出       |         |           |
|-----|-------|-----------|---------|-----------|
|     | (科目)  | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
| 第1款 | 資本的支出 | 470,677千円 | △300千円  | 470,377千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 350,157千円 | △300千円  | 349,857千円 |

令和7年12月12日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1条、本案補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

令和7年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、既決予定額が1億942万8,000円、補正予定額が30万円、合計が1億972万8,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、既決予定額が2億6,738万6,000円、補正予定額が30万円、合計で2億6,768万6,000円。

次のページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出。

令和7年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第2項補助金が既決予定額が1億7,858万円、補正予定額が30万円の減、合計が1億7,828万円。

支出が第1款資本的支出、第1項建設改良費、

既決予定額が3億5,015万7,000円、補正予定額が30万円の減、合計で3億4,985万7,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第70号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約について御提案申し上げます。

#### 議案第71号

#### 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約について

令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）について、次のように請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 令和7年度 南伸3号道路改良工事（1工区）                     |
| 2. 変更契約金額               | 金 53,908,800円                             |
| 3. 変更による増額              | 金 7,774,800円                              |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 5,390,880円                              |
| 4. 契約の相手方               | 中城村字屋宜829番地1<br>株式会社仲真設備工業<br>代表取締役 永山美由紀 |

令和7年12月12日 提出

中城村長 比嘉麻乃

#### 提案理由

令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、令和7年度南伸3号道路改良工事の変更契約の締結については、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の

議決を必要とするためでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第71号の変更契約について質問させていただきます。

まず、変更増額が777万余りの金額で、少し金額的にも割と大きいのではないのかなというふうに考えますけども、まず、変更契約の中に2枚の契約書と、この議会へ求める文書2枚しかなくて、内容が我々のほうでは精査できないというふうに考えます。この金額が数量によるものなのか、それとも設計変更によるものなのか、そういった詳細を、やはり一緒に添付して出すべきなのではというふうに思いますけれども、まず内容的なもの、我々が理解できる範囲内でいいんですけども、説明のほうをよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣修議員の質問にお答えします。

この議案第71号について、数量等の添付資料が抜けている部分については、申し訳ございません。

内容については、この南伸3号道路改良工事というものが沖縄自動車道の側道としてある南伸線のこちら中城パーキングエリアの外部駐車場の付近が終点となっております。当初の計画では、この中城パーキングエリアの外部駐車場まで入っておりませんでした。次期工事との兼ね合いも考慮して、この中城パーキングエリア外部駐車場の側溝の延長と舗装工事の増額を今計上して、この額となっております。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今、頭の中で、この新垣のあのトンネルを通過して右側に曲がって、そ

こなのかなど、その工事している場所は見かけたことがあるんですけども、今言うパーキングエリアの内側駐車場……、その辺をですね、これが7万とか70万だったら、そうですねというお話もできると思うんですけども、やはり今後なんですけれども、こういった詳細を持って、できればこちらのほうには提出したいと。

また、後でもいいんですけども、改めてその内容を示してほしいなど、場所、エリアですね。今、変更、要は側溝が外部パーキングエリアとどうのこうのというその辺、分かるような添付資料を後で提出をお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第71号 令和7年度南伸3号道路改良工事（1工区）の変更契約については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第72号 吉の浦公園ごさまる

陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第72号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約について御提案申し上げます。

#### 議案第72号

#### 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約について

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟<br>事務備品等購入業務            |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                                    |
| 3. 契約金額                 | 金 22,854,800円                             |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 2,066,800円                              |
| うち非課税商品の額               | 金 120,000円                                |
| 4. 契約の相手方               | 浦添市字港川458番地<br>株式会社 オキジム<br>代表取締役 新 里 哲 郎 |

令和7年12月12日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第72号について質疑を行います。

この吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約についてというタイトルなんですけどね、次に審議します73号はトレーニング器具等購入業務契約についてということと類似するような契約ではあるんですけども、タイトルのつけ方がそういうふうに違うのには何か理由があるのかどうなのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

議案72号に関しましては、主に事務備品の購入となっておりますので、それで、事務備品等購入業務契約というふうにしてございます。

73号に関しましては、主にトレーニングルームの専用器具等がメインになっておりますので、こちらのほうがトレーニング器具等購入業務契約というふうになっております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議会始まる前に契約書の写し、差し替えてテーブルのほうに置かれています。そのタイトルは両方とも物品購入契約書というタイトルで2本ともなっているんです。非常に用語が紛らわしいところがあるので、違いがあるのか、それとも同じような意味なのか分かりにくい。その辺は統一できるのであれば、統一するほうがよろしいかなと私は思ったりするんですけども、統一できないような理由があるのか、それとも統一したほうがいいのかどうなのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

契約書のかがみの物品購入契約書というのは、この契約書のひな形でこういうタイトルになっています。

名称のところがちょっと先ほど言いましたようにトレーニング用と事務用というふうに入札を分けておりますので、そういう名称で違いが出てきているということになります。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 次に聞くべきかなとも思いながら、関連するのでお聞きしますが、じゃトレーニング器具というのは物品には該当しないというような捉え方になるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 トレーニング器具はもちろん物品にはなりません。

入札結果調書のほうを御覧になっていただきたいんですが、事務備品関係は主に事務機などの事務機器を取り扱っている業者さんを業者選定しておりますので、トレーニング器具に関しましては、そういった専門のトレーニング器具を扱っている業者さんを選定しておりますので、そういうふうに一応中身を分けております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時09分）

~~~~~

再 開（15時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第72号 吉の浦公園ごさまる

陸上競技場管理棟事務備品等購入業務契約については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約について御提案申し上げます。

議案第73号

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約について

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 契約の目的 | 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟
トレーニング器具等購入業務 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 28,600,000円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 2,600,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄市諸見里3丁目6番3号
合同会社 中頭スポーツ
代表者 島田裕之 |

令和7年12月12日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約の締結については、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案73号、トレーニング器具購入業務についてお尋ねいたします。

器具の明細がありますけれども、器具そのものについてがプロ仕様の筋力を増強する、こういったアブドミナルクランチとかね、これファンクショナルトレーナーとか、もう本当、専門のスポーツジムが使っているような、専門なんですけど。これ聞いていいかどうか分からないけれども、実際、利用対象者、今、生涯学習、体育館のほうにも村民が利用ができる場所がありますけれども、同じような形で、今、中城村民の中でも陸上競技場で常にランニングしている方もいますけども、プロ仕様の器具なもんだから、もしかしたら村民対象にも使えるのかなという見方をするんですけど、利用対象者、村民も使えるのかどうか、この1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

このトレーニングルームの器具に関しましては、もちろんサッカーのプロチームとかからの意見も聞きながらではあるんですけど、もちろん一般の方も使えるようにということで、開放し

ていくという感じで考えております。

体育館側の器具に関しても、かなり古くなってきておりますので、部品もないということで、そちらをちょっと、今後検討なんですけど、廃止して、できれば管理棟に集約できたらなというふうにも考えております。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 そうしたら、今はトレーニング器具なんですけど、この施設を利用するに当たって、先ほどは備品購入でしたよね。この中に券売機とかあるのかなというのと、多分、利用するとなると、今の体育館と同様に券売機、そういったものを置きながら村民に開放するのかなというふうに考えるんですけども、この辺のちょっと整合性というか使い方、考えている内容を教えてください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

券売機はもちろん置く予定でして、券売機で購入して利用していただくと。券売機に関しましては、先ほどの議案72号のほうに入っています。

運営に当たりましては、今も体育館側では、かなり危険性もあるので、器具の使い方も説明もありますので、体育館では1人、必ず臨時の人がつくようになっております。もちろん新しくできる管理棟のトレーニングルームに関しましても同様な形で1人置いて、一般の方が来ても使い方、やさしいような使い方などの説明を行っていく予定です。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 すばらしいことだというふうに高く評価します。こういったトレーニング器具を使いながら、村民の皆さんが健康増

進を図れるように、そういった面からもうまく利用できるようお願いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 6番 安里でございます。

議案第73号について確認をしたいと思っておりますけれども、たくさんのトレーニング器具を購入されるということで計上されておりますけれども、そのことについて、何か利用されている方々とか中学校の関係者とか、小学校の体育の関係者の方とかの意見を聞かれたのか。それから、要は吉の浦スポーツクラブとかいろんな皆さんが活動されているんですが、そこら辺についてちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

前の議会でも新垣 修議員のほうからも質問あったんですが、そういった利用団体の意見というのは、細かい点までは、その器具に関しては伺ってはいないという状況です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今回この整備をするということが、これからあとまた20年、30年、この施設がある限り、そしてこのトレーニング器具が使える限りはあるわけですね。だから、そういうようなことについて、この議会でもいろいろ議員のほうから、ハードルが足りないんじゃないとかいろんな御指摘がありながら来ている状況の中で、これを聞かずに進めているということについて、例えばこの補助金を頂いて施設を造る、いろんな備品ですか、そういうものもそういう対象なのかとは思いますが、そういうような中で、こういうものを置かないといけないという基準に基づいてだけ作業されたのか、そこら辺お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま

す。

これは、管理棟を造った特定推進費、内閣府の補助事業であり、ましてサッカーチーム誘致するという名目で造ってはいるんですが、そういったのもありまして、備品購入はそういったプロ仕様も入れてございます。ただ、今後、陸上の備品であったり、そういうものは、そういった利用団体からも意見を聴取して購入は検討していきたいと思っております。

あとは倉庫の容量も、実際、物を入れてみて、空きがどのぐらいあるのかなども含めて、今後そういった足りないものに関しましての購入は考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 空きがなければ空きをつくりながら、ぜひこれまで要望のあったような器具も含めて整備計画の中で準備を進めていただいて、中城村からオリンピック選手を出そうというふうなことをおっしゃる議員もいらっしゃると思いますので、ぜひその要望に応えるように、この間は中城村の中学校女子駅伝、それから男子の駅伝も非常にいい成績を出しております。そういった意味でも、現場でやっているような方々の意見等も踏まえて整備に頑張っていただきたいと思っております。終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第73号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟トレーニング器具等購入業務契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 (15時25分)

令和7年第7回中城村議会定例会（第4日目）

招集年月日	令和7年12月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和7年12月15日（午前10時00分）		
	散会	令和7年12月15日（午後3時16分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	欠 員
	3番	欠 員	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	6番	安里 清市	14番	新垣 善功
	7番	新垣 修	15番	石原 昌雄
8番	屋良 照枝	16番	伊佐 則勝	
欠席議員				
会議録署名議員	14番	新垣 善功	15番	石原 昌雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	議事係長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比嘉 麻乃	こども課長	比嘉 昌子
	副村長	新垣 正	企画課長	金城 勉
	教育長	比嘉 良治	都市建設課長	呉屋 克行
	総務課長	大湾 朝也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲村 武宏
	住民生活課長	新垣 忍	上下水道課長	下地 良和
	会計管理者	照屋 郁子	教育総務課長	我謝 慎太郎
	税務課長	比嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福祉課長	照屋 淳	教育総務課主幹	永川 幸徳
	健康保険課長	島袋 かおり		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に、9番 大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 皆さん、おはようございます。12月定例会、最初の一般質問者になりました。9番、大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従って一般質問を始めます。

その前に、9月定例会から導入されたインターネット中継が始まりまして、議員の意見や議会と行政のやり取り、それが生で配信されており、今まで見えなかった部分、それが新たにえられるようになったと。新しい試みということで、私のほうにも、議会、それから行政の透明性が上がって非常にいいというお褒めの言葉をいただきました。それに関わった行政の皆さん、予算組みをしていただきましたことに対して高く評価をすることであります。

また、日曜日に福祉まつりが行われまして、大多数の人が参加したところで、大変盛況で終了しました。その中で、朝早くから、寒い中、関係課、こども課、それから福祉課の方々、大変一日中、お疲れさまでした。本当にそのほうもいい取組だということで住民の方からありまして、行政としても大変良かったんではないかなというふうに思っております。

それでは、質問のほうに入っていきます。

大枠1番、救急医療情報キットの配布はということで、①今年6月定例会において情報キットの配布を提案しました。その中で、村長は前向きに検討していくと答弁しましたが、その後の進捗状況を伺います。

大枠の2番、待機児童・待機学童ゼロへの取組は。

①保育園及びこども園入所申請の令和7年度と令和8年度の児童数の増減を伺います。

②エンパワーサポートとの連携協定により様々な取組が行われ、成果も出ていると思います。その上で、保育士確保の状況はどうなっているのか伺います。

③学童クラブ入所申請の令和7年度と令和8年度の増減を伺います。

④学童クラブ保育施設について、中城小敷地内での建設予定はあるか。また、津覇小においても学校敷地内での建設は可能か伺います。

大枠3番、南上原糸蒲公園で発生した窃盗事件の対策は。

①公園内でリュックサックやランドセルの窃盗事件が相次いで発生しているが、犯罪を抑止する対策は行われているのか。

②警察や関係機関との連携はどうか伺います。大枠4番、物価高騰対策について。

①物価高騰がまだまだ続いている中で、村民は非常に厳しい暮らしを余儀なくされています。そこで、村民の負担を少しでも軽減できるよう、令和4年度に実施された村民生活支援事業、これはごみ袋の配布事業ということで、それと同等の政策を取り組む考えはないか、村長の見解を伺います。

大枠5番、教育行政について。

①ラーケーション、家族休暇制度の概要及び本村の取組状況を伺います。

②令和8年度小中学校給食費無償化事業の取組を伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

大城常良議員の一般質問にお答えいたします。救急医療情報キットの配布についてござい

ますけれども、現在、令和8年度内での実施に向けた検討を担当課にて進めております。主な検討内容といたしましては、財源の確保、配布対象となる範囲や実施方法、継続性、効率的な実施方法、中北消防や消防組合に属する北中城村との調整となっております。

続きまして、待機児童・待機学童ゼロへの取組についてでございますが、令和7年度の入所申込者数は1,173名、令和8年度の申込者数につきましては、現在審査中のため正確な数字が把握できておりませんので、増減数につきましてはまだお答えできない状況でございます。

続きまして、②のエンパワーサポートの連携協定後の保育士確保の状況でございますけれども、10月より、潜在保育士と保育施設とのマッチング実証実験を実施しております。1か月間の村内認定保育園での就労件数は37件ございました。また、登録保育士の中から正規1名、パート1名の採用につながっており、成果は着実に出ていますと認識しております。

しかしながら、村全域の保育士不足の解消はまだできておらず、引き続き保育士確保に努めてまいります。

続きまして、学童クラブ入所申請の令和7年度と令和8年度の増減でございますけれども、令和7年度の入所申込者数は765名、令和8年度の申込者数は756名でございます、9名の減となっております。

続きまして、④学童クラブ設置については、中城小学校敷地内で建設予定はございます。また、津覇小学校の敷地内での建設に向けても進めているところでございます。

それでは、大枠3の南上原糸蒲公園で発生した窃盗事件の対策についてでございますけれども、宜野湾警察署へ問合せを行い、糸蒲公園内で発生した窃盗事件の被害届が4件出ていますと確認しております。

犯罪対策といたしましては、特別な対策を行

っていないのが現状でございます。

続きまして、②警察や関係機関との連携についてでございますけれども、個別の事件や事故ごとに内容や件数に関して、その都度連絡が来るわけではございませんが、必要に応じて、こちらのほうから警察へ問合せを行っております。現在、宜野湾警察署におきましてもパトロールを強化し、公園等での声かけを行っていることを確認しております。引き続きパトロール等の要望を行ってまいります。

続きまして、大枠4、物価高騰対策についてお答えいたします。

政府の物価高対策といたしまして様々なメニューが提起されております。議員おっしゃるとおり村民の負担を少しでも軽減できる、村民の暮らしにより効果的な支援につながるよう取り組んでまいります。

大枠5につきましては、教育委員会でお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大城議員の御質問にお答えします。

大枠5の教育行政について、①のラーケーションの取組については、既に教育委員会会議、校長会、村長・副村長とも話し合いを行いました。いずれの話し合いでも賛成でしたので、令和8年度から村立の小中学校で導入する予定で進めています。

②令和8年度の学校給食無償化事業においては、国や県の動向及び事業実施するための財源確保を踏まえ、村としての事業の実施方法を現在検討しているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、大枠1番の情報キットのほうなんですけれども、これは令和8年度に進めていくという予定でありまして、私のほうでもいろいろと

調べてみたんですけれども、やっぱり課題がある中での取組になるのかなというふうに思っていたもんですから、一定期間は必要ではないかというふうに思っていたんですけれども、村長の答弁にあるとおり、令和8年度からは様々な関係機関と取り組んでいくということで、令和8年度、いつ頃になるのかは分かりませんが、しっかりとやっていくという答弁でありますので、大変期待をしております。

その中で、担当課長のほうにお聞きしますが、大体いつ頃がめどになるのか、4月からすぐやっていくのか、あるいは年度途中に対してやっていくのか、そのあたり調整というのは大体どのように考えていらっしゃるのか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大城議員の質問にお答えします。

村長とも先日もお話をしているんですけれども、4月はちょっと厳しいなというところを感じております。消防との調整、北中城村との調整が少し時間がかかりそうな一面があるということと、あと、やっぱりやるからにはちゃんと続く事業、効果があるように実施しないとけないと考えておりますので、しかしながら、懸念されるのが、消防のほうからもあったんですけれども、情報の更新が適正にされるのかというのが一番、担当課としても気になります。どうしてもそこに役場、行政が関わったりしちゃうと、かなり時間、手間、またこれに係る村民のフォローというところがすごく時間がかかると。そうするとほかの業務に影響が出るんじゃないかとか、一番その辺を懸念しております。

ほかの市町村でも、やはり配布するだけではあるんですが、その部分がどの消防においても懸念されていると。うちの消防からも更新されるのというところをすごい懸念しているというところがありましたので、その辺がうまい方法がないのか。今、他県で行われているのもい

ろいろ私のほうでも調査しておりますので、そういったことも踏まえながら、できるだけ10月スタートできるように準備はしていきたいなと思っております。今段階の予定で、10月をめどに考えているというところだけをお伝えしておきます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、課長の答弁があったとおり、いろんな課題があって、すぐにはできない状況でもあるということは私も理解しています。これは継続してできるような体制をつくってから始めないとけないということもあるもんですから、そのあたりもしっかりクリアして、例えば消防で大変課題があるということであれば、そこを調整をして、消防といえば北中城村との両方の村にまたがっているもんですから。そのあたりもしっかりやっていってくれば、10月からでも私としては、その年でやっていただければいいというふうに思っているんです。

そこも詰めていって、村民の負担がないように、そして村民がいつでも使えるような状態、やっぱりこれも周知しないとできないような体制になっていきますので。そのあたりもしっかり踏まえて、担当課は大変厳しいかもしれないんですけれども、現要員で対応せざるを得なくなるような体制でということになる場合には、非常に業務的にも大きなことになるのかなというふうにも考えているので。始めるまでは大変厳しいと思うんですけれども、始めていけばそれなりにしっかり対応していくということで期待をしておりますので、しっかりこれは整えて、10月ぐらいからでもやっていけるように配置のほう、それから担当課が非常に仕事面でオーバーワークにならないような体制も築きながら進めていってください。しっかりとってください。

次、大枠2番のほうです。待機児童・待機学童ゼロへの取組ということで、①のほうです。

これは村長の答弁でも1,173名、令和7年度、令和8年度はまだ申請の段階で、まだ分からないということなんですけれども。これ申請手続は一定程度終わっているとは思いますが、そのあたり前年と比べての人数の差というのは大体見積もってどれぐらいなのか。そのあたりは計算はできますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育の入所の申込みにつきましては、申込みを終了した後に入力作業がございまして、その入力作業を今、担当課でみんな手分けしてやっているところで、最終的な人数が、今月中には何名ですということはお伝えすることはできますけど、今のところは集計中ということで、正確な人数はお答えできませんが、ほぼ例年どおりではないかなというふうに見ております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば例年どおりだということであるのであれば、これは今、弾力受入れというのは毎年行われているんですけれども、それもさらに継続して受入れはやっていくという予定でいるのか。そのあたりいかがですか。プラス5名を弾力受入れやっていますよね。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学童に関しては弾力受入れは実施していますが、保育に関しては、保育の先生方と定員、受け入れることが可能なお子さんというのは決まっておりますので、弾力運営は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこれ児童数、②に入っていくんですけれども、エンパワーサポートとの連携ですね。新聞に大きく出ていたんですけれども、これは12月いっぱい一旦終了というような報道がなされているんですけれども、先ほど村長は、継続して保育士に関しては探していくという段取りになっていると思うん

ですけれども、そのあたりは、今度は村独自で進めていくのか。そのエンパワーサポートの連携はもうこれで一旦終了して、完全に終わることになっているのか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回の実証実験は10月1日から12月15日ですので、まさに本日までが実証実験の期間でお話が進んでおりまして、1月以降、園のほう、保育施設のほうに継続するのしないのかというのを判断することとなります。

現在のところ、2園が継続して利用したいという意向があるということは把握していますが、また今後さらなる、増えるのか減るのかというのはまた保育施設とも相談しながら把握していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今まで担当課のほうも頑張っていて、この園を回ったりね、バスツアーとか、そういうものも含めて一生懸命やられているんですけれども、先ほど村長の答弁で正職員が1人増えたと、パートも1人増えて、今2名の方が正規職員として働いていると思うんですけれども。その中でもいろいろと取組が非常に活発に行われていると私は思っているんですけれども、今、担当課のほうでもいろいろ面接したり、あるいは申請があったりとかということもあると思うんですけれども、その他で何名ぐらいが来て、その方向性というのかな、やってもいいよと。これ見てみたら、ちょっとと保育とかですね、時間的な部分の、一、二時間、あるいは3時間ぐらいの採用を園ではやっていく予定があるのか。それともこれはもう行政としての時間単位での発信をしているだけなのか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回、単発、短時間

で働いてみたいという意向を言っていた方が34名いらして、そして実際、就労した件数が37件ということですので、今日までが実証実験ですので、今後また、このアプリの登録を継続して使いたいというのは事業者、保育の施設のほうで今後また利用したいか、したくないかということを決めていただくこととなりますので、今のところは2園が継続して利用したいという意向を出しております、またさらに増えていくというのをまたこちらとしても把握していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 担当課としては本当に頑張っていると私は思っています。

その中で、私、6月定例会で次年度どうかと、もう待機児童いないですよと、ゼロになりますねと言いました。今回こういった取組が行われて、正社員も1人入って、パートからも1人増えたということであれば、恐らく次年度はもう大丈夫だろうという楽観的な立場にいるもんですから、いま一度、今年最後の質問であるもんですから、しっかりした答弁を課長のほうから、次年度、令和8年度は確実にいないですよということを聞きたいもんですから。そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 私のほうも願っております。すみません、待機児童ゼロを願っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 6月よりちょっとトーンが下がってしまっているな。課長、もう少し、できるはずですので、これだけ一生懸命頑張っているし、保育施設も充実しているし、あとは保育士の問題。

今、課長、もう少し願っているという答弁ですけども、その中で、やっぱり保育士を採用する段階で、園と行政と本人との間で、この処遇

改善というのがしっかりとやらないと、入ったけども、辞めてしまうと。やっぱり他が高ければ、みんな少しでも高いところに就職はしていきますので。そのあたり、園との調整、あるいは本人と行政、園との仲立というのはいろいろやっておられるのか。処遇の面だから、もうこれは園と本人との間の問題だということに思っているのか。そのあたりの村としての立ち位置というのはどういう状況ですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 これまでも保育士確保のための施策、応援給付金でありますとか、引っ越しのための費用を助成するでありますとか、今年度は休暇代替の保育士を確保した場合の補助金でありますとか、県や国の補助金も活用しながらいろいろ施策を進めているところで、園長会にもそういういろんな処遇改善であったり、休みやすい環境を整えるようなメニューも準備をしておりますので、そこをまた園と一緒に情報交換しながら、いろんな制度を活用しながら確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは今、潜在保育士を発掘するに当たり、一生懸命検討して、前向きにいろいろな取組されていると私も思っていますけども、潜在保育士からの例えば話とか、ちょっとやってみたいとか、そういった方々はいらっしゃるのか。いるのであれば、大体何名ぐらいが潜在保育士から新たにまた保育士としてやってみたいかと、今の村の取組に対して同調していただいている方々がいるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ほかの仕事をしていた方が保育士に戻った場合の、潜在保育士の応援給付金に関しては、今年度支出をした、利用した実績がありますが、ちょっと戻ってみない

とはっきりした答えはないんですけれども、2件か3件だったと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 子供たちの数もそれほど変わらないのであれば、私はもう課長がさっき言った、願っているではなくて、できるということを非常に期待しているものですから。なぜかという、本村は平成27年に子ども・子育て支援制度というのが始まりまして、その中で前村長が一丁目一番地ということで、その保育の取組をして、待機児童ゼロを目指していくんだということを私も当初から応援していたつもりで、いろいろと勉強してきました。これが一旦は、二、三年前にゼロになったということで、非常に喜んでいました。今度は保育士が不足している状況で、また発生してしまったという状況でありますので、そこをしっかりと、担当課として保育士を集める。周りもあちこちで待機児童ゼロというのがちらほら聞こえてきていますので、他市町村です。我々が本当は率先して待機児童ゼロにして他市町村に案を示すというのが一番よかったんですけれども、それが持続してこなかったものから、そこをしっかりと踏まえて、中城村は子育て日本一を目指しているんだという、その気概でぜひ来年はゼロにしていきたい。ぜひしてください。これは非常に私のほうで願っていることであるし、私も願っていますので、課長は願わないで達成してください。よろしくお祈りします。

それでは、次、待機学童の件に入っていきます。

これは申請数が前年より9名減少したということで、先ほど言ったんですけれども、次年度もこれは、さっき言った弾力受入れを実施して、それをカバーしていくという流れになっていくのか。そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学童クラブにつきま

しては、弾力受入れが可能となっておりますので、例えば120定員の事業所ですと約10名ほど弾力受入れをしていただいたりとか、そういうことの努力をしていただいて、現在の、先ほど申しました756名の方……、違いますね、756名は申込者です。受入れに関しては645足す67人が受入れしている状況です。ちょっと待ってください、足し算します。すみません、受入れは、712名が受入れです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えの話なんですけれども、私ちょっと聞いたんですけれども、やっぱり低学年、1、2年生を優先的に入れていくという、これは村の前からの判断であるんですけれども、やっぱり1人では子供を家に残せないということも含めて、そういうことになっているんだろうと思うんですが。やっぱり高学年であっても、例えば3時半から6時、7時ぐらいまで1人でお家に待機させるというのはちょっと厳しい、家庭にはですよ、厳しいんじゃないかというふうに思うんですけれども、全員やっぱり申請して入所したいという子供がいれば、6年生までの子供がいるのであれば、しっかりした対応を取って入れていくべきだと私は思うんですけれども、担当課としては、これは待機児童になり得ることだと思うんですけれども、そういうところの解消はできているのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど712名が受け入れることができまして、44名の不承諾のお子さんがいますが、低学年はほぼいなくて、高学年のほうが不承諾。低学年で不承諾になったお子さんもいらっしゃいますが、そちらの場合はお母さんが育休中であるとか、保育に欠けていない状況がありますので、1年生でも不承諾というお子さんは少なからずいるのが現状でございます。

高学年に関しては、部活動であるとか習い事であるとか、自分の時間を使うマネジメントとこのを中学校に向けて、そういうことも考えなきゃいけない年だと思っていますので、5、6年生の不承諾については特に考えているわけではございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり父母の方々がね、どうしても入れたいという話があるんであれば、しっかり聞いて、できるところ、あるいはさっき言った弾力受入れでできるところがあれば、そういうところも含めて対応していただきたいなと思いますので、そのあたりもしっかり、まずは全部決まってから調べてみて、父母の関係も調べて、この方たちは入れたいというのがあるんであれば、しっかり対応していただきたいと思います。

次、④のほうです。施設についてなんですけれども、村長、中小はこれから施設を造る予定があると、津覇小は進めているということなんですけれども、これ状況としてはどういう状況なのか。中小についてどの辺りにやる、あるいは津覇小についてはどこをどういうふうに進めていくという詳細を伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 中城小学校につきましては、現在プールがある場所に建設できるように進めております。

津覇小につきましては、津覇小の敷地内ということで、まだ場所は決定しておりませんので、そちらのほうは調整中でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 中小についてまず話を伺いますけれども、プール跡地ということで進めている状況なんですけれども、これは例えば教育総務課、学校の敷地内になるものですから、そのあたりの了解というのはしっかり取っているのか。そこはどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校につきましては、以前からこども課とも調整してきています。どうしても敷地内ということでしたので、現在プールの跡地を解体して、こども課のほうに、そこに設置できるように進めているところであります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 担当課、こども課と教育委員会がしっかり連携して、確かにプール跡地を解体しないといけないという状況もあると思うんですけども、やっぱり体育館と児童館ですか、その2拠点で今、子供たちはやっているものですから、保育されているものですから、そこはしっかり調整して1か所にまとめて、80名余りの子供たちが入る施設ですので、早急に調整、計画をつくってできるようにやっていただきたいと。

中小については何も心配はしていないので、そこはしっかり進めていってください。

津覇小についても今検討中ということで、今、津覇小は学校も建設中ですし、その敷地内というのは限られてはくと思うんですけども、そのほうも検討中ということですので、さっき言ったように教育総務課、教育委員会、あるいはこども課と綿密な協議を経て、どこら辺が一番いい場所というのを含めてですね。これ小学校敷地内に造ってもらえれば、今後、この敷地という話は一切出てこないと私は思っていますので、2拠点を中心にした学童も1か所でみんな集まってできると。安全性、それから父母の送り迎えも非常にしやすくなるという観点からも、ぜひ進めていただきたいと思いますので、そのあたり課長、もう一回、津覇小について、大体のめどとして、学校が来年の3月には津覇小も開校します。その次に運動場も調整に入ると思うんですけども、そのあたりで一緒にで

きるのか。それとも運動場をしっかりと造ってからの話になるのか。できれば一緒のほうが私は調整はしやすいと思うんですけども、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

津霸小学校内における学童の設置につきましては、こども課とも場所を選定しているところです。どうしても村有地にしか造れないという状況がありますので、場所は限られてきています。ただし、学校運営と学童の運営、両方利便性がよく設置しないとイケないと考えていますので、場所についてはまだ確定していません。

ただし、先ほど議員がおっしゃられたように、2月末ではもう学校が完成し、引渡しが行われます。4月からは新校舎での授業が開始していきますので、その後、グラウンド整備、外構工事が入ってきます。ですので、教育委員会としては、こども課にも早めにこの場所の選定及び事業方法を検討していただかなければならず、そのほうを今、早急に進めているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは重要な話になるものですから、しっかり教育委員会とこども課、さっきも言ったとおり連携していただいて、早急に建設できて、子供たちが安心して入れるような施設をぜひ造っていただきたい。そのほうも私非常に期待していますので、本当に造っていただければ、これで学童の下地区の子供たちは大まかには安全に暮らせるだろうなど。登下校もしっかりできるだろうというふうに思っているんで、しっかり進めてください。

次、大枠3番のほうに入っていきます。

これは南上原の公園で発生した窃盗事件です。そのほうは、さっき村長が答弁していただいた4件で、それについての抑止する対策が行われていないということなんですけれども、これ担当課として何もしていないのか、あるいはいろいろ考えている途中なのか。何もやらないでそのままスルーしていくのか。そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

パトロールの要請はもちろんしていきますけれども、それと併せて公園内にそういった窃盗に関する注意喚起の看板が設置できないかということで、公園管理をしている担当課と今後調整していきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これについては、防犯カメラも2台ほどついていると思うんですけども、そのあたりでもちょっと画面が弱くて見えないというふうな話もあるんですが。防犯カメラを増やしたり、あるいは担当課でパトロール、この3時から4時ぐらいの間を強化したり、今言った看板を設置したりと、いろいろな対策は村でも取れると思うんですが。やっぱり取られた方々は非常に心配で、今後も続くんではないかなというような心配も抱えているものから、そのあたり、村独自でやる予定があるのか、そのあたりどうですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

公園内に防犯カメラ2基設置ありますけれども、ちょっと不具合があって、動作不良ということで作動していないところもあつたりするんですけども、今、カメラの更新に向けて、取替え工事の業務を発注していますので、今年度中にはこちら完了する予定ですので、防犯カメラの更新はしっかり対応していきたいと思って

います。

おっしゃっていたパトロールとかについては、住民生活課の環境係内の業務も確認しながら対応を検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり防犯カメラは、防犯するためのカメラですので、いざ窃盗が行われた、そのカメラが見られないというような、これは本当に言えばぶざまな格好ですよ。あるんだけど、中身が全然見えないというようになってしまったら、もうないに等しいような感じですので。しっかり見えるような、高性能のカメラでもいいですよ、しっかりつけて、二度とこういった窃盗が公園内で起こらないように体制をつくっていかないと、同じところで、全てあずまやの中から取られたという話でありますので。そこを重点的にカメラを設置して、そこに向けていくというのも一つの手ではないかなと思うんで。やっぱり二度とこういった窃盗が起こらないような対策を立ててもらわないと。村民が被害を受けているもんですから、そこを十分、担当課として認識して、しっかり対応して、こういったことが起こらないように十分対応していただきたいなと思います。

あと、警察との連携については、パトロール等やっていくということなので、そこは引き続き、少しでもこっちから、向こうから来ないんであれば、こっちから電話して、どうですか、どうなっていますかというような聞き取りもやってもらいたいなと思うんで。向こうから何も来ないからそのままだよというのではなくて、これはしっかりやってください。

あと7分しかないんで、前に進んでいきます。

次、大枠の4番です。物価高騰対策について。

これは村長は取り組んでいくということで答弁していただいたんですけども、当面の話として、村で独自でやるという考えは持っていないと。例えば今、国会でいろいろと、衆議院で

も通過したんですけども、補正予算が。その中で物価高騰対策として重点支援地方交付金、そういうものを使ってやっていく予定なのか。そうであれば、それは今年いっぱいには参議院も通過すると思うんですが、それが決まってから始めていくのか。あるいは今のうちにいろいろな対策について考えているのか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 重点支援地方交付金につきましては、閣議決定を受けて実施するということが決まっておりますが、実際の市町村配分額についてがまだ示されておりません。しかしながら、もう既に閣議決定されていることから、本村におきましては、各課に交付金の使途の募集を行っておりまして、幾つかの案が上がっており、それを中心にできれば今月中には実施する施策も決め、今月中には多分額も示されると思いますので、今月中にはその案を固めて、1月に臨時議会を開かせてもらって承認していただけたらなというふうに考えておりまして、既に交付金を使った施策として、実施する方向で進めております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは国からの補助金、交付金ということになるんですけども、私が最初に言った村独自での対応というのは、もう予算の都合、あるいはいろいろな面からできないという考えでいらっしゃるのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 答弁漏れ、失礼いたしました。

そうですね、気持ちはあるんですが、さすがに財政的に厳しい状況でございまして、村も住民の方も同じような状況で、村単費で出す余力がございません。申し訳ないんですが、国のこの交付金に頼った施策の展開ということで考え

ております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 村からは持ち出しがどうしてもできないという状況、私も一応理解はしているんですけども、やっぱりこうして重点支援助地方交付金が閣議決定されて出てくるのであれば、金額も出てくるのであれば、これを早急に全庁一丸となって、何をどうするんだと。早めに配布するためには何が一番必要だと。今、国会ではお米券とかいろいろそういうのもあるんですけども、そういったものではなくて。早急に各家庭に配れるような体制を整えて、1月いっぱいにはぜひこれが配れるような体制を築いていっていただきたいと思いますので、ここはしっかり企画課、担当は大変だと思うんですけども、予算の都合、今から新年度予算も始めないといけない中で、気持ちは分かりますけれども、ぜひ進めていって、少しでも村民に還元できるということであれば、早めにやっていただきたいと思います。課長、大変だけど、頑張ってくださいね。

次、大枠の5番です。教育行政について。

ラーケーション、教育長、令和8年度から導入予定ということなんですが、導入するに当たっての課題とか、あるいはどういうふうな取組でやっていくのか。取組というのは、与那原町等もやっている3日間を前提にしたやり方でやっていくのか、それとも違う方向性があるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

課題につきましては、まだ現時点では具体的な課題というのは想定はしておりません。

取組につきましては、現在、県立学校が実施しておりますので、その取組と同じ内容で取り組むという予定でおります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ラーションについては、まだまだ家庭での周知が多くはないのではないかなと私は思っておりますけれども、そのため各家庭への周知、あるいは子供たちとどういうふうにやりますよといった中身の問題。そのあたりはどういうふうに各家庭に周知していくのか。そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 周知につきましては、次年度から導入予定ですので、年度前に、今年度で周知する予定であります。

周知の方法につきましては、文書の配布につきましては、メールの送信等を中心に保護者へ説明をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 最初に言った、保護者が大体は理解していない内容だということも踏まえれば、メールでの送信で理解を十分していただけるのか、保護者に対して。あるいは学年で集まったときに説明をするのか。そういうことも考えているのか。メールで十分対応できているというような取組になるのか。

やった場合に、学校、あるいは学校事務として、そのあたりの取組が、課題はさっきないとおっしゃったんですけども、大丈夫なのか。そういうところは問題ないですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 取組に向けまして課題がないということではなくて、まだ現時点では具体的な課題ということは想定しておりません。

周知に関しましては、議員がおっしゃるとおり、メールのみではなく、やはり学校説明会等、対面で説明する機会があれば、そういったことも繰り返し周知していく必要があると思います。

また、年度始まりましても繰り返し、学年、学校全体、メールを通して、様々の機会を設けて周知をする必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 教育委員会の中でも協議した結果、導入しても問題はないだろうと。私としても大変これはいい試みで、やっぱり家族一緒になって行事をする、あるいはどこかに出かけていくというところは、今の時代、重要ではないかなと思っているので、ぜひ新年度から取り組んでいくのであれば、しっかり説明をしていただいて、混乱のないよう前向きに対応していただきたいというふうに思っております。次給食のほうです。

課長、現在検討中ということで、やっぱりこれも国会の中でいろいろ今議論されている状況で、小学校の給食費も無料になるんじゃないかと。しかしながら、4分の1は県、あるいは市町村に負担させるのではないかなというところが今取りざたされているんですけれども。そういったところを踏まえて、4月からの体制としてはいろいろと検討して、どういう方向性でいくんだというようなことがあればお伺いしたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

学校給食費につきましては、現在、国や県の動向を注視しているところです。それとは別に、教育委員会としては、学校給食費の値上げについても今現在検討しているところです。令和6年、令和7年、2か年連続で値上げを行ってきておりますが、現時的にまだ物価上昇が続いており、給食の調理の状況としてはかなり厳しい状況です。今この額の引上げをどの程度まで上げるのか、今現在、給食センターとは物価高騰に対応する分で、もし可能であれば栄養価取得の部分までについて値上げができないかというのを2つの方向性から考えております。

それに伴い、国からの財源、無償化の報道が11月に生まれて、去った12月にも報道がなされたんですが、現在、国のほうとしてもこの補助

の部分については、まだ明確にできていないところから、今、教育委員会としてもどこまでできるのかというのをすごく検討しているところです。

国から示されているのは、小学校からについては2023年の調査のときの学校の平均額として4,700円程度としています。その額で補助を決定された場合に、私たち現在の給食費につきましても、小学校は4,900円で200円の補填が必要となります。この部分につきまして、今後値上げを含めるとさらに財源が必要となることから、ここを一般財源で行えるのか、もしくはさらに今年利用した物価高騰に係る重点支援交付金等を活用できないかというところを今、財政との調整しているところです。

なので、リミットとしてはかなり短い、厳しい状況です。教育委員会としては12月内には給食費を早めに決定して、1月にはもう財源の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。現状、令和7年度につきましても様々な交付金を活用し、様々な給食費の補助を行ってきていますので、実際、次年度の私立などの支援もできるか、そこも含めて現在早急に検討しているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員、時間ですので、まとめてください。

○9番 大城常良議員 もう少しですね、1分以内で終わりますから。

今の課長答弁で、新しくまた値上げの話があるということなんですが、現状は今、中学校が国と県で折半というよりは両方で無償化していると。小学校については村のほうで今、値上げ分の400円でしたか、それを賄っているということなんですけれども、これを上げてしまった場合には、本末転倒だなと思うんですけれども……、これは次回にしますので、値上げについてもどういう調整でやっていくのか分からないんですけれども。企画課といろいろ、財政に

ついてぜひ議論してください。しっかりできるように対応してください。

最後に、今後、本村の財政状況は一段と厳しさを増してきます。その中でも住民サービスはしっかり対応していかないとはいけません。その中で、歳入を上げて歳出を精査していく。費用対効果及びPDCAサイクルをフルに活用して、事業をしっかり進めていただきたい、そのように思っていますので、ぜひ各課、各担当、頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。11時10分より再開します。

休 憩（10時57分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、6番 安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ハイサイグスーヨー、チューウガナビラ。おはようございます。議席番号6番、安里清市でございます。これより質問を行いますので、よろしく願いいたします。

大枠の1番ですが、ペリーの旗立山の保全について。

今年、2025年10月末頃に住民から旗立山の岩が動いているとの情報があり、10月27日に現場を確認しました。岩の土台部分、岩と土の間に隙間が見られましたので、その旨を都市建設課に連絡しました。

①その後の対応を伺います。

②以前に、10年ほど前だったかと思うんですが、崩壊防止のための措置を行っていますが、岩と岩との間の間隔や測量基準点などからの距離などの資料は保管されていますか。

③です。さきの資料と照らし合わせれば岩の

動きが判明すると思われませんが、照合は実施されましたでしょうか。

④新垣、登又、サンヒルズの3自治会長連盟でのペリーの旗立て岩崩落危機対処についての要請に対する回答がなされていないのはなぜでしょうか。

文字の訂正があります。自治会長連盟のメイが名前のメイというふうになりますので、お願いします。

⑤村民が安心して生活するために、この案件に対する今後の対応を伺います。

大枠の2です。学校における防災教育の実施について。

児童生徒の発達段階において、防災に関する知識と救急に関する知識を持つことは、将来のために重要なことと思います。防災教育を長い年月をかけて実施することにより、全村民が防災と救急の知識を持つことはすばらしいことであります。そのきっかけになればと思い、伺います。

①救急講習会実施の場合の消防組合との連携の在り方は。

②防災教育を年間の学校カリキュラムの中に、学年ごとの目標を定めて取り組んでいただきたい。

③救急講習会を含む防災教育に係る費用について、教育委員会所管の予算で負担することは可能でしょうか。

④令和5年度版「中城村の教育」の冊子で、学校安全、防災教育の推進として児童の危険回避能力の育成が挙げられておりますが、現状ではどのような事柄が実施されていますでしょうか。

⑤宮城県石巻市立大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災水準について、過去、2021年のマスコミ報道によると、中城村は実施予定となっておりますが、その進捗を伺います。以上です。お願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、安里清市議員の一般質問にお答えいたします。

ペリーの旗立山の保全についてでございますが、私も先日、生涯学習課と共に現地を確認いたしました。形状がどうであったのか判断が難しいため、岩の観測のため、測量びょうを設置し、今後の動きを測定してまいります。

次に、④の要請についてでございますが、関係機関と調整を行っておりますので、調整を終え次第、御回答する予定となっております。

次に、⑤の今後の対応についてでございますが、岩の隙間の開きが広がっていないか確認するためびょうを打っており、月に1回、定点観測を実施いたします。その結果によりまして、対策工事などを検討を行ってまいります。

②、③につきましては、教育委員会がお答えいたします。

続きまして、大枠2の学校における防災教育の実施についての①、これまで村内小中学校の児童生徒を対象に実施したことはございませんが、今月の12月19日に津覇学童クラブ児童を対象に防災講和を実施予定でございます。

②から⑤につきましては、教育委員会がお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 安里議員の大枠1についてお答えします。

先週12月9日に村長、生涯学習課長、担当と一緒に現場を確認してきました。②の資料に関しては、保管されています。③の照合は、現段階では実施していません。

大枠2の学校の防災教育についてですが、私も常に校長会、教頭会で学校は安全で安心して過ごせる場所がベースでないと駄目だという話をしております。

②の各学校では、全学年を対象に安全教育、防災教育の指導計画を作成し、指導を行ってお

ります。

③予算の負担は、可能です。

④危機回避能力の育成は、日常的に指導を行っております。生活安全としては、休み時間や部活動、登下校の交通安全、あるいは遠足など校外学習時での安全指導、それと緊急時における避難訓練等、自分で自分の身を守ることの大切さを指導しております。

⑤学校防災水準についてですが、構成要素が多岐にわたっており、防災教育、避難訓練等は年間計画に沿って実施をしていますが、人的組織的側面においては、地域との連携の面で課題が残ります。また、物的施設の側面においては、学校が避難所となった場合の食料や水などの備蓄に関しては課題があります。現段階で水準を満たしていませんが、中城小学校と津覇小学校には備蓄倉庫を備えています。今後も中学校の新築において水準を満たしていく努力をしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

何点か再質問を行います。

これは①のほうですけれども、10月17日に都市建設課、呉屋課長のほうには御連絡をさせていただいております。現場の視察等について、どうも現場に赴かれた様子がないねというようなことを思いました。それで、私も連絡を受けて現場に行かれたのはいつだったのか、その件と、それから、その後起きた伊集の山の上での崩落事故です。これへの対応でペリーの旗立山に視察に行かれるのが遅れたというようなことがあったのかなかったのか、この2点でお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

この質問はペリーの旗立て岩に隣接する大岩の件だと思います。その視察に行くのが遅れた

とは思っておりません。一応、視察に行って、その状況とかそういうのを確認、どういう状況が今危ないと思われているのかというのは確認いたしました。岩とその周辺の土の隙間が大きくなっているということだったと思うんですけど、その危険だと思われるものが。それと、うちが都市建設課として、その下の地滑りの兆候が見られないかということで、中部土木事務所の計画調査班にも依頼して、地滑りの調査をできないかという要望を行って、先週、計画調査班が現地に来ております。その結果を基にまた回答というのも出そうと思っております。

今、隙間というものを現地で見ると、私の判断としては、この大岩に関して、樹木などにも覆われており、樹木の亀裂等も見られず、隙間というものが、以前がどうだったというものがちょっと分からないのです。ただ、現地の形状から見ると、その隙間というのは、雨などにより洗掘された可能性もあるので、実際、岩と、また近くに似たような岩がありますので、そちらに測量びょうを設置して隙間の距離を測っております。これを1か月に一度程度、観測しながら、今後これが開きがあるならまた対策工事も検討できるのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時23分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 私が現地で確認したという、正確な日にちは把握しておりませんが、後ほどスケジュールなど見て、確認して報告いたします。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 私が連絡をして、その後、旗立て岩自体が生涯学習課に係るよう

なことだというふうなことで、生涯学習課の職員の方と都市建設課の職員の方で、2つの課の合同で現場へ行かれているというふうにお聞きしたんですが、どうもこういうようなものに対して、少し対応が後手というか、あまり速やかな対応をされていなかったというふうには思うんですが、そこら辺については何かそうじゃないとか、そうだったとかいうふうなお考えはないでしょうか。私が連絡をして1週間以内ぐらいの範囲では行ってないと思うんですが。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 一度、都市建設課と生涯学習課で現地に行って、どういう状況かというのを報告するために行っております。そのときには私はおりませんでした、一緒には行っておりませんでした。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 非常にサンヒルズタウンの方々と、それから新垣の一部の方々も大変危ないんじゃないかというふうな話が半分飛び交いましたので、今回の質問もさせていただいているんですが、やっぱりそうすると、頼るべきものは行政のほうしかありませんので、そういうことについてはもっと速やかな対応がされるべきではなかったのかなと思ってお聞きいたしました。

それから、10年ほど前に崩落防止の措置のために事業を行っているんですが、そのときの細かな資料が残っていらっしゃるというふうなことではありますが、この資料の中では、例えば今この3自治会から出されている要請書は、課長がおっしゃっているように表面から見える大岩の2つ以外の後ろ側の大きめの岩です。あれのことについて要請の文書は出ているんですが、この残されている資料で見ると、表面的に表側から見える2つの石の間隔というものについての動きというものは分からないものではないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

議員がおっしゃっている岩というのは、ペリーの旗立て岩の本体の北側にある大岩のことをおっしゃっているのでしょうか。保全に関しては、宜野湾側に切り立った、あの細い大きな岩に関しましては平成25年度に保全対策ですね。まず、根元のほうに鉄筋挿入工、アンカーみたいに10本ほど打ち込んで、岩自体には亀裂がたくさん入っていたので、そこにモルタルを流し込んで接着するというような工事はしていません。

奥のほうの岩に関しましては、特に大きく、その時点では動いているというような判断ができなかったもので、実施していません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お尋ねしているのは、表側から見えている大きめの岩と、それからそこに立っている、ちょっと小ぶりの岩です。これとの間隔についての資料があるのかないのかです。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 当時の工事などに伴う測量、成果品は保管しております。測量の成果品は残っておりますが、ただし、そこから測量ポイントというのが、大きな岩と離れた岩を適切に測量できるような視点での測量ではなかったもので、今すぐその測量ポイントが使えるかといったら、ちょっと今それは厳しい状況にあります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 分かりました。

平成25年ですか、その接着工事みたいなものを行っているんですが、そのときには看板が立っている側から見ての2つの岩の間隔についての正確な資料はないということですのでよろしいですね。そのときにやっておけば、現在どういうようになっているのか分かったかと思うんですが、そういうことではちょっと残念なことではあり

ます。

この大岩が転がると、今2つの岩の後ろ側にまたちょっと小ぶりの岩があるんですが、この岩が崩れる、あるいは転がることで、非常に住民の方々が恐怖感を持っている、このような大きな岩ですので、転がり始めると歯止めのつけようもないわけで、せっかく建てた住宅等が全壊する、場合によっては人的な被害も大いに予想されるようなことなんですけれども、こういうことについて、何らかの早急に、住民向けに何かするとかいうようなことをお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

今のところは、住民に対する説明というのは特には考えていないんですが、地域のほうから要望ありましたら、それは検討はしていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 不安をあおり立てて混乱を招くというふうなことがまた予想されますので、慎重に、先ほどおっしゃっていた測定びょうが今回設置をされて、月一で観測をされるというふうなことです。この2つの岩の後ろにある岩についてだと思うんですが、表立って見えている2つの大きな岩なんです。その間隔についての測定について、可能なかどうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

12月3日に都市建設課と私ども生涯学習課のほうで大岩2か所に定点観測するためのポイントを設けております。こちらに関しましては月一ぐらいとか、あと臨時的に大雨が降った後とかいうときは生涯学習課のほうで毎月計測を記録していきたいと考えております。こちらのほうで何らかの動きがあれば、そのときはそれなりの対応をしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。

監視を強化していただいて、村民、近くに住んでいる方々に不安がないように、安全安心というふうなことがよく言われるんですが、どこをどうすれば安全なのかというようなことがちょっと今の段階では非常に不透明な気がします。この測定の結果、半年、1か年、これで観測を続けながらいけば、どの時期にそういう住民に対する広報で危険ですよというようなことが言えるのか、そして安全ですよというふうなことが言えるのか、そこら辺の判断については大変難しいものがあると思うんですが、ぜひ頑張って測定はしていただきたいと思います。

この件については、先ほどの自治会長会3名の会長の皆さんが連名で出している要請文書においても、崩落の危険性があるのであれば、適切な措置を講じてほしい旨を記載されているわけでありまして。これは現場の状況から見ると、適切な措置というと、これ岩を破碎して細分化する以外にないのかと思うんですが、何かそのような対処法についてお考えになったことがありますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

この大岩2か所につきましては、国の史跡指定範囲内となっております。簡単にはちょっと岩を破碎したりとかいうことができません。一応定点観測しながら変位状況を見ながらやっっていくしかないんですが、それとはまた別に、もう既に県の文化財課とかを通して、まず文化庁の方にも視察、まず現状を見ていただくようお願いしております。そのときに、今後どういった対応していくかというのは、はっきりは、そのときはできないと思うんですが、相談させていただき予定ではあります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 村の持てる力では少し対応が困難な事例かなと思いますので、やはり

国、あるいは県を挙げて、必要であれば対策に乗り出していただきたいと思います。

今後の対応としては、やっぱり監視の強化で、岩の動きを観察しながら、明らかに危険だというような判断をされた場合には、あらゆる安全措置を講じていただきたいと思います。

この旗立て岩は、御承知のようにペリーが開国を求めて浦賀に来た1853年に沖縄のほうにも立ち寄って、県内調査をした。その中で旗立て岩に星条旗を立てたというようなデザイン、スケッチが残されていることから、私たちはそういうように呼んでいるんですが、これそういうふうなことで、歴史的にも文化的にも非常に価値のあるところであるんだというふうに思います。これを生かして、今後また中城村の観光に資するとかいうようなことも考えられますので、なお一層、監視強化に向けてはご尽力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、大卒の2のほうで、学校における防災教育について取り上げさせていただきました。

消防組合等の連携の在り方についてお伺いをしましたけれども、基本的な応急措置の仕方等について、現役の消防隊員の方から直接学ぶ機会を児童生徒が持つというのは非常に貴重な体験になると思います。応急措置を学ぶ救急講習等について、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

救急救命を含む安全教育については、小学校、また中学校のほうで指導する内容としてございます。例えば中学校のほうで、中学校の保健体育では心肺蘇生法など応急手当の意義、手当ての方法や実習などの内容について指導があります。子供たちに対してのものはそういった教科等で学びますが、消防隊員による講習というのは現時点では行われておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御回答ありがとうございます。

この件については、今の消防のほうに相談をというか、現状をお聞きしたんですが、現在、非常に人的な問題で消防組合のほうに苦慮しているというようなことで、職員の派遣はままなりませんというようなことはおっしゃっています。そうであったとしても、やはり何らかの形で、この一、二年というふうなこともあるんですが、こちらから出向くというわけにはいかないはずですから、子供たちのことですので。どうか呼んでいただいて、救急講習の実施をしていくというふうなことができれば、今後、非常に有意義なことになるのかなと思います。何とか追求をしていただきたいと思います。

先ほど主幹のほうからおっしゃっていましたが、中学校で保健体育を利用した救急講習ですか、教育というふうなこともお伺いしました。ちょっと脱線するんですが、先月、議会の文教社会常任委員会というところで、岩田県の釜石市のほうに視察に参りました。向こうは地震とか津波が常襲地帯みたいなところですので、向こうの防災教育の中では、小学校低学年、中学年、高学年、そして中学校というふうに、そういう枠づけをしまして、低学年のほうでは防災の基礎知識を学んだと。それから3、4年生の中学年では災害への対処方法について学ぶ。そして5、6年生、高学年では災害から地域を守るというふうな観点から学ぶと。中学校では避難した後の行動を考えるとというふうな、そういったふうな段階づけをした防災教育を行っております。学年別・教育目的別防災カリキュラムというふうに呼んでいるみたいですが、これらを策定して取り組んでいるというふうなことであります。

中城村は幸い、この何十年ですか、津波被害というようなことはないんですが、災害の種類

として私ちょっと気にしているのは、常日頃から頭上を飛び交っている軍用機等の墜落に対する措置についても少し御検討の中に入れておくべきではないのかなと思います。現に沖縄国際大学にヘリが墜落した事故がありましたけれども、あれからもう20年ぐらいたつんでしょうか。幸いにも人的な被害がなくて済んだんですが、これが小さな小学校、中学校の子供たちのところというふうなことについて、どういふふうな避難をするのかというふうなことも頭の片隅に起きながら、防災について考えていただけたらと思います。

学校防災水準ということについて状況をお伺いしました。これが、大川小学校で約80名ぐらいの子供と先生を含めて亡くなられたことで、学校が持っているハザードマップが不備だったのではないかということから、裁判で責任が問われるようなことで、裁判所は、学校側の責任、行政側の責任を認めて、川から津波が遡上して、何ですか、川上のほうまで行って、その学校の安全だと思われていたところまで達してしまって、たくさんの子供たち、先生が亡くなった。これについて、やはり訴訟を起こされて判決が下りた。その判決を受けて、文部省は学校防災水準ということについての通達を出していると思われるけれども、油断することなく、防災については頑張ってお取り組みをいただきたいと思っています。

このような防災水準についての作成マニュアル等については、基本的な対処を定めたもので、実際の災害に対しては被害を軽減していくために避難訓練を重ねていくということも必要なことだと思います。また、防災教育につきましては、児童生徒が楽しく興味を持って、その課題に取り組めるような工夫をしていくということも、子供たちが積極的に取り組むことにつながると思いますので、御検討の際には御考慮をお願いしたいと思います。

本日、2点について質問させていただきました。自分たちというか私のほうが、学校で行われているそういう防災教育について、あるいはその他のいろんなことについて、どうも地元のことについて不明な点が多いというふうなことがまた改めて分かりました。今後、私自身もなお一層勉強してまいりたいと思います。

質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、12番 金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。お昼どき、眠たいかと思えますけど、よろしくお願ひします。

毎回の質問ですけれども、質問の前にちょっと、午前中、朝市の話が議員の控室でありまして、少し朝市の話をしてから質問に移りたいと思ひます。

昨日、中城のあたぐわ一朝市が開催されました。朝市では、島にんじんの日に合わせて12月12日前後の日曜日に、朝市の開催日に島にんじんと島野菜、中城村産の野菜を使ったスープを提供しております。そのときに、通常より100名以上の来客者が見えます。そこで島にんじんを売っていないかということで聞かれました、昨日ですね。そうしたら2名ほど、朝市の会のメンバーはエンジンを提供していますが、すぐ売り切れて、後で来た来客者には行き届きませんでした。今日は産業振興課長いませんけど、ぜひ産業振興課が島にんじんの農家に対しては、朝市でも売りに来ていただけないかなと思ひて、そこを産業課長にお願いしようかと思

ったんですけれども、いらっしやらないんですが。そのことについても少しまた村長、触れていただければ。

この島にんじんの日のイベントだけではなくて、その旬には提供しないとイケない。わざわざ朝市に買いに来た人も、昨日のスープもおいしいスープを作って盛況でしたけど。こういうのはトップからいろいろ指導して、ぜひ参加してくださいよ。またあしたも朝市のことで質問する議員がいますけれども、ぜひ考えていただければと思ひます。

それでは、通告書を読み上げて一般質問に代えます。毎回の質問ですので、ぜひすばらしい答弁があることを願っております。

大枠1、道路行政についてであります。

宜野湾横断道路の進捗状況は。

②西原バイパスの中城地区の進捗はどうか。

③中城小学校、校舎完成しましたが、東側の里道があります。その改修計画、これは先ほどの、各課テーブルには資料1枚ずつしか配られていませんが、これを見たら分かるはずですが、後でまた再質問しますので。

大枠2、中小、津覇小、中城新中学校の建設です。それについて。

①中城小の進捗状況と校舎施設設備はどうか。新校舎の使用上の不具合はないかどうか。

②中小南側、これは先ほどの資料パイプですね、里道です、大枠1の。南側里道の排水パイプの位置処理が工事業者との打合せはちゃんとして行ってあいうパイプの施工になったのか。資料写真を撮ってきてありますので。

③新中学校の進捗状況と周辺整備計画は終わっているか。また、地域説明会はどうか。以前の答弁では年内に行うような答弁でしたけど、まだ連絡ないですが、どうなのか。

④です。新中学校の災害時の避難道と計画場所は。午前中も安里清市議員から質問がありましたけど、やはり学校等は避難道も周辺整備と

一緒に考えていただきたくて、この質問を出しております。

大枠3、中城城跡共同管理協議会と観光協会について。

①今年度の6月議会でも9月議会でも質問しました。各観光協会について、北中城村との統合、その話合いを行ったかどうか。また、管理協議会はなくし、観光協会への管理委託の考えはないか。

②は、同じですね。ちょっと削除しましょうね。

次の③です。管理協議会の予算と観光協会の予算、事務費、管理費、人件費等、状況はどうか。観光協会に管理委託にて予算はどう変わるかです。ぜひよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員のご質問にお答えいたします。

章議員のほうから、冒頭、島にんじんの販売についての要望ということでしょうか、協力願でしょうか、ありましたけれども、本当に毎月2回、朝市あたいぐわー市場、盛り上げていただきまして、本当にありがとうございます。

この12月12日に制定しまして、私のほうにもあちらこちらから島にんじんはどこにあるんだということで、先日は沖縄市の友人から連絡がありまして、沖縄市のほうまでは全然入ってこないのということで、中城まで買いに行ったということで、購入先はごさまるしえのほうで購入をしましたというふうな報告がありました。

村としても島にんじんは特産品、自慢の特産品でもありますので、今後、産業振興課ですとか、あと農家の皆さんが販売できるようにしていきたいというふうに思っております。

また明日、昌雄議員からの朝市の話がありますので、そのときに質問されましたら答弁させていただきます。

それでは、まず大枠1、道路行政についての

①宜野湾横断道路の進捗についてでございますが、宜野湾横断道路は、中部土木事務所において、道路予備修正設計及び橋梁予備設計を実施しており、景観及び地滑りに関する有識者の意見を踏まえて、今年度中に成果を取りまとめる予定と伺っております。

早期事業化の要望といたしましては、中部土木事務所、県土木建築部へ毎年要望を上げており、また昨年はサンライズ推進協議会に加盟する3町村と共に県主催の大型MICEと関連した会議の場におきまして、MICE計画に貢献する道路であるということを確認いたしました。

そのほかに、中部市町村会と連携して総合事務局、開発建設部や県選出国會議員及び政府関係機関へ要望活動を行っております。

早期事業に向けましては、行政のみならず議員の皆様のお力もお借りしながら進めていければと思っております。

次に、②西原バイパス中城地区の進捗についてでございますが、3月の説明会で話があったとおり、用地幅くいの設置及び用地測量業務を行っていくという報告がありました。具体的に、基準点測量と幅くい設置測量を行っております。

次に、③中城小学校東側里道の改修工事計画につきましましては、現在のところは計画はございません。

大枠2につきましましては、教育委員会がお答えいたします。

続きまして、大枠3の中城城跡共同管理協議会と観光協会についての①統合の話合いは行ったか、管理協議会はなくし、観光協会へ管理委託の考えはないかという質問でございますが、両村の今後のスタンスも現在ははっきりしていない状況でございますので、中城村、北中城村の観光協会の統合の話合いは現在のところは行っておりません。それに伴い、現時点での管理協議会を観光協会へ委託することは考えておりません。

続きまして、②、先ほど削除ということではありましたが、両村の観光協会の考えが統一するのであれば、選択肢の一つではないかというふうに考えてはおります。

③管理協議会予算と観光協会予算、事務費、管理費でございますが、それについてお答えいたします。

管理協議会予算といたしまして、令和6年度決算支出済額の事務費につきましては1,680万4,000円、管理費につきましては1,812万8,000円。

次に、観光協会の予算といたしましては、事務費につきましては1,658万1,000円、ただし、令和6年度に関しましてはナイトコンテンツ、リミサを含めると1億9,084万3,000円でございます。管理費は847万6,000円でございます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、こんにちは。

金城議員の大枠2についてお答えします。

①中城小学校は9月16日より新校舎で授業を開始しており、現在、グラウンド整備及び外構を整備するため、旧校舎を解体しているところです。新校舎において、天井からの雨漏り箇所がありました。改修しています。

②雨水の配管位置は、村が設置したコンクリートますに流しているため、特に協議は行っておりません。

③中学校建設は基本設計を進めており、周辺整備が必要な箇所については関係部署と協議を行い、整備を依頼します。地域説明会は令和8年2月に実施します。

④避難経路及び避難場所の選定については、学校長や関係課とも協議して選定していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、毎回の答弁、あまり進捗がないようですので。

道路行政は、宜野湾横断道路とバイパスはまた次にします。中小の東側の里道の改修です。なしという答弁ですが、先日見回って写真を撮ってきました。資料ナンバー①と書いてある所です。ここは南側からの、出口ですか、入り口ですか、そのところから撮った写真です。

この水です。これ里道が、水びたしです。その手前まで農道舗装で舗装されています。それが舗装されていないところで、こんな状態なんですよね、資料1番の。これは中小からの、この擁壁からの排水が全部漏れている、こんな状況です。

それとこの資料2番の車が止まっている所も。この方も、この後ろの畑の方なんですけど、このパレットも、水で地盤が悪くて、歩くために設定したような感じです。

それとこのパイプです。これ村が設定した排水路につけても、この様につけるのかなと思って、それで質問をいたしました。

別の民間が、住宅建設にて説明するときには、皆さん方、排水はちゃんと処理してくださいということで指導はありますよね。都計課長、よく指導していますよね、こういう指導はね。これどなたがお答えするか分からんけど、どう思いますかね。この資料写真の状況を見て、1番、2番、それとこの3番のちょうど車の搬入時期、この日は3回目に行ったときに撮ったもので車が入っていますが、そこは少し乾いています。湿った状態では車が入れなくて、これパレットを置いている。この状況を見て、どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

一番最初に議員が指摘されているこの水のぬれている箇所については、壁からの水ということなんですけど、基本的に壁から水はそんなに出ていない状況です。実際これは雨が降ったと

きに、こちらの場所については北側と南側からのこの里道の面を通して、水がそこにたまってきている状況です。グラウンドの水も壁のほうの穴から幾分は出るんですけど、こちらのほうに全部水がたまってしまっているためにぬれている状況になっているというふうに調査しています。というのは、北側のほうのその面につきましても、同じように雨水を出す穴がありますが、そちらのほうは全然ぬれていませんので、全体的にここの場所だけが集中している状況です。

今回、小学校の建設において、新たに雨水のパイプを、露出の状態でありますけど、こちらのほうに設置してあります。こちらの部分につきましても、既存の集水ますのほうに位置づけているんですけど、勾配の関係上、このような形で露出する形になりました。

3番目の点につきましても、上から見た状況ということですので、晴れが続いている日については若干その部分はなくなっているというふうに認識しています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、ちょっとこの1番の写真を見てください。

この水が抜ける穴から漏れているのがあります、見えますか。2番の穴は、これは雨が止んだときに撮ったやつです。これもこの水を抜く穴からの雨水垂れが地下水から出ているのが見えませんか。

それとね、資料4番の写真は、これは農道舗装されたところから撮りました。こここの段差、この農道から行くということはまずないですね、考えても。全部校舎からの水なんです。それと、これだけ里道が広くなったら、やっぱり周辺は利用しますよ、これ。里道計画もないけれども。

こういうことが要するに実際執行部の方々、教育委員会のほうも学校を造るときに、これ周辺整備も一緒にいろんなことをやらないといけ

ないということだと思えます。周辺の状況を改善しながら、この施設はどうしてもやらないと。今、課長がこの校舎からつくったから水漏れていない、雨水だと言っていますが、これだけたまっているんですよ。雨降っているときに撮っていないですよ、これ。雨の後、2日後に撮ったんです。

この2番目は、ちょっと大分晴れが続いた段階。それでも側溝の周辺は全部ぬれているじゃないですか、それでもまだ、水たまりあります。側溝を造っても、またこの1番のところは、側溝も造られていないんですよ。

ちょっと都計課長に伺います、都計課長。民間の住宅の建築の場合、この水処理の側溝とかもしない場合は、どの様に指示していますか、どんなふうに、この雨水改善しなさいということをご指導しますでしょうか。この処理はどういうふうに処理していますか。指導していますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

基本的に雨水に関しては敷地内で浸透させるとか、そういう処理を依頼しているところです。ただし、それで処理できない部分を接続とかそういう感じで協議しているところでございます。

今のこの小学校の擁壁については、この小学校の改修事業で、小学校の建築工事で設置した擁壁ではありません。平成28年でしたかね。グラウンドのハブ防除工事で擁壁を設置しております。そのときに、やはり擁壁からは水抜き穴から水は出てくるものなので、そのときに、ハブ防除工事の擁壁を設置したときに側溝を設置しております、調べたところですね。

この舗装されているところ、舗装されていないところ、この違いは、こちら里道として法定外道路になっているんですけど、そこからまた北側のほう、2軒ぐらい住宅があるんですけど、そちらは舗装されております。この学校からまた農道までの間、反対側の農道までの間も舗装

されております。今、舗装されていないところは畑になっているところがございます。畑に関して、畑を使うために都市建設課のほうで舗装工事、そういうものはやはりできないので、今、畑になっている以上、都市建設課のほうではこの舗装などを行えない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、僕はね。この学校工事、今、もう確かにこの擁壁は運動場の改修工事にハブよけで造ったことを理解しています。ここ造った段階で、反対側は、農地側には側溝がありますよね。ここはもう側溝もない。この水、二、三日してもまだ水たまりがあると。こういう状況はどうなのかと。だから、学校を造るときにこういう周辺のことまで考えていろんな整備事業を入れてほしいんですよ。そこを望んでいるわけ、僕は。

それで、住民から、畑であるからということですけども、皆さん方、この4番の写真、この農道を舗装して、農道からこの出入口しているんですよ、逆を言えば。都計課長もそういう考えで話したら、違いますね。農道からの出入口は皆さん方、住宅建設でもオーケー出さないでしょう。

ぜひね、こういうことはちょっと考えていただきたい。建築に関して、副村長がよく御存じですので、このパイプとかこういう状況というのを副村長、どう考えますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

先ほど都市建設課長からもお話ありましたが、この擁壁については平成28年度、ハブ対策事業で入れた擁壁で、確かに背後の里道は2メートルから3メートルぐらいあります。ただ、予算的に今の里道を整備することができなかったもんですから、恐らく、これは教育委員会で整備していますので、今現在になっていると思います。

まず里道を整備するには、それ農林事業とかいろんなものが考えられますので、その辺を担当課にあるかどうか、ないか、それも含めて今後やっていければなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今日、産業課長がいらっしゃらないからまたあれでしょうけれども。

ぜひですね、農道でもいい、ここに排水を造らないといけないと思うんですよ、この擁壁の隣。1番のところは。

2番は設定したので、1番は設定していない。水の量がないから設定していない。この隣地の畑の方は、ここから。これ僕が最初に行ったときは、この一番の入り口のところに車止めて、奥まで入らず、そこから荷物を運んでいるんですね。

幾ら道路とかは、農業で使うのと、皆さん方生活で使うのと法律的には分かれているかもしれませんが、基本的には村民が使う道路なんですよね、農道も普通的生活道路も。そこを改善しないと、どんな考えかなと分からないです僕は。ぜひこの公共施設でもいろんな造る段階では、この周辺整備をぜひ考えていただきたいと。

それと大枠2番です。この周辺整備。これね、僕は小学校を見にいったときにそう思ったんです。中学校の件でも周辺整備、まだまだですよ。皆さん方、農道の代わりに、上に代替の農道を造ってくれと、西側の新中学校の、計画しなさいとお願いしているのにできないということ。安里のムラガーは、安里郷友会というものも持ち物なんですよ。そして、この皆さん方、中学校建設のときに、1つは拝所の土地も皆さん方が協力して郷友会が協力して買うことになったと思います。そのムラガーの入り口は道路を造ってほしい。何度も言いますけれども、拝みの人が意外と多いです。また皆さん方が学校敷地内から入って通るほうが近いですよということですけど、これが一々許可を取ってまた

入らないといけないことになる。

もう一つ、そうしたら副村長、この農道代替地というのは、産業振興課長もいませんけど、2つの農道を潰しますよね。この代替地というのはどんなですか。この北側、西側に2筆、まだ農地が残っていますよ。どんなですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、移転予定地区である地区には、今2つの農道が入っているのは私たちも承知しております。今回の土地を全て買上げしておりますので、こちらについては農地がないために、配置替え等については考えておりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、違うんですよ。1筆でも使う、1人でも使う農民がいたら、農道をなくすことできないんじゃないですか。代替でも造っていただかないと、どうしようもならないですよ。皆さん方、公共事業をするから、住民が要するにもう不便な状態で大丈夫だと思いますか。村長、これどう思いますか。住民が不便かかっても、公共工事はそのまま進めるべきかな。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

先ほど教育課長から話がありましたけれども、今回の農道付け替えというのは、あくまでも土地改良区の農道だと思うんですよ。それで、その辺は全部用地買収も終わって、それから農地の付け替えの農道というのは学校敷地内ではできないんじゃないかなということで、僕も教育課長とも話は何回かしたことがあります。

今、章議員の話では、1人でも農業をする人がいれば、農道の代替地は必要じゃないかという話をするんですけど、それは、今からその人とも会って、本当に必要かどうか議論しないと。今、章議員が言っているだけで教育委員会

もなかなか動かないと思うんですよ。今、教育委員会の中では、正門から入って行って拝みに行くという計画を持っていますので。あとはこれをまた住民説明会がありますので、その辺で議論を高めればいいんじゃないかと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 前議会でもお話ししましたがけれども、皆さん方、不審者情報、今度も出ましたよね、先週ですか。不審者情報。これ保護者からよく来るんです、また不審者情報が出ましたとかいうの。許可をもらって行きなさい、そこを通りなさいって、相当矛盾してないかなと思うけど。この拝みがあるときは、その日に限って、日曜日でもなんでも、祝日でも、通らんといけないわけです。そのときどこで許可をもらうんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 安里のムラガーへの進入については、校門のほうから入ることは可能です。土日の運用につきましては、今後、学校ともいろいろ調整していくんですが、今回、小学校においても中学校においても、地域開放された施設ということで、土日はなるべく、この区間については、休みの期間でも交流ができる場として活用していきますので、そのような対策を講じていくというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、地域交流も要するに考えていらっしゃるんですよね。しかし、この地域のことをもっと考えていただけないか。いちいちね、要するに管理、入っていいですか、許可をもらうのにどんなするのかなと思って。この沖縄の独特で井戸を拝んだり、拝所も拝むのは、この人とおびにいらっしゃるんですね。今日、この拝所、鍵を開けてくれんとかね、すぐ急に来るんですよ。学校内に入る許可はどんなして取りますか、すぐその日。その日でもす

ぐ皆さんオーケー出すんですか。しかし、メールには、学校の生徒の保護者には、不審者情報も気をつけてください、迎に来てくださいとか、そういうメールが最近多いんですよ。それは、以前から言うようにどう振り分けするのか。この敷地は教育委員会が買いましたけど、同じ村のじゃないですか。これは全部、中学校の建設資金は全部補助金ですか。何%ですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

パーセントというのは、ちょっと比率は事業費が確定していないので持っていませんが、基本的には学校校舎と体育館、建物については補助が適用する部分、できない部分がありますので、それに応じた補助金を申請してまいります。

あとは、外構につきましては、グラウンド整備のみとなりますので、外構については補助金は活用できません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 何か一般財源からゼロ%で、どのぐらい、大まかでいいですよ。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

一般財源については、今後、補助金申請と起債が入ってきます。あと、中城小学校につきましては、建設基金のほうも一部充当してきています。なので、一般財源については、これまでも申しているとおり、建設事業でなるべく負担をかけないように、現在ある補助金、あと起債、基金を活用していきたいということを考えていますので、今何%ぐらいというのは直接申し上げられませんが、なるべく低く抑えていきたいというふうに考えて整備を進めていくところです。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうしたらもう一度

だけ。

僕が望んでいる農道の代替地というのは、そこは要するに財源は別として造れないということですよ。どうして造れないのかだけ。補助金とかその対象に係るからなのかどうなのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 現在、基本設計を進めている段階において様々な面から協議して来ています。金城議員がおっしゃるように、校舎の中からの進入口にするのか、外構からなのかとかいうのも様々な角度から検討していません。代替地を回すとなると、維持管理の面において、こちらに道路を設定すると、教育委員会のほうでは整備ができないとか様々なものがあります。あと、今後の利用活用も含めて今現在、中を通すほうが経費的に、あとは維持管理においても重機も入れるような設定をつくっていませんので、そのほうが利活用ができるというふうに考えて今進めています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では村長、今の答弁聞いてね、副村長でもよろしいですよ。何か別の考えないかどうか。これ教育委員会の施設だから道路管理できない、都計課もあるじゃないですか。同じ村ですよ。管理を分けないといけないの、道路管理は。都計課で済むことだと。それか産業振興課がどっちかでしょう。農道の代替地なら産業振興課かもしれませんよ。村長、副村長、どちらでもいいですよ、どうしてできないのか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

できないんじゃない、できるんじゃないかという話があるんですけど、今回のこの計画、全体計画を見ながら、今、基本設計も入れながら、教育委員会のほうでやっていますので、農道を開けようと思えば、それはできないことはないです。ただ、そこには、さっき課長からもあつ

たように、維持管理、それから年に何回こっちにムラガーに行くか分かりませんが、その辺の維持管理がすごくかかるんじゃないかなという懸念もありますので、今のところは農道の代替地というのは、そこをするのは厳しいと私のほうは考えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、管理は同じ村でしょう。どの課がやろうがあまり変わらないと僕は思っていて、そのの通り道を開けて、校舎内からも通り道を開ける。何が違うのかな。ちょっと僕は理解できないですね。あるいは施設内でフェンスで囲って、ここは中学校の校舎内ですと、これ敷居があるから、ないからなのか。近くに通る道路の管理をそこで教育委員会が管理上難しい、維持管理が難しい、都計課か産業振興課に任せればいい。

後ろ側にこの用地は、前でも開けるとおっしゃっているのに何が変わるのかな。理解できないんです、僕は。もう一度ちょっと説明できますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 今、基本設計の段階でいろいろ案を検討しています。こちらのほうにつきましては、2月の説明会でも、そのように十分に説明できるように検討しているところです。現状とか、あと財源面、いろいろ考えたときに、維持管理も含めてですが、今はこの形のほうがベターというふうに考えて進めるために、その方向で今進めているところです。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長ね、毎回そういう答弁しますが、計画出来上がる前に、僕は、それで要請、毎回毎回質問を出すんですよ。皆さん方、計画だからこれでいいですかというと多数決だけ。出来上がった後にまた区民から苦情あったら、僕はもう区民にまた申し訳ないと思って毎回質問するんですよ。

そこに道路通れるように、先ほど答弁では重機も通れるような通り道を作るとおっしゃっているのに、何が違うか分からないですよ。村長、違いが分かりますか、今の説明で。この道路の説明、課長の説明で。重機も通れるような設定に中学校にすると。しかし、管理上、教育委員会ができないと。何が違うのかちょっと、答弁聞いて分かりますか。村長に聞いている。課長が答弁しても一緒だよ、村長に……

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 金城議員がおっしゃっている部分につきましては、こちらの設計上でも、中での維持管理もいろいろ対策として必要ですので、両方に道を作るとというのが今厳しい状況です。面積的にもグラウンドと体育館を基準を満たすために、今、面積を取っていますので、外側に道路を作ると敷地内面積が減ります。その部分を確保していくことも考えつつ、そこをそのような形で計画しているところです。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議長、僕は村長にもちょっと答弁願いたい、今の件で。担当課長からは全く同じ進まない。考え方が違うから村長に求めているんだよ。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正……、村長答えますか。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほどから議員と、あと担当課とのやり取りを聞いておりましたら、私も教育総務課長の考えのほう合っているのではないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の説明で、もう教育総務課長が合っていると。もう執行部だからそういう考えで。本当に今の答弁聞いて、村長、この道路の管理で、校舎内にフェンスの1枚、

中であって、管理上できる。同じ村の施設ですよ。産業課なのか都計課なのかただ違いだけで。維持管理上、この不備があると。重機の通れる道も設定するという答弁ですよ。それでそういう教育総務課長が答弁しているから、そういうことで考えるんですか。もう一度だけ、そういう考えなんですか。議長、村長に。

○議長 伊佐則勝 違うよ、ちゃんと説明して、もう一度。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 私たちの学校建設についてはいろんなケースを想定してやっています。今現状として、配置については、運用面と資金面も考えつつ、あと、今後の部分も考えると、今現在進めている案のほうが効果的というふうに考えていますので、そちらを進めていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の中学校施設内に郷友会の持ち物の土地がありました。そこは先ほど話したように協力して買っていただいた、そのままね。これ差し戻すことできるの、そうしたら。お金返せば、要するにこの郷友会の敷地、買戻しできるかどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 基本的に買い戻すことはできないというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この人たちは今の村長じゃなく、前村長からの引継ぎでありますけれども、買う人はそういう相談も乗っている人がいるんですよ、この施設は。皆さん方はもう縦社会で、横とつながり何もなくて、そこでどうしようもないとおっしゃるけど、地域のことを考えないと、何で僕が中城小学校のこの新設の中小のことを見に行ったかで、この中学校建設もこういう、いろんな苦情が出ないうちにいるんなら周辺整備をすべきだと思う。計画立てた

から、皆さん、変更できないとしか言わないですよ。そこをぜひもう一度考えてください。土地を提供した地主さんからは、そういうことがあるんですよ、農道は。買ってしまえば、自分たちが校舎勝手に造るとかいう。地域の住民の声を聞いて公共施設は造ったほうが理想的なものですよ。

村長、公共施設は、執行部が総意があれば勝手に進めていいということを考えていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 もちろん計画が進んで、勝手に進めていいというわけではございません。先ほどからありますように維持管理の面ですとか、あと費用の面を考えますと、今の計画のままで進めていきたいなというふうには思っております。章議員には章議員の意見、またこちらのほうでは、もちろんいい環境をつくるためにやっておりますので、それが私の意見でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、地域住民が反対したら、公共施設造れないんですよ。僕は、僕の考えだけでこれ進めていると、村長、そういう今の答弁ですけど、そうじゃないですよ。この地区に住んでいる地域の方々がそう望んでいるから僕は話しているんですよ。計画が進まない前に、それで議会でやっているんですよ。担当課長と進めてもらちあかんし。ちゃんと議事録に残すためにこれやっている。

もう一度、そうした計画、地域説明会、2月と教育長は答弁しましたが、中学校の実際の計画案、これ出来上がった段階で変更できるかどうか。それと、何月からまた中学校着工の予定なのか。図面は、ちゃんとした図面がいつ出来上がるのか。

それと河川計画はどうなるか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 現在、中学校の

建設につきましては基本設計を進めています。今月から12月にかけて、もう基本設計を固めていきます。その段階において、2月に住民説明を行っています。その際に、地域の方たちにも、この学校の施設及び外構についても納得できるように説明をしていきたいと考えています。

あと、変更できる部分につきましては、内容に応じて、もし不備だとか問題がある場合については検討していきたいというふうに考えています。実際、実施計画に入らないと……、向けて決めないと形ができませんので、今それを進めています。

河川計画につきましても、現在、中学校の真ん中のほうにますを設置して、水路を流す計画というのは確認しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、この河川計画でね、課長、中学校建設の上の河川があふれば、この今の僕が言っているムラガーのほうにずっと流れていくんです。そこもムラガーの末端からはちゃんと中学敷地内に入って、小さい側溝ですか、そこが河川があると思います。周辺整備のところね。そこもちゃんと整備しますか。これ側溝はそこに入っていないのかどうか。ムラガーの毎回あふれて出る水の処理、側溝ですけれども、ここはどうなのかな。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 今回の学校建設におきまして、議員がおっしゃっている箇所の排水のほうにつきましても若干整備をしていきます。というのは、今現在通っている水路の改修も行いますので、ボックスのタイプを入れますので、そちらの整備を行うときには一時的、そちらのほうに水を少し流さないといけないので、そういうのも含め、こちらのほうも整備していく予定です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 前に進まないですね。

それでは次、避難道については計画はまだだとお話でしたけれども、ここは上の山、安里地区の山のほうに逃げる予定だと考えますけど、今の正門からの予定なのか、また裏門というか、今、僕が求めている、そこに花屋さんがありますよね。そこのほうに逃げる、329が近いんですけど、どこのほうがいい案か。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、避難経路と避難道につきましましてはいろいろ、今後、学校長とも調整をしていくことになっていきます。実際、学校長との協議が重要であり、現段階では安里地区のほうを通る方向、もしくは奥間とか当間のほうに逃げるのかというのを、避難経路とするのかというのも考えていかないとというふうに考えています。

あと、その津波の到着時間によっても、この避難経路についていろいろ検討していないところがありますので、こちらのほうも十分協議していきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、答弁では各課でいろいろ協議を重ねるといふ、本当に周辺整備は各課で早めに進めるのかどうか。計画が出来上がって、先ほどの小学校みたいに周辺の人が使い勝手が悪いようなものになっては困る。ぜひこの件は考えていただきたいと。逆にこの計画に対しては、ほとんどの地域住民も一緒になって計画してほしいですね。課長たちはもう一方的なもので進めていくとしか僕は感じないから。

もう一つね、この番号の資料4番です、この写真の。この左側の電柱がありますよね。これも新校舎を造るために新しく立てた電柱だと僕は思っています。新たにコンクリートを打ち直していますよね。この電柱を支える横線のこの黄色いカバーがついたやつ。これこちらから入

っていくときに相当邪魔なんですよ、反対に出るときも。車の擦れ違いも支障を来すところ。電気を引っ張って、この電力は引っ張るかもしれませんが、この入り口に対してそういうささいなものも全然気がつかないから、大きい中学校、60億もかけて中学校を造る割には周辺に関して配慮がない。こういうことがもっと起こってくるだろうと思う。周辺整備にかけてはもっと検討してほしいですね。

以上ですけど、僕が言ったことはもう住民説明会に全部出ますよ。僕は住民からの意見でいろいろとしゃべっていますから。

ここはもう前に進まないから、1分ですけど、村長、もう一度だけ。

村長、北中とスタンスが、考え方が一致すれば観光協会と一緒にしてもいいという話、答弁でしたけど、どうですか、今度話し合って、管理協の予算も減るし、観光協会に任せて。城跡の入場料とか、そこは観光協会に任せば、収益を上げて大丈夫だと思うんですよ、外郭団体ですから。それもぜひ考えていただきたいと。

もう一つ残っていた。是非、これは考えて、考えられる、どうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 北中城村と中城村の観光協会統合ということなんですけれども、確かに削減にはなると思うんですが、今後お互いの会員もおりますので、事務局長、会長含めてよく協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員、時間ですのでまとめてください。

○12番 金城 章議員 課長、この資料5番、6番、これに対して何か感じることはないかな。6番は、このすぐ入り口の上です、このひび割れは。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま

す。

5番については給食の搬入、6番につきましては、こちらは多分、小学校の水漏れがあった箇所の補修だというふうに見ています。

○12番 金城 章議員 補修は終わったかどうか。

○教育総務課長 我謝慎太郎 補修は終わっています。

○12番 金城 章議員 ここまでちょっと質問が間に合わなかったんですけど、この給食の搬入ももっと考えていただきたい。校舎を造るには考えていただきたかった。造ったばかりで、このクラックも出ている状況ね。もう今度、検査して、どこに何があるかちょっといろいろと調べていただきたいと。ぜひお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (14時26分)

~~~~~

再 開 (14時40分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、2番 玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま議長のほうから許可を得ましたので、一般質問をしたいと思えます。2番 玉那覇 登でございます。

それでは、大卒1、水道管老朽化の対策について。

本島北部の水道管が破裂して漏水する事故が24日、大宜味村内で発生し、本島中南部の17市町村で断水のおそれがあると発表されましたが、本村においては断水はなかったと聞いています。本村の水道事業は、昭和43年に供用開始していますが、57年も経過した水道管は老朽化し、漏

水や道路陥没のおそれがあります。老朽化や更新対策について伺います。

大枠2、ハラスメント対策について。

近年、全国の自治体で首長の不祥事が相次いでいます。内容はハラスメントのほか、学歴詐称など様々です。中でもパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等が多く、社会問題となっております。

どちらかというパワハラやセクハラは内的、内側なハラスメントで、カスハラは外的、外側からなハラスメントと考えております。その対応をお伺いいたします。

大枠3、物価高騰対策について。

政府は、28日経済対策の裏づけとなる2025年度補正予算を閣議決定しました。12月上旬の臨時国会に提出し、年内成立を目指すとあります。経済対策の柱である物価高騰対応に子供1人当たり2万円一律給付、電気・ガス料金補助等、また、自治体が自由に使える重点支援地方交付金がありますが、本村ではどのような施策を行うかお伺いします。

大枠4、中城村の祭りの実施について。

本村が主催、協賛、助成している祭りの種類、予算、場所、来客数等をお伺いします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、水道施設の老朽化・更新対策についてでございますが、議員御指摘のとおり、中城村水道事業でも水道施設の老朽化は深刻な問題でございます。水道管の耐用年数は40年とされておりますが、本村の水道管の中には50年余り経過したものもございます。そのため漏水調査などの点検業務を実施するとともに、優先度の高い施設の更新工事を実施しているところでございます。

続きまして、大枠2のハラスメント対策につ

いてでございますが、中城村職員のハラスメントの防止等に関する規定により、セクハラ、パワハラを代表するハラスメント防止のための措置に関する必要事項を定め、ハラスメントの防止対策、ハラスメントの理解を深めてもらうための研修会の実施や管理職研修において、ハラスメントに関する内容を充実させるなど対策を講じているところでございます。

そのほかにハラスメントに対する相談員や対策委員も、職員及び外部機関から選任しており、相談環境の構築も行っております。

カスハラ対策につきましては、令和8年1月に研修会を実施する予定で、窓口業務の多い職種を中心に受講していただく予定でございます。

現時点でカスハラに対する規定やマニュアル等がないため、今後の研修会等を活用し、知識と理解を深め、規定の整備等検討してまいります。

続きまして、大枠3、物価高騰対策についてでございます。

現時点では、中城村への配分額が示されておりませんので、現在は各課からの事業提案を募っている段階でございます。今月中に決定するよう進めてまいります。

続きまして、大枠4、中城村の祭り実施についてお答えいたします。

村が主催、協賛、助成している祭りの種類、予算、場所、来客数等でございますが、産業まつりが予算が100万円、うち村の補助金は20万円でございます。場所は吉の浦会館及び駐車場、来客数が約3,000名となっております。

昨日も福祉まつりが行われまして、玉那覇議員は保護司としてPR活動、寒い中ではありましたがけれども、されておりました。昨日も結構多くの皆さんが集まっていたのではないかなと思います。

続きまして、護佐丸まつりが予算2,380万円、場所は中城城跡、来客数が7,646名。

続きまして、中城産業まつりが予算が1,000万円で、場所は中城村公共駐車場で2023年開催の来場者は6,511名でございました。

続きまして、生涯学習フェスティバルが予算が約42万円、場所は吉の浦会館と村民体育館、来場者は約1,000名でございました。

護佐丸の響きでございますが、予算は約70万円、そのほかに研修費もこれには含まれております。場所が吉の浦会館、来場者数が約300人となっております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ありがとうございます。

令和6年度の決算で第7次拡張事業が平成29年から令和8年までの10年間で行われて、南上原ポンプ場関連工事とか老朽化の更新工事等を行ってきたとありますが、県内や県外での漏水や道路陥没など起きていますけれども、やっぱり新聞報道なんかでもよく見られるように、事前の点検では問題はなかったと記事があります。12月4日にも沖縄市の比屋根で漏水が発生していますね。

老朽化した管は、いつ破裂するか分かりませんので、そこでお伺いします。50年以上たっている管もあるとありましたが、この質問もありますので。

本村の水道管の延べ距離数と、それに関わる更新工事を行ったりとか耐震工事とかも含まれると思いますが、それは大体何%ぐらい完了しているのかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 玉那覇 登議員の御質問にお答えします。

本村の水道管の総延長は140.8キロメートルに上ります。そのうち耐用年数を越えた、40年を超えたものは29.9キロ、パーセントで言いますと21.2%になります。

更新の度合いということなのですが、今直近

5年程度の平均の更新している延長としては、年間1キロ程度しか更新ができていないという状況であります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ありがとうございます。

耐用年数が40年と言われていますが、これを超えている管が29.9キロですかね、21.2%あるというふうなことでありましたが、ちょっとまたさらに村長の答弁で、50年以上の管もあるということではありますが、これも何キロぐらいあるかどうか、大体どの辺、場所とかももし分かればお願いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 50年以上超えた水道管に関しては、ちょっと具体的な数字はお示しできませんが、場所として、こういったところが多いというのは、国道の横断箇所になります。今現在、泊の横断の工事をしているところでありますので、今後、国道の横断箇所を重点に整備していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。

それともう一つ、有収率というふうなことがありますよね。令和6年度の決算では、本村の有収率は94.22%というふうに出ておりますが、これは当然のこと、配水量から有収水量を引いた値が約13万8,911立方メートルになっておりますね。これが要するに言わば94.22%になっているということですけど。13万8,914立方メートル、これは言わば漏水なのか、原因が分からない水だというふうに解釈されますけれども、大体この容量に対して、水道料金に換算すると幾らぐらいになりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 ただいま有収率のお話がありました。約5%強程度が、水道の入れられている水の5%程度が逃げているという状況

であります。ですので、恐らく1,830万前後程度の、本来得るべき収益が逃げているような状況であります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 言わばこの水が年間1,830万程度の無駄な税金が流れているというふうなことになりますよね。それをやっぱりなくさんといけないんですけれども、この7次拡張事業が来年の8年度で終わりますけれども、次はまた、次は8次計画というのをこれから立てていって、そういった更新の計画とかそういったのを立てられるということになりますんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 玉那覇議員の御指摘のとおり、今後また8次計画では、7次で着手できなかった箇所も一部ありますが、ほとんどは老朽化の更新であったり、耐震化の更新、そういったものを進めていく計画であります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 1,830万の水が流れているということで、水を大切に8次計画でやってほしいと思います。

ちなみにこの断水をしたときの新聞記事に、オピニオンという投稿がありましたけど、ちょっと私もこれを見てびっくりしたんですけど、45歳の投稿者でありましたけれども、蛇口をひねれば水が出ることは当たり前のことだと思ってたと。県内で水道水が出なくなるなんて想像することもできなくてびっくりしたというふうなことで、改めて水の大切さを知ったというふうなことが新聞に載っていましたがけれども、私たち、今60代、70代、80代の人たちというのは、断水というのは毎年当たり前のように経験して、節水をするように県からもあったりとか、断水というのは慣れていた状態で。今の若いものというのは断水のことすら分らないと。経験もしたこともないんだろうなということで、

この記事を見てちょっとびっくりしたんですけど、改めて水の大切さを知ったというふうなことがありました。

そういった意味では、しっかりまた、昔という前はどの家でも、建てる時にはタンクを設けていたんですけれども、最近はまだ断水というのものないものですから、ほとんどの新築とか家を建てる場合は、タンクなしの直結というふうなことでやっていますのでね。やっぱりそういった漏水で断水等が起こりますと、また不便を来しますので、ぜひまた今後、そういった老朽化の対策に取り組んでほしいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、大梓2のハラスメントについてです。

規定が設けられて、パワハラ、セクハラとか規定が設けられて、これのように対処をしていると、研修もしているというふうなことでありました。非常にいいことだろうと思っております。

皆さん御存じのとおり、先月の新聞報道で、どこの自治体とは言わないんですけど、ある自治体のアンケート調査が掲載されておりました。2年以内にハラスメントを受けたことがあるのかの問いに、回答者の4割が「受けたことがある」というふうに回答しております。4割がパワハラを受けていると、ハラスメントですね、ごめんなさい。加害者については、係長以上全ての職種が、パーセントは別としてありました。その中で特別職も含まれて、議員も載っておりました。

内容的には、飲み会のときに体を触られたとか、提出書類を机の上に投げ捨てられたとか、机をたたくなどがありました。その後、被害者はストレスで、心身の不調や休職などに及ぶといったことまで追い詰められたというふうなことでありました。

この記事を見て、まさか今の時代にこのよう

なことがあるのかというふうに非常にびっくりをしたんですね。そこで、我が村は大丈夫だろうなど、大丈夫であるとは思いますが、そこで、本村でもそういったアンケートとか、そういったものを調査したことはありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員の質問にお答えをいたします。

これまで各種ハラスメントに関するアンケートについては行ったことはありません。先ほど村長からありましたように、職員のハラスメントの防止等に関する規定、令和2年に制定しておりますが、それから今までゼロ件ということで、申立てはない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 調査をしたことはないというふうなことがありましたが、パワハラとかセクハラについては、いろんな関連する法令がありますので、対処はされていますけれども、カスハラについては、本庁舎の1階でも一日中ずっと居座る人がいたとか、そういったのも以前はありましたけれども。前から何件かありはしたけれども、社会問題になるということが最近になったということでもあります。

もちろん皆さん御存じのとおり、カスハラというのは、顧客ですね。顧客から従業員とか就業者に対して著しく迷惑行為を行うと。暴言、暴行であるとか脅迫とか、過度な要求とか暴言などを行う不当な行為であります。

今月のまた新聞記事に、自治労連、自治労、公務員の連合ですね。自治労のカスハラアンケート調査で、調査が公表されて、これで7万1,000人が回答したということで、職場で一度でもカスハラを受けた人が48%があったと。約半分ぐらいで、その受けた人の中に健康状態に影響が出たという人が43%あったということでありまして、そういったいろんなカスハラについての社会的な背景等があって、今年の6月に

改正労働施策総合推進法という法律の中に、カスハラ対策が盛り込まれて、6月11日に公布されたということでもあります。この法律は、公布日から1年6か月以内に施行されるというふうなことでありますので、内容的にも様々な取組が義務づけられていますが、本村もこれから取組まないといけなくなるだろうな、遅くとも来年の12月までにはもう施行されるわけですから、取組まなきゃいけないだろうなというふうなことになりますので。

そういった意味でも、やっぱり資料としてでも、そういった調査も必要ではないかなと私自身は思いますが、そこで、本村についてちょっとお伺いしますが、カスハラ、これはいろんなハラスメントです、パワハラ、セクハラ、カスハラ、全てのハラスメントを原因に休職をした人とか退職者等がいるかどうかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員のご質問にお答えいたします。

ハラスメントによる件数、相談内容については、先ほど申し上げたとおりゼロ件でございますが、窓口で、カスハラの部分について、病気の中の主要なものではないんですが、一部含まれるものもこれまであったと認識をしております。それについて、我々も調査管理規定を見直しをしながら、職員が働きやすい組織体制をつくるためには、今、玉那覇 登議員のおっしゃられたカスタマーハラスメント、顧客による嫌がらせをどう対応していくかというのは全庁を挙げて考える必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 窓口対応や電話等でカスハラが何件あるかというふうな質問をしたかったんです。何件かはあったというふうなことであります。事業者は、就業者の安全及び健康を害する様々なハラスメントを未然に防止す

る必要があると、措置を設けなければいけないというふうなことがあっております。これからカスハラに対する村の方針の明確化と周知、相談体制の整備と、またケアの体制の整備とか、マニュアルもこれから作成するということがありますので、マニュアルの作成と研修の実施、学校のほうもこういった保護者からのクレームとかのマニュアルもあると思いますが、そういったマニュアルの作成とかですね。証拠となる記録と必要に応じた法的措置の検討とかいうふうなことがあります。

最近では、いろんな電話をして、何か予約の電話であるとか、通信販売じゃないんですけども、電話でやったときに、録音をするというふうなことがほとんどもう普通になっています、大きな会社とかは。電話したときにね。この電話は、品質を向上する目的で録音させていただきますという感じで、そういったやっぱり録音とかのことも今後はまた必要ではないかなと思っております。

そういったハラスメントのない、これからまた職場の環境づくりをぜひやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、大枠3、物価高騰対策について。

これは今日の午前の質問にもありましたが、今日、昼のニュースで、あしたで臨時国会が閉幕するというふうなことがニュースであったようですけど、今日中にはこの補正予算も決まるのかなと思うんですけど。今、村長の答弁もありましたけど、企画課長の答弁にもありましたけど、今のところこういったものを物価高騰対策としてやるかというのを募集をしていると。まだ決まってもいないというふうなことと、補助金もまだ金額が決まっていないというふうなことがありました。

いろんなものをやると、全国的にも、米券はもう配らないという自治体もあれば、プレミアム商品券であるとか地域ポイントとか、現金の

配布とか、いろいろ方法はあると思いますが、ただ米券については、いろいろニュースでもやられているように、500円の米券が440円、12%が手数料が取られて、60円取られるということで、そういった手数料、経費がかさむということで、配らないところもあるようでありまして、配らないという宣言をした自治体もね。

いずれにしてもこういった早めに、昔、現金給付とかプッシュ型とか、答弁でよく聞かれましたけれども、早めに村民の手元に届く、また、そういった経費がかからないで、また、村の職員が負担にならないというふうなものをやって、考えて、村民の無駄な経費がかからないようなものがあるのかなと私自身思いますので、その辺もまたよろしく申し上げます。

次に、中城の祭りについてですね。

いろんな祭り、護佐丸まつり、産業まつり、生涯フェスティバルとか、いろんな予算と来客数とか出していただいて、本当にありがとうございました。大きな祭りとしては、村では護佐丸まつりが一番大きな祭りなのかなと思っておりますが、中城まつりというのはないですね、生涯学習課長。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

過去の本村の祭りは中城まつりでございましたけれども、世界遺産に中城城が登録された後に、城跡のPRも兼ねてということで、名称も護佐丸まつりに変更して、開催場所も城跡ということで変更しております、現在は中城まつりはございません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 世界遺産に登録されたという記念で、アピールするというので、中城まつりが護佐丸まつりに名称を変更して、城跡でやっているということでもありますね。これは2年に一度でしょうか。毎年ではないですよ。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 現在の方針では2年に一度、産業まつり、護佐丸まつりと交互に開催する方針となっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。

産業まつりと、中城産業まつりになるのかな、これと中城産業まつりは約3,000名で、護佐丸まつりが7,046名というふうなことであります。大きな祭りを交互にやるということでもありますね。

よく聞かれるのが、この護佐丸まつりを城跡で今現在行われていますが、何回目になるかちょっと後で答えでいいと思いますけど。そろそろ下の陸上競技場に移して、そこでやったらいいんじゃないかという意見も結構あります。というのは、予算面でも吉の浦の公共駐車場から大型バスで送迎をしていますね。そういった予算であるとか、また向こうについても、城跡まで上がる上り坂、帰りの下り坂、酔っ払って転んだとか、そういうふうな話も聞きますので。やっぱりちょっとお年寄りにとっては、この坂がきつかなというふうなことで。陸上競技場に来たら、昔は中城まつりということで向こうでやっていたけれども、非常にお客さんも多くて、予算もかからないのではないかなと想像しますけれども。その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 先ほどの答弁の補足を付け加えて答弁させていただきますけれども、第1回まつりが昭和54年に開催されておまして、9回までは中城まつりということで、中学校のグラウンドや、吉の浦公園で開催しておまして、第10回平成22年から中城護佐丸まつりとして、城跡での開催という形で5回開催しております。新垣善功議員からも御質問ありますけれども、議員からお話があるとおり、城跡

でのメリット、デメリットもございますので、来年の祭りにつきましては、吉の浦周辺でも可能かも含めて検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 陸上競技場、駐車場も、公共駐車場等も広いですのでね、ぜひ向こうで開催されることを望んでおります。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時16分)

## 令和7年第7回中城村議会定例会（第5日目）

|                                |                 |                      |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年12月12日（金）   |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和7年12月16日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和7年12月16日（午後3時29分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                  | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         | 16 番                 | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 14 番            | 新 垣 善 功              | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃              | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍                | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子              | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡                | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 永 川 幸 徳   |
|                                |                 |                      |                                    |           |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、13番 新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、おはようございます。

本日のトップバッターとして議長の許可を得ましたので一般質問を行います新垣博正です。

それでは、早速ではありますが、質問書の通告書のとおり質問をしたいと思います。

大枠の1番、伊集地内傾斜地土砂崩落について。

伊集宇宙原で11月14日金曜日、前日の大雨の影響により以前から指摘されていた傾斜地上部の産業廃棄物中間処理施設敷地造成に伴う盛土が、午後8時頃崩落し、広範囲にわたる大量の産業廃棄物（コンクリート片等や土砂、なぎ倒された樹木等）が住居集落の住宅地近くまで到達する事態となりました。幸いにも人身被害がなく、区民は一応の安堵はするものではありませんが、今後、当該地をさらなる地滑り災害の危険性除去、安全対策、徹底した原因究明、再発防止策を講じなければならないものと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①過去に遡って当該地の開発経緯について、当局が把握している情報について時系列でお答えください。

②事業所から申請された開発行為に対する許可基準についてお答えください。

③今回の出来事は、以前から多くの住民が崩落の危険性を訴えていた結果起こった災害、自然災害ですね、というよりも産業事故と捉えられるのではないかと指摘がなされています。

当局の見解をお伺いいたします。

④法令に基づき違法性があればどのような対処が考えられるかお伺いいたします。

そして、大枠の2番、大阪・関西万博資材再利用について。

大阪・関西万博で使用されたパビリオンの施設資材を再利用し、中城中学校整備事業に活用すると報告がありましたが、今回の万博は多数の問題を含んでおり、到底子供たちの未来を照らす教育施設に再利用するのはなじまないのではないかと思います。

そこで、以下の件についてお伺いいたします。

①当局は、今回の大阪・関西万博でどのような問題が起こったか把握しておられるのかお答えください。

②当該パビリオンの現場解体、搬出、本村までの運搬費用の内訳についてお答えください。

③地元企業育成のため、村内建設業者を指名する案は全くなかったのかお答えください。

④単なるリサイクルにとどまらず、万博のレガシーやリアルな体験を含めてコメントされているが、半年しか開催されなかったイベントでそのようなことが言えるのかお答えください。

⑤設置後も万博パビリオン再利用施設としてマスコミに取材依頼していく考えがあるのかお答えください。

大枠の3番、本村のホームページリニューアルについて。

(1) 最新のリニューアルはいつ行ったのか伺います。

(2) 文化財紹介の検索が分かりにくく、戦争遺跡文化財がいまだに掲載されていないが、その理由をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めまして、おはようございます。

新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1の伊集地内傾斜地土砂崩壊についてでございますが、まず、①過去に遡って当該地の開発経緯について当局が把握している情報について、時系列でお答えいたします。

まず、平成28年10月12日、沖縄県からA事業者に対し、県土保全条例違反に対する指導。

平成30年4月17日、A事業者より、沖縄県へ、県土保全条例に基づく開発行為許可申請。

平成30年5月28日、沖縄県からA事業者に上記申請への開発許可。

平成30年8月31日、沖縄県から開発行為に関する工事の検査済み書の交付。

令和4年9月30日、売買によりB事業者へ所有者の移転。

令和6年2月22日以降、B事業者が産業廃棄物中間処理施設を設置いたしまして、産廃処理事業を行う。

令和7年9月下旬、盛土造成が行われていることを確認。

令和7年10月14日、沖縄県の県土跡地利用対策課へ現場確認依頼。

令和7年10月23日と10月30日、沖縄県県土跡地利用対策課と現場確認。県担当より、急ぎコンサルを立てて造成状況の図面を作成し、コンサルと一緒に県土・跡地利用対策課に来ること。造成面積や形状の変更が沖縄県県土保全条例に基づく開発許可の対象になるか確認する。また、現況の安全対策についても協議を行うとB事業者へ口頭指示が行われました。

続きまして、②事業所から申請された開発行為に対する許可基準についてお答えいたします。

A事業者が開発許可を受けた際、以下のような許可条件がついております。

1、本工事は、申請書及び添付図面の内容によるほか、沖縄県企画部土地対策課の職員の指導、指示に基づき施行すること。

2、開発許可後は、施行計画書等作成要領に基づき作成した施工計画書を提出し、工事着手

後は、毎月末日までの進捗状況を翌月10日までに写真添付の上、報告すること。

3、開発許可後、正当な理由がなく6か月を経過しても工事着手しないときは、当該許可を取り消すことがある。

4、工事に当たって、本条例以外のほかの法令等により、許認可の必要がある場合は、それぞれの定めに従い、事業主の責任において所定の手続を完了した後において着手すること。

5、工事施工中は、粉じんの飛散、のり面の崩壊、土砂の流出、流水の防止に万全の措置を講ずること。

6、工事施工中は、赤土流出防止対策に万全の措置を講じ、開発地周辺への赤土流出がないよう留意すること。また、豪雨出水その他天災に対する防災措置に万全を期すこと。

7、工事施工中は、工事監理者を現場に常駐させ十分監督させること。また、工事施行に伴い、開発区域内へ出入りする車両によって開発区域外の既存道路を汚すことがないように土砂の落下防止、タイヤに付着した泥の除去、その他必要な対策を講ずること。

8、工事の施工により、利害関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、万一工事において第三者に損害を与え、または紛争が生じたときは、事業主または工事施工者において、復旧損害賠償等の措置を行うこと。

9、事業主及び工事施工者は、工事を廃止し、または中止しようとするときは、直ちに沖縄県知事に届け出るとともに、損なわれた公共施設の機能を速やかに回復し、土砂崩れ、溢水等による被害を及ぼすおそれのないよう適切に措置を講ずること。

10、この条件に違反した場合、もしくは不正な手段で許可を受けたことが判明した場合、または許可に際し、遵守もしくは具備することとした事項を欠くに至った場合において、知事が指示する必要な措置に応じないときは、当該許

可を取り消すものとする。

また、産業振興課で把握していることは、11月12日に、南部林業事務所から伐採届の件で連絡を受けたこととございます。

続きまして、③今回の土砂災害の原因につきましては、県により様々な調査を行っている状況でございます。今後の復旧にも関連してきますので、当局といたしましても沖縄県と連携し、調査を行っていきたく思っております。

また、産業振興課では、現時点で発生要因の特定は非常に困難であるため、災害なのか産業事故なのかという判断はできかねる状況であります。

都市建設課の対応と合わせ、治山施設の機能を超えて流出している土砂が住宅地域等に流出しないよう緊急の土留め対策を南部林業事務所と連携して実施していく考えでございます。

続きまして、④法令に基づき違法性があればどのような対処が考えられますかという質問でございますが、沖縄県土保条例の第20条には罰則規定があります。無許可の開発行為や県の是正命令に違反した際には、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることとなっております。

当該事業所には、南部林業事務所から森林区域について一部伐採届を提出している箇所以外に伐採を行っている可能性があることから、伐採届及び顛末書の提出を既に求めているところでございます。

大枠2につきましては、教育委員会が答弁いたします。

続きまして、大枠3の本村のホームページリニューアルについてでございます。

①ホームページのリニューアルにつきましては、本年度業務で実施いたします。7月に契約を行い、令和8年2月末に構築業務の完了を予定しております。

リニューアル後は、多様化する閲覧者のニー

ズに対応し、利用者の利便性向上と、迅速かつ正確な情報発信としての対応が期待でき、迅速な情報更新作業において各担当課職員が直接ホームページの更新作業を行えるような運用を考えております。

②につきましては、教育委員会で答弁させていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

新垣博正議員の御質問にお答えします。

大枠2の大阪万博は、世界最先端の科学技術など世界の英知を結集し、子供たちに夢を与えるもので、開催できたことはとても素晴らしいものだと思います。

①報道等はありませんが、詳しいことまでは分かりません。

②PFI事業では、従来のような細かな仕様を定めるものではなく、解体、搬出、運搬費用については、現在、詳細な内訳はありません。

3番、PFI事業を行う上でSPCを設立するに当たり、事業者は出資して法人を設立することから、村が直接指名を行うことはできません。

④万博は、国際博覧会条約のルールとして開催期間は最長6か月と定められています。半年間の開催でもそう言えると考えています。

⑤事業者において公表しています。

大枠3の(2)についてお答えします。

現在の村のホームページには、戦争遺跡の掲載はございませんが、生涯学習課が作成した「発見！なかぐすく」という文化財情報サイトに移動できるように村のホームページトップ画面に張りついています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、順番に再確認も含めて質問を行ってまいります。

村長が時系列で答弁をいただきましたが、11月21日にも、また新聞の記事で再配信されてい

る記事がありまして、その見出しが「大規模崖崩れ 現場は「許可を超える開発」 県が10月に行政指導」という見出しで報道されております。

そして、村長の答弁にもありましたが、万全な対策を講ずることとか、被害を与えた場合はその責任を事業者が負うというふうに応えております。

もう既にこのような状態になっている中で、産業事故と捉えられるのは確かじゃないかなと、私個人としては思っておりますし、盛土が崩壊した、そして抑止ぐい等も現場では確認をされておられません。

これらの問題を総合的に勘案してみた場合には、もちろん県と連携しながら、最終的には判断されるのだと思います。

そこで、お伺いいたしますが、許可を超えている盛土が開発として使われていたという事実は確認されていると思っておりますが、当局としての判断としてどのような見解を持っているかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

確かに現況を見た限り、そのときですね、まだ崩れない前に、現況を見た場合には、最初に出された許可の行為の図面からは盛土がなされているようには見受けられました。それで、沖縄県土跡地利用対策課と共に現地に行って、この状態を測量して、どういうふうな状態になっているのか、最初の開発基準から超えている面積とか、盛土状態、それを確認して、報告してくださいという段階で終わっております。その状態でどのぐらい超えているのかとかというものに関しては、判断できない状態であります。目視では、明らかに超えておりました。

ただ、この盛土が、この崩壊を招いたということが現地見ても分かるおおり、上のほうに旧県道がございます。旧県道まで崩壊しているの

で、その辺がまだ調査として明らかにならない限り、これが何の原因なのかというのはまだ特定できない状態でございます。

これを当局としては、まずはこの責任の所在とか、どこが悪いとか、そういうものは今後、裁判にもなりかねない状況であると考えております。それを待って、今、復旧が遅れるというのは防いでいきたいので、まずは今、伊集のほうに堆積している土砂撤去とか、上の旧県道の部分がまだ崩壊するおそれもありますので、そういうものをまず復旧するというのを第一に考えております。

まずは、責任の所在というのは、それからでいいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 確かに、完璧に検証するには時間がかかるというのは、私も理解はしております。

それで、目視でも盛土の異常な量が搬出されていて、敷地が造成されているというのは、もう明らかじゃないかなと思いますね。下のほうからも、日々盛り上がって行く様子というのが確認されておりますが、大型ダンプで頻繁にこの土砂を搬入している姿は、たくさんの人が確認をしております。これは崩落の危険というのは、もう素人でもずっと以前から言われていて、しかも傾斜地で許可をされていること自体が非常にナンセンスだなというふうに思われます。県議会の土木の委員会も視察に来たときにも、ここから事業ができるのかというような意見が結構出てきました。

そのような中で、この事故が起こった。もちろん、村当局が許可を与えるような立場ではないということも理解しておりますが、土地そのものが村内の土地に含まれているということであれば、それなりの対処が必要ではないかなと思います。

今回のこの崩落によって緊急にいろんな措置

をされておりますが、これらの予算はどのような扱いでなされているのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今回、この土砂災害が起きた段階で県の海岸防災課、中部土木事務所の維持管理班、それからまた南部林業事務所も含めてこの一旦中城の伊集側については、この土砂が今堆積している状態から流出を緊急的に防ぐために、中部土木事務所のほうで大型土のうの設置、南部林業事務所のほうでも今後河川からの土砂の流出を防ぐために、今後また大型土のう設置とか、また河川のほうにフィルターユニットという水だけを通せるような土砂の流出を防ぐようなものの設置を県のほうで、中部土木事務所と南部林業事務所のほうの予算で今行う予定であります。

ただ、今後またこれだけで梅雨時期までもう半年もございません。梅雨時期に大雨が降った際にこれだけで止まるとは思いませんので、今後やはりこの土砂の撤去、そういうものも今後県のほうに要請していく予定でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 事業所が関わって、そのような状態になって、事業所がそれらに対してどのようなやはり搬出であるとか、責任の部分というのは、全く問われないのでしょうか。今どのような立場になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 いろいろ沖縄県としてどう動いているかというのは分かりませんが、その事業所との間で今、当局としてやり取りしているということとはございません。

まずは、起こってしまったものに対しての、先ほども申し上げましたとおり、梅雨時期までもう期間がございませんので、この事業所の落ち度ということでそういうものを追及して、そこにさせるというのは、まずちょっと不可能で

あると思っております、この緊急としてはですね。それなので、今は緊急的に今後見込まれる二次災害、その除去に当局としては力を注いでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 事後の処理を緊急に講じなければならないというのはよく分かりません。それも、しかし公費で行うというのに対しては何らかの形でやっぱり納得がいかない部分が出てくると思います。

そういった意味においては、並行してこの事業者の責任と、そして工事に係る費用というのを算出し、裁判になるという話もありましたが、仮処分でもいいと思うんですけれども、財産の調査も行いながら、しかも新聞報道の情報では重機とか15台ぐらい崩落して、そのまま放置されている状態。そして、ほかに大型ダンプとかコンクリートミキサーとか、あるいはまた発電機のようなもの、破碎機のようなものとか、様々な機器がその現場に放置状態で置かれている。それらについても勝手に持ち出ししないようにするとか、それらの問題をしっかりと並行して、県と情報を連携しながらやるというのが大変必要なんじゃないかなと思います。

この辺は県任せじゃなくて、県の情報を共通認識として答えられるように持っておくべきじゃないかなと思いますが、今後、県との情報交換の頻度というのはどのように行われていくのか、お伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、今のこの事業所との問題に関しては、やはり何も決定していない状況では、先ほど裁判とかという話もいたしました。これに関してもあくまでこれは何も分かっていない状況では、この当局としてちょっと想定されるものを申し上げただけで、今後どうなっていくかというのははっきりとは言えない状況でございます。これが今後

の復旧にどう影響するかも分かりませんので、私どもとしてはこれは言えないです。

ただ、県と情報共有、そういうのはこの復旧に対しても今綿密にやっておりますし、そういう事業所とのやり取りも情報共有はしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後、この問題をやはり解決するためには、工事を早急にできるところから行わなければならないということで、日常は非常に静かな閑静な住宅ですよ、集落内は。そこをいろんな工事車両が通過していくというようなことが、もう避けられないというのは認識していると思います。こういったことが起こると、路面の傷みであるとか、村道ですから村が責任を持ってといいますか、そういったのもしっかりとまた工事車両によって損壊した部分というのは保障していかなければならないということになると思いますね。

そういったものも、もう本来であればこれは税金でやるべきではないと当然思っています。やっぱり事業者が起こした問題としては、しっかりと費用を算出して、後々責任が明らかになれば請求していくという考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども申し上げたのですが、今この責任の所在とか、そういうものははっきりとは言えないのですが、今やはりこのぐらいの規模になると、また地滑りということになると、復旧などについては、県に要請している状況でございます。県がどういうふうに判断して、今は緊急で行えるように動いているところではありますが、その後どういうふうにやり取りをしていくかというのは、私どもではまだ言えないのですが、やはり土砂搬出して、村道とかそういうところを傷めてしまった場合は、その復旧に関しては村としても協力して、また県でやるのかということも調整してい

きたいとは思っております。

責任の所在としては、やはりうちとしては今お答えできない状況であります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 責任の所在を今すぐ答えなさいとは言っていない。責任の所在が明らかになった場合ですね、明らかになった場合はそれは請求していく考えがあるのかということをお私に伺っているんですよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今の、先ほど申し上げましたとおり、県のほうに要請していきますので、県の予算のほうでやっていくというのが今の希望では、私どもとしては要請していただくところなので、県がどういうふうに責任の所在が明らかになった場合、どういうふうに請求していくのかというのは、私どもではやはり答えられません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 責任を明らかにしていくというのは先の話なんで、明らかになったという仮定において私は請求していく考えがあるのかというのを聞いているんですよ、先ほどからですね。

なぜかと申しますと、我々の村の職員、当日の14日の夜間から3名の職員がすぐに駆けつけてきて、現場を確認しています。それに翌朝も村長、副村長、早朝から来て、現場を確認する。そういうふうに職員は毎日のように川に降りて行って、水質検査とか状態がどうなっているのかというのを確認に行っているようであります。もちろん県のそういう関係機関しながらやっているというのは分かりますけども。

そういった職員の費用というのはただではないですよ。ボランティアでやっているわけじゃない。職務としてやっていますので、それらに関しては村の税金が入っているということは我々も認識しています。そういったものがこう

いうふうな施設が起こした事故というふうに認定される可能性が私は十分あるんじゃないかなというふうに思っています。もちろん分かりませんよ。

なぜかと申しますと、遠目に見ても、今この崩落した現場を見ると、明らかに地山でない土が主に目立ちますよね。あるいはコンクリートの破砕とか、そういった産業廃棄物の類のものが大半はむき出しになってこの崩落現場に散乱している、広範囲にわたって散乱しているというのが見受けられます。これ山であれば、ああいう白いコンクリートのような色はしません。普通の自然災害ではあり得ないような光景であります。そういったものを見た場合にも、この盛土の重みに耐えられなくて地滑りを起こして、地山も引きずって地滑りを起こした。だから、県道まで引きずられて崩れていったというふうに認識するのが自然じゃないかなと思いますね。もちろん専門的な意見を拝聴しなければならぬというのは分かります。

だけど、今現在、これが穴箱が空くぐらい、V字谷がU字谷になるぐらいの大規模な崩落現場です。そういったところも十分に県と、日頃からずっと連携して、この問題に対処していつて、解決を図っていかなければならない。

幸いに住民に直接的な人身の被害がなかったというところもありますので、落ち着いてその辺は情報も収集しながらやっていただきたいというふうに考えます。

そして言い忘れましたけども、この現場は赤土等防止対策に関するような措置も現場ではなされていた形跡はありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この崩落が起こる前に、この赤土に関して出されていないというのは確認されております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そうなれば、当然県

条例に違反ですよ。違反というのは確定しますよね。沈砂池も見当たらないし、また開発行為を行っている途中で雨が降った場合には土砂が流れるというのは、ど素人でも分かりますよね。どこでもそういうふうにブルーシートかけたりというのは、日頃からやっていますよ。そういった痕跡もほとんど見られない状態で盛土がずっと継続して行われていたという事実ははっきりしています。

そういったところからしてもこの事業者が違法行為で開発を行っていたというのは、ほぼほぼ黒に近いんじゃないかなと思います。そういったところにおいては、しっかりと事業者の責任というのをも県と連携しながら追及していくところの姿勢も見せてほしいと思うんですけども、村長でもどんなですか、そういうふうな御覧になって。個人的な意見でも構わないんですけども、答えていただけませんか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今回のことに関しましては、大変村民の皆さん、特に伊集の皆さんには本当に御心配をおかけしております。

先ほどから課長のほうからもありますように、今後、自然災害だったなのか、そして、産業の被害だったのかというのをしっかり究明しまして、その結果を受けた上でしっかり協議をしていきたいと思っております。

まずはこの究明と同時に、二次災害が起こらないようにそういった行動をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 答えられる部分には限界があるというのも認識はしながら私も一般質問をしていますので、今後もっともっと県と情報共有、連携しながら対処していくことを希望いたします。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきますが、大阪・関西万博の資材をリサイクル

するという件についてですね。

教育長は、①については問題は起こらなかったというんですけども、課長、私は一般質問で事前通告をしていますので、当然いろんな問題があるのかというのを調べられたと思いますが、調べられた範囲内でお答えできるのであればお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず、鉄道の運行トラブルであったりパビリオンの工事費の未払い問題、会場運営上の問題とか、幾つかの問題があるというのをマスコミの報道で一応確認しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これもう、この万博は1年以上前から問題含みであるということは、ずっと水面下では報道されておりました。それが現に起こったというような状況であります。国際イベント、国家プロジェクトと言ってもいいと思うんですが、そういった中で起こったような問題ですね。近年、これ未払い問題というのは、近年はっきりした、近年じゃない、最近分かった問題ですよ。

この未払い問題のパビリオン、何か国ぐらいのパビリオンで未払い問題が起こっているかお分かりですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 正式な数については把握しておりません。幾つかの国のパビリオンであったというふうに認識しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 答えから言いますと11か国だそうです。国名も、これも報道が出ていますので、はい、まずアメリカ館、そしてアンゴラ、中国、インド、ウズベキスタン、マルタ、ルーマニア、セルビア、ドイツ、ポーランド、ネパールということで、11か国のパビ

リオンが何らかの形で事業者に対して不払い問題を起こしているということで、今、裁判にも一部なっております。

このパビリオンを建設した会社というのは、大手ではないんですよ。大手は既に情報が分かっている、大手ゼネコンは手を引いて、最初の何ていいますか、円形リングであるとか、地盤改良、そして地下鉄の工事ですね、これは直接万博とは関係ないんですけども、でもこの万博会場に行くにはこの地下鉄という手段が重要な手段だったので、当然地下鉄も万博の種。そして次に、次にもう一度問題になりますが、I R工事が今度予定されているようですが、I R、カジノですね、そのカジノ建設にも使われるために地下鉄の工事がされた、そういうふうに分けると、これだけでもインフラ整備に1,800億円ぐらいの金が投じられて、この万博が行われた。

そして、不払い問題だけでなくチケット、チケットも大量にチケットを売りさばっているために、入場の容量、人数ですね、を超えたチケットが販売されて、チケットを買ったのに予約ができない、予約ができないということは入場ができない。チケットの払戻しもされていない。払い損になって、損した方々がたくさんおられる。それがもう今、裁判にもなっております。

これだけ国際イベントとか、教育長は非常に誇らしく答えましたけれども、裁判になるようなイベントを誇らしく思うという精神が、僕はどうにかしているんじゃないか。あるいはまた不払い問題でも自殺者まで出すんじゃないかなというぐらいで、人権に関わるような問題、人間の尊厳を損なうような問題が何で未来に明るいというふうに答えられるのかが、全く意味が分からない。そういったものを子供たちに自慢するということが、これはナンセンスを通り越して、もう開いた口が塞がらないというよ

うな状況じゃないかなと思うんですけども、どう思いますか、課長も含めて。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

確かに、万博の開催に当たっていろいろなトラブル、問題が起きたことは承知しております。

ただし、これにつきましては世界的な規模で開催するもの、万博の開催ということになっていきますので、私としては国際交流の促進であったり、経済活性化、技術の革新の推進、そして現代社会の課題解決に向けたアイデアを創出するということが主な万博の理由となっていて、今回、大阪・関西万博においても「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマにSDGsの達成であったりSociety5.0の実現を目指して世界の英知を結集することが目的としている。私はその点については、今回の問題とは別に考えて、こちらの部分については実際開催できたということの評価すべきではないかと考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ、過去にいろんな万博は開催されておりますね。その以前もドバイでですかね、万博を開催されたり、日本でも、もう50年以上前に1970年ですか、大阪万博が開催されて、非常に評判がよかったというのは、私も耳にしておりますし、そういうのはあるんですよ。

今回の万博、こういう不払い問題を起こした万博は過去にあったと思いますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

私のほうでは、過去の件の分についてそういう事実があったかは確認しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひこういう質問通

告、私、出していますから、事前に情報収集はその期間内に行って、当然答えられるように準備すべきだというふうに思いますけども、非常に軽く一般質問の答弁を考えているんじゃないかなというふうに思いますね。

この不払い問題を起こした企業の方がおっしゃっていましたが、1人の職人を育成するのにどれぐらいのお金がかかるかということなんですよね。1人の職人というのは、ただの従業員じゃなくて、それなりに手に職をつけるわけですから、高度なテクニックを有するような職人を1人7,000万円ぐらいかかるんじゃないかなと言っていますね。

だから、トータルしていくとそれらの企業が負った損害というのは、10億や20億に匹敵するような損害を被っていて、もうほぼ家族も崩壊する寸前に来ているというのが現実でありますね。

もうこれ先ほども言いましたが、人材を軽視、人権を軽視しているような万博にほかならないというのは、言うまでもないというふうに思います。

タイトルは確かに、課長はほとんど万博の協会のキャッチコピーをネタにして今答弁をされたと思うんですけどね、現実にはやはり直視していただいて、今後も最後に書いてありますけども、マスコミにももう一回完成した場合には、これは万博の建物からリニューアルしたものですよということで宣伝するつもりがあるんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回、私たち中城中学校でリユースをするものにつきましては、実際にパビリオンで採用されたHPC、こちらにつきましてはハイブリッドプレストレストコンクリートを活用した資材で、万博の建物に利用しています。こちらにつ

きましては沖縄で開発した画期的なコンクリートということで、今回、この材料を使用し、採用されていることであります。

この実際、世界の英知が集結する場において、沖縄のこの新たな発想の基にできたコンクリートをこの沖縄でも活用できますし、これは海水でも作れるという、塩害も問題としない画期的なものが紹介できて、それがさらに中城中学校に本物を実際に置いておくことによって、こちらに直接触れたり、また万博に行けなかった児童生徒たちも実際に手で触って触れることができる資材を誘致するというにしていますので、そこが今回の建設事業の趣旨でもありますので、こちらについては今後さらにある程度の形が決まりましたら、村民にも示していきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私が聞いているのは、このリサイクルするもの自体は素晴らしいものだというふうに説明会でも受けていて、なるほどというふうに納得もしておりますから、物自体を使うのにはしょうがないでしょうと。本来は使ってほしくないんですけども、もう決まっているからには使うことには異論はないんですけども、万博まで引き出して、万博では万博で、万博で使ったものは誇りとしというふうにということ自体がもう子供たちに、これは裏で起こった問題はひた隠しにして、表の看板だけでPRをしていく、そういうことというのは教育上、私はよろしくないんじゃないかなと思いますけどね。主幹にもついでにお伺いいたしますけども、子供たちにこういう万博が本当に今回の万博が自慢できるように授業の中でとか、何かの機会でお話しするという事は可能だと思いますか、私の今までの話を聞いて。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 最初に教育長がおっしゃったように、趣旨として教育的な意義

があると思います。

また、様々なトラブルがございましたが、そのことを特段ひた隠しにしているわけではないと考えております。そういったトラブルはありつつも、趣旨としては賛同できると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 趣旨としては賛同できるということですけども、こういうイベントというのは、企業とかが出資してやる分には何の文句も私もないと思いますけどね。

なぜこれだけ私がかみつくかという、先ほどの件とは類似しますけど、税金が相当使われているということなんですよ。最初のインフラから上げて、土地改良とかそういったのも全て含めると兆円単位にいくんじゃないかなというふうに言われております。以前に私、東京オリンピックについても批判をしましたが、それにも匹敵するような無駄遣いが行われているようなイベント、そういったものに対して子供たちの本当の教育に正しく伝えられるのかなと。精神だけはすごいと思いますよ、精神だけは。

だけれども、以前からずっと指摘されていた。この問題が起こるよというのは指摘されていたけど、1年も延期してからやり直したほうがいいんじゃないかという話もしていました。しかしながら、強硬にこのイベントを開催していたということからすると、非常にナンセンスな問題だなと思うんですね。

そして、この不払いをした会社の中に、GLイベントというフランスの会社があるんですけどね、この会社が不払いを起こしながら、次のアジア大会の、何ていいますかな、工事に関係するものも600億円で受注しているという情報が入ってきているんですよ。

このように裏では、表向きは非常に教育的によろしいようなコメントがいっぱいなされてい

る。裏ではどろどろしたような金もうけの手段に使われていて、被害を負っている人たちが大勢おられるということだけは忘れてほしくないということを付け加えて、次の質問に移らせていただきます。

次ですね、村のホームページのリニューアルですね。非常に更新されているのか、されていないのか分かりにくいんですよ。

村長にもう一回伺いたしますが、村長の村長室ですか、ありますよね、ページが。あれは最近更新したのはいつですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 お答えいたします。

施政方針の頃なんで、年度初めでございます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ、年に1回だけということになりますよね。恐らく2回目ですか。でも、明けましておめでとうが今にも残っているような感じがしたんですけれども、どうですかね。

やはり年に3回から4回ぐらいは更新して、新しい情報というのを載つけたほうが、村民にとってはリアルに感じていくんじゃないかなと思います。

時間がありませんので、できるだけこのように更新をされて、村民に情報提供していくということを怠りなくやっていただきたいと希望します。

そして、生涯学習課にお伺いたしますが、この文化財の中の戦争遺跡を載せないというのは、何か理由があるんですか。前にも私は聞きましたけど、やると言っていてやっていないんですよ。何か理由がある、載せられないという理由があるんだったらお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

本村のホームページの本体のほうには、確か

に161.8高地陣地の指定した際にもう掲載するべきではありました。それが漏れておりましたということです。

教育長の答弁でもございましたように、本体じゃなくて別のサイト上、文化財サイトのほうには掲載しております。本体のほうには載せていなかったということは、こちらの落ち度ではあるんですが、一応ホームページのリニューアルに合わせまして、今年度ですね、に合わせまして掲載、国・県・村の文化財指定に漏れがないように掲載させていただくとともに、あとは利用しやすい構成にしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 各課からの情報がほとんどボリュームが少ないというのが感じられます。こども課とか保育の募集であるとかというのは、よく更新されているようには見受けられますけども、ほかの課もこぞって新しい情報は常に更新していくということを怠りなくやっていただきたいと思うんですが、マイク放送でもよく詳しくはホームページを御覧くださいということをよく広報されているようだけれども、見てみると動いていないところはかなり見受けられる。その辺、トータルで管理しているのは総務課ですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるホームページの更新ですか、各課のページ、新着の部分につきましては常時更新をしているところでございますが、各課のいろんな資料等の更新がなされていない状況がありますので、今後、今、そのリニューアルに向けまして各課ヒアリングを行いながら、必要なデータを精査しているところでございますので、2月以降、リニューアルされたものについては、ホームページ情報の最新の発信情報とな

りますので、対応を考えているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ホームページは非常に重要だと思います、今後ね。広報紙よりも早く伝えようと思えば伝えられるという利便性がありますね。リアルタイムで伝えられるという利点があると思いますので、そういったものを怠りなく各課ともやっていただきたいなと思いますね。私の課はあまりないからとは言わずに、常に何らかの形で仕事をされていますので更新して行って、新しい情報とかを村民に伝えていくということを惜しまなくやっていただきたいと思います。

ぜひ、生涯学習課も村民に分かりやすく、また内容もうちょっと分かりやすく、何ていいますか、丁寧に説明を加えていただきたいと思うんですけども、もうこの際ですから頑張ってくださいと思いますけども、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 先ほどもお答えしましたが、村民にとってももちろん分かりやすいものができるだけ作っていきたく思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私も検索していると、文化財探してみたいなと思ったら見つからない、生涯学習課からのほうでも見つからないんで、聞いたらバーのほうにありますよということで、はっと思って、本当に探しにくいというのは正直なところでありました。そういった意味でも、ぜひリニューアルと同時にまたこまめに更新していくことを希望します。

私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、15番 石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。15番 石原昌雄、一般質問をいたします。

質問の前に、村長においてはこれまでいろんなジャンルについて質問事項に対して項目ごとに答えてもらっていますけれども、実現していない項目もまだまだいっぱいありますので、また村長の新しい方針とか見解などを一般質問で聞きながら、住民サービスの向上と、誰一人残さないための村政の実現を期待して、一般質問に入りたいと思います。

大枠1番、護佐丸バス運行拡大について伺う。

①今回の公共交通計画で、モノレール浦西駅まで運行できるようにできないか。どのような課題があるか。どの程度検討をしたか。必要性についてはどうか。

②浜自治区にバス停の設置はできるか。できない理由は何か。浜自治区民184世帯436人の公共交通空白状況の支援方法はあるか。護佐丸バス試験運行時のコースに浜地区は入っていたか。

③護佐丸バスの代車運行時でも、料金徴収をどうすればできるか。同時にキャッシュレスも可能か。

④以前に私が、提案した護佐丸バス路線の見直し案について導入できない理由は何か。変更するには利用者等への説明も必要となっていたがどうか。

大枠2番、南上原井水原線と北上原新川線を接続するには。

①井水線と新川線までの距離はどれくらいあるか。

②接続できる事業にはどのようなものがある

か。

③地域からの要望があれば実施できるか。

④井水線の今後の維持管理はどのようにするか。

大枠3、あたいぐあ一朝市の支援について。

①朝市の会場や、開催回数の認知度支援を行政も強化できるか。

②朝市の開催で年に、何回かのイベントに資する費用について助成金などは幾らか。増額支援はできるか。

③朝市の経済的効果や地域活性化についての見解を伺う。

④市民農園の開設で、あたいぐあーが広がるかと期待するが、村として市民農園の取組の可能性はあるか。

答弁よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

その前に、今朝、サンエーの前を通りましたら、非常に草が刈られておりましたけれども、いつも石原昌雄議員がやっておられるのかなと思います。ありがとうございます。御協力ありがとうございました。

それでは、大枠1、護佐丸バス運行拡大についてでございますが、今回の公共交通計画は、村として公共交通について基本的な方針や方向性を示し、本村においてどのような施策が考えられるか、検討できるかを示していくものでございます。運行に係る、ルートや時間、回数など具体的な検討・調整・決定は令和8年度以降に実施していくこととなるため、御質問の①②④のルートやバス停の決定はこれからになります。

次に、浦西駅までの運行については、確かに多くの課題がございます。市町村間をまたぐ広域運行に係る沖縄総合事務局運輸部の許可をいただくことが一番の課題になるかと思っております。

そのほかクリアすべき課題は多数あると考えられますけれども、いや、でも今後も建設に向けて協議をしていきたいというふうに思っております。

これも担当課といろいろ協議をしてきましたので、しっかり令和8年以降に向けて、さらに深く検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、浜自治区にバス停の設置についてでございますが、できない理由は何かということでございますが、今お話ししましたように、できない理由というよりは今後、この件も令和8年以降に決定に向けてしっかり協議をしていきたいと思っております。

続きまして、護佐丸バスの代車運行の料金の徴収とキャッシュレス対応についてでございますが、運輸局に車両を事業用、つまり緑ナンバーに登録ができれば可能でございますし、同時にキャッシュレスも可能になってまいります。

続きまして、議員提案いたしました④でありますけれども、議員が提案いたしました護佐丸バス路線の見直しについてでございますが、これ令和4年度に昌雄議員によりルート見直しについて御提案いただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

今回改めまして私のほうもしっかりこの図を見てルートをたどっていきましてけれども、議員の提案の中では、まず海側地域で伊集区から久場まで横断をする、このルートと、もう一台は上地区を時計回り、反時計回りとするルートでございます。非常に時間と考えがあったのではないかなと思われましてけれども。

これに関しまして私の意見では、その場合、例えば山側地域の皆さんがハートライフ病院に行かれる際には、一度、吉の浦のほうで下車をしていただいて、その後に海側ルートに乗り換えていくルートになっておりますので、できれば乗り換えせずに1回で行けるようなルートで

あればいいなというふうに、私の考えはありました。

今後、また一緒になっていいルートを考えていけばなというふうに思っております。

続きまして、大枠2についてお答えいたします。

南上原井水原線と北上原新川線を接続するには、直線距離で約70メートルでございます。

②の接続できる事業で活用できる可能性がある交付金はございますが、延伸し、新川線と接続する必要性の検討が必要かと思えます。

次に、③地域からの要望があれば実施できるかという御質問でございますが、現道部分に関しましては、潰れ地部分を村へ贈与していただき、所有権を村名義へ変更後、舗装構成改良事業等を活用し、整備を検討できるかと思えます。

道路の延伸接続に関しましては、ハード交付金などの活用になるかと思えますが、村道の接続箇所の高低差が厳しいことや接続することでの費用対効果など事業化のための検討が必要かと思えます。

しかし、今現在は議員も御存じのように、村の財政は厳しい状況でございますので、認定道路で舗装構成改良が必要な箇所が多数ございますので、難しい状況でございます。

続きまして、次に井水線の維持管理費については、地域で実施していただきたい事項を優先順位をつけて上げてもらい、予算の範囲内で実施しておりますので、自治会のほうで御相談いただき、その内容に基づいて実施してまいります。

続きまして、大枠3のあたいぐあ一朝市の支援についてでございますが、朝市は実行委員会によりその開催頻度や周知が行われているものだと認識しております。村としては、朝市開催場所の提供と、あと毎月の広報紙、そして防災無線によって開催周知を図っているところでございます。

②の助成金の増額支援はできるかという質問でございますけれども、運営費、事業費を含めて年額10万円の補助金を交付しておりますので、現時点で増額は検討しておりません。

次に、朝市の経済的効果や地域活性化についてでございますが、朝市では朝早くからの来場者がいらっしゃることを見聞きしております。開催主体ではございませんので来客数の統計を取っていないこともございますので、経済効果について把握しておりませんが、地域活性化については、出展者と地域住民のコミュニティーの効果もございまして、あと地域外の住民など関係人口の増加にも寄与していると感じております。

次に、④でございますが、市民農園の取組の可能性についてでございますが、都市近郊型の農村といたしまして農業の振興に加えて地域住民に親しみやすい農業も非常に重要であるかと考えております。

村民農園はその振興の上で様々な効果が期待できるものだと考えてもおりまして、特に遊休農地の解消には非常に有効であると考えております。

しかし、ある程度まとまった面積の農地や、あとトイレですとか、倉庫、駐車場の整備といった課題も抱えていることも事実であります。

しかし、総合計画においても村民農園の設置について言及しておりますので、今後も村民農園の設置について協議してまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございました。

順を追って、また再質問させていただきます。

まず、護佐丸バスの運行ですけれども、確かに今回の公共交通の計画は全般的なものということもあるんですけれども、その中でもやっぱり交通計画書の中と併せて協議会も開催されてい

るわけですね、当然。その協議会の中でもこの護佐丸バス等について、あるいは村外の公共バス、例えば普通の路線バスね、それから役場が持っているバス、あとはタクシーとか、こういうのも合わせてこの公共交通計画の中で、協議会の中でちゃんと分析されてはいるのでしょうかというところ。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

村長答弁にもございましたけれども、中城村における地域公共交通計画につきまして、基本的な方針とか方向性を示して、その方針に伴う施策の具体的な御説明をし、どういうスケジュールでやっていく、その中で、公共交通の現状の整理や、移動ニーズの把握のアンケート調査もしておりますので、議員のおっしゃるような現状の変化だったり、また求めるものは、協議会に諮らせていただいております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 実は、私たちもこの公共交通計画の策定について勉強会にちょっと行ったところですけども、他府県でもこういう公共交通の計画は当然策定しなきゃいけないと。たしか、この年度で策定しなさいというふうな通達があるみたいな状況だと思うんですけども、その中でもそれぞれの市町村の中で公共交通で困っている部分をどうすればいいんだというのを、具体的などころも既に作成して入れてきている他府県の事例を僕は勉強してきましたんですけど。

こういう中でも中城村においては、特に路線バスについてはたった3本ですね、いわゆる。その中で次に来る公共交通は、行政が走らせているコミュニティバスとかが来るんですけども、そういう面についての取扱いももっと真剣に協議会の中で話し合っほしいなと思います。

といいますのは、この護佐丸バスも7年目ですよね、たしか、8年目。この最初の試運転を

したときに話されている協議会の中に、実際に施行する場合の課題として幾つか会議録に残っているんです。これは前の会議録でそのときのこういうのは次までに検討すべきだということで、たくさん幾つか会議録に残っているんですけども、今回はそういう部分も本来は反映されていくべきじゃないかなと。

ルートの見直しについても、ある程度やったら協議して、見直すべきだということもちゃんと会議録に載っているんですよ。そういうところもぜひ読み込んでほしいなと思います。多分協議会の中では、そういうところはないかもしれませんがけれども、特に協議会では、事務局から出された分しか協議会で議論されないところが多々あるんですけども、ぜひこの協議会委員の方々は、中城村のことを本当に読み込んで、オーケー取ったりさせてほしいと。

だから、事務局の中でしっかりした中城村の公共交通の課題をぜひ入れ込んでほしいと、表現上も。そうしない限り、次、事業展開するときに、いや、計画に載っていませんよと、載ってなければやれませんよということになっちゃうわけです。そういうことがないように、この公共交通については、やっぱりもっと交通空白地帯はなくすべきだとか、明確に入れてほしいです。そういうところをぜひお願いしたい。

そういうことがあって初めて来年度からある、8年度から検討しましょうねということになるんですけども、いや、計画にないですよといえば、また検討が遅れるわけです。そういうところをやってほしいですけど、そこら辺ちょっとどう。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、議員のおっしゃっていた点で、協議会の策定前には、年明け1月末から2月初めに、議員の皆様が集まっていたいて、御説明をしようと思っておりました。今、議員の御指摘、御意見で、協議会の進捗状

況もホームページに掲載すべきだなというところも反省しておりますので、過去の協議内容も議事録ございます。平成24年から護佐丸バスの運行に向けた取組をして、約3年半かけて私が当時担当しておりましたけれども、その中の協議会の議事録もきちんと残っていて、今おっしゃったような課題の改善をしていきながら、3年の実証運行をかけて本格運行に運ばせていただいた経緯もホームページにも掲載されておりますので、そういった形で進捗も御案内すべきであると反省しており、また掲載していきたいと思っております。

現在、基本方針策定に向け取組んでおりますけれども、需要や移動性に応じた地域内ネットワークの再構築ということで、運行見直しをするを基本方針の一番目にうたっておりますので、その中でいろんなニーズに対したりとか、要望に対してどう応えていくかというような、まとめをしている段階でございまして、おっしゃっていただいている運行の見直しについては、明確に記載しておりますので、それに基づいて、来年度からはまた改めて考えていかなければならないと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ、そういうことでそういう計画に文言が入ることを期待しております。

次に、浜自治会区のバス停がないんですけれども、たしか実証実験のときにありましたよね。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 昔の資料を調べてみましたら、25年の1回目には浜バス停はございました。2回目から浜バス停がなくなっておりまして、乗車が一番少ないということで、時間帯等の問題から、浜バス停は、2回目からなくそうということで判断したと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 時の状況としては、

バスの運転もデマンドタクシーも同時にたしかやっていたと思うんですね。状況を聞いたら、浜の方々は、例えばハートライフ病院に行くには、4名そろってタクシーのほうが安くつくということで、また、時間の制約もできるということであるんですけれども。

実際、実施運行になったらタクシーはないと、デマンドタクシーは、引き合わんから中止。実証、要するにやらない、取りやめになりましたね。そのときからバスに乗ろうとしても、今度はバスが来ないということです。そういうところも実際には、浜にこの護佐丸バスは通せるわけですよ。そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 議員おっしゃるように、確かに当初はバスだけではなくて、デマンドタクシーも一緒にやっているからこそ浜の乗客が少なかったけども、デマンドタクシーで拾えるということで交通空白地帯ではないという捉え方ができたゆえに浜を通過させたと思います。

タクシーが本格運行に至っていない状況からすると、空白地帯として位置づけられていると認識しております。

屋良議員とのやり取りでも多くの切実な要望がありましたが、令和6年6月に改めて実証運行を行った結果を基に、ほかの影響が大きくなると考えて厳しいと結論づけた発言をさせていただきましたけれども、8年度以降にまた再構築ということでルートの見直しをしますので、石原議員がおっしゃっているような空白地帯が実際あると。じゃ、そこを拾わないと不公平じゃないかという御意見も十分分かりますので、その辺も含めてまた検討してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういうことで村長、ぜひ村長からもこのR8年までには作業が乗って、どっちかというと広域運行についてもそう

ですけど、総合事務局の調整とかいろいろ多々あると思うんですけども、やっぱりこれは当たり前前の話で頑張ってくれないと困るんですよ。もうそういうふうにもう足運んでくれたら、向こうも中城村も大変だなということで、一緒に協議に乗ってくれると思うんです。

あと、バス停の増加ももっと検討してほしいと思うんですよ。バス停、今のバス停の在り方もやっぱり止まるところが少ないところもあるんです、実際ね。

さきに、登又のほうでも1回試運転してもらったところがあるんですけども、今、中城城跡に行くには、試運転のときは護佐丸バスもやったけども、実際には乗る人が少ないからキャンセルなっていますけど、今、観光客を多くの市町村からいろいろな取組もやっている中では、この吉の浦から登又まで行けば、すぐ公園に入れるということも本当はあるんで、そういうところもバス停も見直しについてもぜひやってほしいと思います。

今、答弁があったので、期待しておきます。

あと、護佐丸バスが故障したら代車運行していますけども、この代車の部分も、なぜ緑ナンバーにしないんですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再 開（11時43分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

まず、村長答弁にもございましたけれども、緑ナンバー登録をしていない理由でございますけれども、このマイクロバスは、護佐丸バスの非常時の予備機能としての位置づけをしているんですが、汎用性のある使用形態と今保持しております、総務課管理のバスの代車とか、急な必要性の対応など通常マイクロバスとしての

運用できるような白ナンバーとして登録しております。

緑ナンバーにしてしまうと、護佐丸バスの運行経路しか運行できないんですよ。通常の利用はできないので、今のバスの位置づけとしては、いろんなマイクロバスの予備機能も備えているというところで、護佐丸バスだけではないという点から、白ナンバーでの運行とさせていただいております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 護佐丸バスが大部経年して、結構稼働して、その稼働のたびに無料になるんですよね。

そしてもう一つは、今言ったキャッシュレスというのもやるんだけど、それも代車の場合は何もなくてということですね。もう再度で検討して、本当に緑ナンバーにしたら、通常には運転できないというのはあるんですか。緑ナンバー、それ以外に使ってはいけないとあるんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

道路運送法で、一般乗合旅客自動車運送事業の車両として登録しますので、護佐丸バスのルートしか運行はできません。法律的に決まっております、緑ナンバーは、普通のマイクロバス利用は全くしてはいけないということで御理解ください。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 じゃ、また後で私も調べてみたいと思います。

次は大枠2番ですけども、井水線と新川線は70メートルということで、あとちょっとあればつながるんですけども、残念ながらつないでいないんですけども。

本当にこの必要性があるかどうかというんですけれども、必要性は当然あると思うんですよ、つなぐ可能性はね。というのは、今、南上原地

区もいろんな形で交通混雑なんです。いわゆる抜け道みたいなのがないわけです、迂回路とか。

それをつなぐということで、大分交通の抜け道ができると思うんですよね。そういうところを含めてぜひ必要性を求めてほしいなと。

あと、維持管理は認定いたすということで路盤強化も含めて順番待ちと思うんですけども、今度、中城村内においての、いわゆるハード面の公共工事が非常に少ない。舗装をやっているけど、もう本当に少ない。新しい道路の新設もほとんど可能性がないという状況で、この何十年も新しくはなくなって、こういう接続をするのもやっぱり公共工事の分を増やすことになるんで、これもまた次回当たりも再度要望していきたいと思います。

あと、あたいぐあ一朝市についても、実行委員会がやっている部分であるんですけど、もうちょっとやっぱり産業振興課のほうも頑張ってもらいたいなと。特に今どれぐらいの人数が来ているとか、せめてそこら辺は補助金を出すときに、どのぐらいか聞いて、多いの、少ないのとか、それぐらいの統計ぐらいは担当課でやって、なぜ伸びないとか、参加数が少ないとか、あるいは店舗が少ないとか、そういうのもアドバイスを担当課もやっぱりやるべきだと思うんですよ。

実行委員会でやっているから、村は逃げているとしか僕は見えていないんですよ。本来は村がやるべきですよ、こういうイベントも。ほかの市町村では、村が場所もいっぱい準備して、いろんなものを準備してやってですね、ですから、ぜひあたいぐあ一朝市についても支援の在り方を再度検討してほしい。

あとは、村民農園という部分でも、今、耕作放棄地等々も農業委員会が頑張ってるんですけど、やっぱりそうじゃなくて、農業をしたいという人を、大規模にやる人が農業

という時代じゃないですよ、今。小っちゃくやっても農家なんですよ、基準はね。前は1,500坪ないと農家とは言いませんでしたよね。今違います。農地買いたいんだったら買えるんですよ、普通の人でも。

だから、そういう面でもこのいわゆる市民農園、村民農園というのが、やっぱり今後検討する価値はあると思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

昨年度策定しました地域計画の中で、住民、農業者を集めてそういう意見交換をいたしました。その中でもやっぱり村民農園、体験農園が設置されればいい農業に携わることができるのではないかという意見も多々ありましたので、その辺は重々この村民農園の検討を図っていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この村民農園のパターンとしても幾つかあると思うんですけども、大々的には今村長が答弁した倉庫とか、トイレとか、こういうのもないときんよとか言うんだけども、それでなくてもできているところもあると思うんですよ、実際ね。その一日中ここに農園に来てやるんじゃないかと、ちょっと来て、ちょっと帰ると。

今、個人的にやっているところも実際に聞いてみたら、少しずつ5名でこっだけやっているよという話を聞くんですけども、そういうのも併せて村民農園だと思います。そういう方向性もぜひ提案してほしいと。

村長は、農福連携という部分もあるけども、農福連携もいいんですけども、やっぱり農業する人を小さい形でも増える、増えることによって農福連携の話であって、農福連携はちょっ

と規模が大き過ぎるんですよね。幾つかの会社を持って、そこに福祉を入れるわけだから、これは違います。これはやりたい人が自分のやりたい分だけやるという部分のことをやれば、耕作放棄地解消にもなるし、1つの事例をつくることによって、その中城村の農地が生き返るし、それで農作物も中城村に適した島ニンジンとか、島大根ももっと増えると思うんですね。

ですから、こういう面では、今後もこの村民農園のスタートに頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時53分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、1番 小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号1番 小橋川恵美です。

最初に、日曜日に開催されました福祉まつりに関して所感を述べさせていただきます。

今回の福祉まつりのオープニングでは、中城小学校で読み聞かせ活動を行っているくれよんの会が、昨年に引き続き護佐丸ソングで手話ダンスを披露し、その舞台に前年度まで伊舎堂交番に勤務され、現在は読谷村の駐在へ異動された警察官の出野さんも一緒に参加されました。

出野さんは、異動後にもかかわらず休暇を利用して来場され、昨年に引き続き共に踊ってくださいました。また、出野さんは、中城村に勤務されている際は、小学校での読み聞かせ活動にも積極的に参加され、子供たちにとって身近で親しまれる存在であり、まさに護佐丸君のようにヒーローのような存在であったと感じてお

ります。

現在は、読谷村においても読み聞かせ活動を続けておられるとおっしゃっており、地域を超えて子供たちに寄り添う継続的な取組は、大変意義深いものと感じております。

私自身もくれよんの会の一員としてこの舞台に参加させていただき、地域のつながりや人と人との関係が福祉の土台であることを改めて実感したところであります。

また、会場では多くの関係事業者の皆様が出展や舞台発表に参加され、会場全体が大変にぎわいを見せておりました。特に南上原の居場所に通う子供たちが自分たちで制作したクリスマスリースを販売し、来場者と会話を交わしながら自分の作品を勧めている姿が印象的でした。

また、障害者事業所による作品販売も数多く出品され、村民の皆様と直接交流しながら行われた出店は相互理解やつながりを深める大変よい機会であったと感じております。

中城社会福祉協議会や福祉課の皆様、関係機関の皆様、大変お疲れさまでした。

それでは、通告書に従い一般質問を行います。

大枠1、普天間基地の夜間騒音の深刻化について。

去る11月4日から7日にかけて、米軍普天間飛行場に外来の米空軍F35A戦闘機が飛来し、昼夜を問わず離陸や訓練が行われ、村内でも強い爆音が響き、多くの村民が驚き、不安の声を上げています。いつもより明らかに大きな音だった、子供が眠れなかったという声が私のところにも寄せられています。

そこで今回の外来飛来について伺います。

①村はどのように把握しているか。また、村民からの相談状況はどうだったか。

②今回の騒音が日常的な騒音レベルを超えた異常な状況であったと考えますが、村としての見解はどうか。

大枠2、女性参画の推進について。

本村では、昨年、村で初めての女性村長が誕生し、村政に新たな風が吹き始めていると感じています。女性の感性や視点が、子育て・教育・福祉・地域づくりなど、多くの分野でよりよい方向へつながっていくのではないかと、村民の皆様も期待を寄せているところだと思います。

この機会を生かし、中城村全体で女性ももっと活躍し、自然に参画できる環境づくりを進めていくことが大切だと考えております。

そこで以下をお伺いします。

①村の各審議会や協議会における女性委員の人数及び割合はどうか。

②村役場における管理職や係長級など女性職員がどの程度登用されているか、人数と割合はどうか。

大枠3、中学生の検定受検環境の改善について。

本村では、中学生に対し検定料補助を行い、学習意欲の向上に寄与している。

一方で、教員の働き方改革の影響により、従来学校で実施されていた検定が校外実施となり、那覇市などの遠方会場まで受検に行かなければならない状況が生じている。その結果、保護者の送迎負担や交通費負担が大きくなっている。生徒の学習機会を保障し、受検環境を整備するための対策を伺います。

①中学生の検定受検の現状と把握している課題について。

②学校開催が困難な場合でも生徒の負担を軽減するため、村内施設を活用した代替会場の確保などの受検環境を整える考えはあるか。

③検定料補助の継続に加え、小学校高学年への補助拡充について検討する考えはあるか。

大枠4、小中連携の強化を新たな教育施策として推進を提案。

本村は、小学校3校、中学校1校と、学校規模が比較的コンパクトであり、地域のつながり

も強いという特徴があります。だからこそ、子供たちの学びや生活を、小学校から中学校へ自然につなげていくことが大切だと感じています。

全国では、小中連携を進めることで、中学校への進学時の不安が減ったり、学習のつまづきを早めに共有できたり、また不登校の予防につながったという報告もあります。

本村でも、児童生徒一人一人に寄り添う教育を進めていくためには、義務教育9年間を一貫した視点で捉え、小学校と中学校の連携を強化することが重要だと考えています。

そこでお伺いします。

①本村では児童生徒数の増加地域と減少地域が混在しており、学校規模に大きな差が生まれつつある。この状況をどのように分析し、学校運営上の課題をどのように捉えているか伺う。

②県内でも那覇市、糸満市、宮古島市などで小中連携、小中一貫教育が進んでいる。本村として、小中連携を強化する必要性をどのように考えているか伺います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

その前に今冒頭でありましたように、去る日曜日開催されました福祉まつりには、本当に多くの皆さんが御来場いただきまして、そして多くの笑顔を見て、一緒に私も餅つきを楽しみました。

そのときにオープニングには、駐在所の出野さんが登場したときには本当に驚きましたけれども、と同時に感動もしました。

恵美議員もオープニングの護佐丸ダンス、お疲れさまでございました。

それでは、大枠1の普天間基地の夜間騒音の深刻化についてでございますが、去る11月の米軍機による爆音では、本当に多くの村民の皆様が不安なときを過ごされたと存じます。

今後は、防音のない静かな中城村を取り戻すために一緒に頑張ってもらいましょう。

それでは、大枠1の村はどのように把握しているか。また、村民からの相談状況はどうだったのかについてお答えいたします。

①米軍の訓練等の情報につきましては、これまでも米軍や沖縄防衛局をはじめ、国や県からの事前情報は全くなく、事後においても報告等があるわけではありません。

今回の戦闘機による飛行訓練等につきましても、本村上空通過時の状況と、あと新聞報道等での把握となりました。

11月5日から7日にかけて、基地苦情110番への投稿またはお電話での騒音に対する被害報告は5件ございました。

続きまして、②の村としての見解でございますが、今回の戦闘機による爆音は、日常化した回転翼機よりも明らかに大きな騒音であり、住民が恐怖を覚えるほどのものであつたと認識しております。

続きまして、大枠2の女性参画の推進についてでございますが、小橋川恵美議員がおっしゃるように、女性の感性や視点で様々な施策を展開し、住みよい地域づくりと、そして女性が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

小橋川恵美議員からも、引き続き多くの提案がいただけると幸いです。よろしくお願いたします。

それでは、お尋ねの①本村の各審議会や協議会における女性委員の人数及び役割についてでございますが、令和7年3月現在で、村にあります各種委員会の全委員数503名のうち女性は133名。登用率は約26.44%となっております。

続きまして、村役場における課長級の女性登用の割合についてでございますが、14名中3名が女性、これは課長ですね、割合が21.4%、係長級については43名中15名が女性で、割合が34.88%となっております。

大枠3と大枠4につきましては、教育委員会が答弁いたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

小橋川議員の御質問にお答えいたします。

大枠3、①について、昨年度より教師の働き方改革等の理由で学校から要望があり、中学校での受検会場は取りやめました。

そのためだと思いますが、受検者数が減っています。

課題としては、保護者が受検会場までの送迎が負担になっていることなどと思っています。

②PTAや保護者において、実施することが可能であれば、会場の確保などの検討は可能です。

③外部評価委員からも小学校の補助の拡充について話がありました。現在の事業内容も含め検討をしています。

大枠4についてお答えします。

①村内小中学校の児童生徒数の差による学校運営上の大きな課題はございません。

ただし、中城南小学校の児童数が今後も増え続けた場合は、教室の不足が懸念されます。

②小中連携の重要性は認識しており、村内の小中学校の教職員が年2回、合同の研修会を開催するなど、小中連携の継続した取組を行っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

大枠1の騒音、夜間騒音の深刻化についてなんですが、そうですね、今、日頃から日中帯も米軍機のほうの騒音には中城村民も悩まされていると思います。

この4月4日から7日にかけて訓練が行われていたということで、皆さんもちょっと感じたかと思うんですけども、すごい騒音だったんで

すね、真夜中まで。

それで、中城村にはこの基地被害110番ということでホームページに基地被害を、こちら中城村に報告するページを設けてくれているんですけども、そこに関して少しちょっとお伺いしたいと思います。

この基地被害110番の設置の趣旨と、こちらは令和5年の10月にホームページに設置されたと思うんですけども、趣旨をちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

中城村には、在日米軍基地はございませんが、普天間飛行場を有する宜野湾市と隣接しておりまして、同飛行場を離発着する航空機が本村上空を通過し、日常的に騒音被害を受けております。

村におきましても、この基地被害を住民から受け入れるとともに、共有しながら国への抗議の意志を示す苦情届だったり、要請活動など基地資料に活用するために本村の住民から航空機騒音等の基地被害に関する窓口として設けております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

恐らく村民は、うるさいなと思っていてもどこにちょっとこの苦情を言っていかが分からない状況だと思うんですね。中城村は、もう令和5年、ちょっと先駆けて2年ぐらいになるんですけども、この基地被害110番を設置してくれておりまして、このですね、期間、11月の騒音がひどかった期間ですね、皆さん、新聞等でも御存じかと思うんですけども、宜野湾市においては、11月のこの期間だけで391件の被害、騒音の基地被害の苦情が寄せられているということで、佐喜眞市長のほうも防衛局のほうに抗議に行っていたというのが新聞報道でなされて

いたんですけども。

今回のこの基地被害を受けて、今後、中城村に関しましては、基地被害の110番があるんですけども、こちらは通報があった場合、役場内でどの部署が対応していて、その通報があったものに関しましては、どういうふうに情報を活用しているのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 この基地による苦情の投稿110番につきましては、企画課が管理しておりまして、ホームページにも掲載しておりますけれども、令和5年10月から開設いたしまして、お問合せいただいた内容を掲示しておりまして、住民からの基地苦情に対しまして沖縄防衛局へ毎回この被害の状況と抗議ということで対応させていただいております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この基地被害110番ですね、令和5年の10月から開設しておりまして、約2年間でありまして、毎月毎月苦情があった分をPDFにして、企画課がホームページにアップしているんですけども、開設した当初はオスプレイなどの騒音被害がかなり激しかったのかなと思うんですけども、その1年間で約80、90件ぐらいでありまして、令和7年に関しましては、大分ちょっと周知も薄れてきたのかなというところで25件ぐらいの被害、1年間でこの受付になっているんですけども。

これまだ知らない村民もいるかと思うんですよ。そこで、この基地110番の住民の声を拾う上で重要な仕組みだと思うんですけども、村民の中にはその存在を知らない方もいるかと思うんですけども、そこで今後、この基地110番の周知は十分と考えているのか、今後、さらに周知を強化する考えがあるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

件数などを御説明いただきましたけれども、令和5年度が91件で、令和6年が63件、7年におきましてはまだ16件ということで、報告件数が少なくなっております。これ基地被害の村民が感じる苦情としての騒音のレベルが低くなっているのかなと思っていたんですが、おっしゃるようにまだ住民に完全に周知されていない、苦情の問合せ先が分からないというような住民の方もいらっしゃるかなと思いましたので、定期的に広報をはじめ、村のLINE等で御説明、周知をしていけたらと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

ぜひちょっと多くの声を集めて、現状を把握していただきたいと思います。

そこで、基地がある市町村は、またもう少しいろいろ会議とか防衛局との会議などもあるかと思うんですけども、私たちの隣接する同じ基地がない西原町に関しましても、やはりこの11月の訓練の際にはすごく騒音が激しかったということで、西原町の企画課、西原町はこの基地110番というホームページはないんですけども、電話であったりとか、やはりメールで苦情がかなり寄せられているということで、中城村とまた連携して防衛局等にも担当課の方は何かいいアイデアがないかなということをお話しされていたので、また村長、何か今後この基地被害に関しまして、実際防衛局にその都度抗議はしているということではあるんですけども、村長の国に対して抗議とか要請とか、この資料を根拠に行っていく考えはあるか伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、小橋川恵美議員の再質問にお答えいたします。

今回の爆音についてでございますけれども、そのときだけでなく、子供たちも非常に被害を受けているのではないかなと思います。体育

の授業でしたら先生の声が聞こえなくなったりとか、私も最近はクーラーを使わない日々を過ごしておりますので、村長室も窓を開けて会議することがありますが、今でも米軍機が通るときには会議を中断するぐらいの音を受けております。

この件につきましては、お隣の西原町長ともいろんな今話をしておりますので、もちろん共にでもいいですし、もちろん中城村としても今後は抗議などを県で行っていくのか、あるいは国に言っていくのかということは今後、私なりにしっかり考えて、検討して、行動に移していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 中城村が基地被害110番を設置したことは、住民の声を行政が受け止める姿勢を示したということで、非常に意義がある取組だと評価いたします。

一方で、周知が十分でなければ声は集まらず、集約分析されなければ、国へですとか県に交渉力にはなりません。基地被害110番は、設置したことがゴールではなく、集めた声をどう動かすかが問われています。夜間騒音ですね、かなり本当に遅い時間まで21時頃まで訓練している状況でありますので、村民も声を上げれば、村が動いてくれると実感できるように今後も実効性がある運用と、国に対する継続的な働きかけを強く求めて、次の質問に移ります。

大枠2ですね。中城村第5次総合計画における男女共同参画の取組として、各種審議会へ女性登用率については、前期目標ですね、令和7年度で13%と設定しているところ、現時点では実績が26.4%となっており、既に目標を大きく上回る成果を上げていると認識しております。

村として、これまでの取組をどのように評価しているか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

女性の登用ということですが、各種委員会、各課に属する委員会の中でも女性の参加率が多くなっています。時代背景もありますので、その辺については各種委員会の中であつたり、各課の係の中でも十分女性の参画ということを考えている結果ではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、これまでの取組が一定の成果を上げていることが分かりました。

そこで、前期目標を既に達成している状況を踏まえ、後期の目標が結構控えめだったかなと思ひまして、令和7年が13%、令和15年が15%と目標になっておりましたが、今後の後期計画において、このパーセンテージですね、どのように考えていくのかお伺ひしてよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

第5次総合計画において各種審議会の女性登用ということで、令和15年度の最終目標として15.0%、議員がおっしゃいます数字的には控えめだったんじゃないかということで上げられていますので、現状を確認しながらその部分、中期の見直しもごございますので、その率について検討をしてみたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、もう一度再質問させていただきます。

女性登用率が向上をしている一方で、特定分野や限られた方に、何ていうんですかね、限られた方だけが役員等をやるのではなく、より幅広い世代ですとか、様々な立場の女性が継続的に参画できる仕組みづくりが、今後は重要に

なると考えておりますが、そこで、新たな人材の発掘ですとか、育成、次世代につながる登用の在り方について、村としてどのように取り組んでいくかお伺ひします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

女性参画、男女共同参画ということにつきましては、各課に関連するものでございますので、誰でも、女性男性問わず、社会で貢献できる、活躍ができるということで考えておりますので、各種委員会、協議会の開催、委員の任命につきましては、同じ人ではなく、より多くの人たちの参加を促しながら女性登用を含め考えていきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 じゃ、そこでちょっと村長にお伺ひしたいと思ひます。

本村では、令和6年に、村として初めて女性村長が誕生しました。これからこれは多くの女性にとって希望であり、男女共同参画をさらに進めていく大きな節目だと感じております。

この流れを一過性のものとはしないで、中城村らしい男女共同参画の取組として、今後どのような取組を行っていきたいのかということで、村長の見解をお伺ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、再質問にお答えいたします。

本村の職員は、男女問わず様々な課題解決ですとか、提案だとか、そういうふうに取り組んでおります。知恵と工夫でもっていろんな課題に取り組んでいるのが現状でございます。

しかしながら、先ほどから恵美議員がおっしゃってくれておりますように、女性の視点で今後取り組めるように女性の登用を増やせるように頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 女性登用率が目標を大きく上回って達成されたことは、これまで皆さんが積み重ねてこられた行政と地域の皆様の努力の成果であり、大いに評価すべき点だと感じております。

これからはその数の成果を声が生きるのですとか、力が発揮される参画へとつなげていって、誰もが関わりやすい中城村を行政、議会もそうですし、地域一体となって築いていくことを要望して次の質問に移りたいと思います。

中学校における各種検定の受検環境についてですが、中学校の検定受検ですね、昨年から学校での開催をやめて、校外で受検するということになっているんですけども、ちょっと中学校で開催していたときと、昨年の実績をお伺いしてもよろしいでしょうか。校外になったときの実績をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

検定ごとに人数を報告いたします。

令和5年度につきましては、漢字検定160名受検しております。令和6年度については42名。英語検定につきましては、令和5年度は受検者339名で、令和6年度は67名です。数学検定につきましては、令和5年度は受検者数92名で、令和6年度につきましては43名。総検定受検者数は、令和5年度につきましては591名、令和6年度につきましては152名ということで、令和6年度については減少となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしましたら、教育委員会としてはその要因というのはどのように考えますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 この事業を、令和6年度から事業を変更してきております。

主な原因につきましては、教育長も申し上げたとおり、会場がこれまで学校内であったのが校外に移ったということで送迎などの負担が出たということ。あと、手続等につきましても自らやらないといけない。これまでは学校で先生方の協力の下、やってきている部分がありますので、そういったものの負担。

逆に、公立中学校以外の受検者も現在申請できるようになっていますので、その分は増となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 令和5年と6年だけ比較してみても、やはり大部この数が減少しているなというところと、やはり保護者のほうから、保護者も学校任せであったというところもあるのかもしれないんですけども、やはり那覇市ですとか、ちょっと遠方での開催となると、保護者の送迎ですとか、時間ですね、送っていく送迎の時間ですとか、交通費ですとか、あと手続のタイミングなど、負担が大きくなっているように思われます。

今後、事業がちょっと縮小、参加人数が縮小をしている状況ではあるんですけども、この事業は今後令和7年度も継続していく考えでありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません、先ほどの答弁のほうで、こちらのほう少し漏れがありました。回数制限を行っております。令和5年度までは無制限といいますか、学校では学期ごとに1回英検を受検していますので、3回やっていたものを、令和6年度の事業からは1回限りという形に変えていますので、その分の減も生じていることと考えています。

令和7年度におきましても、英検事業につきましては、現在のを継続していきます。

この検定事業につきましては、今後どうしていくかというのも、今、教育委員会でも検討し

ているところなんですけれども、実際、令和5年度から令和6年度に事業の変更を行っているんですが、検定回数が1回限りとなったものも理由だと思うんですが、実際に受検者の合格率ははるかに上がってきています。仮に漢字検定だと35%だったのが、令和6年度は74%まで上がっています。英語検定につきましても55%から72%、数学検定につきましても70%から80%の合格率があります。

ですので、これまでの受検者数を見ても、この3回を受けても合格できない方たちもいます。なので、1回限りという制限を設けたのも一つの原因だと思うんですけれども、その受検に対する前もっての勉強、学習等の影響もあるのかなというふうに考えているので、効果というのは教育委員会でもこの中身について詳しく精査していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

②の学校開催が困難な場合ということで、生徒の負担を軽減するために、村内施設を利用してということで、教育長の答弁ではPTAとか保護者が関わって開催していく状況はどうかということであったんですけども、学校先生方のやはり働き方改革、働き方を考えると、私たち保護者としても、もうそこまで教員の方々に負担を強いるのは申し訳ないなというところも理解を得られると思うんですけども、もしPTA、学校を通してになるかと思うんですが、PTA、保護者が開催した場合というのは、教育委員会も、何ていうんですかね、協力などは行えるという考えでよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

教育委員会としましては、周知であったり、受検料の補助等は今後も協力していくことで考

えています。

現在、準会場として運営をしていく場合について、教育委員会も一緒にやっていくのかというのは、検討は必要だと考えています。できれば、教育長が先ほど答弁したとおり、PTAだったり、保護者でも可能となっていますので、そちらのほうでお願いしたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

まだ、ちょっとこの校内、村内の施設を利用してということの代替会場確保となると、やはり幾つかの問題がまだまだ解消できないのかなと思いますので、これは引き続きですね、またいろいろ学校側ですとか、PTA側と協議が必要であるのかなというふうに考えます。

③検定料補助の継続に加え、小学校の高学年の補助拡充についてということで、外部の評価委員からは、その小学校高学年への補助も案があるということで、意見があるということではありますが、これ、今保護者のほうから3年間、中学入ってから3年間で検定を目指す、意識して目指すとなるとちょっと時間が足りないのかなというところの意見も伺っています。中学3年生になると、やはり受験、高校受験を控えているので、早めに小学校5、6年生から各種検定に意識を向けて取り組んでいくと、継続的に中学校に向けて意識も、勉強の意欲ですとか、そういう学習意欲が高まるのではないかと考えているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

議員の提案がありました小学生の拡充につきましては、検討していないわけではないですが、こちらのほうではいろいろ今ICTを活用して、小学校の低学年からもすららドリルを導入して、

学習できる環境を整備してきています。

今後、財政面もいろいろ含めて検討事項の一つだというふうに考えていますので、どういった面で実際に学習が必要なのかというのは、そこも見ながら検討していきたいというふうに考えています。

中学生を対象に今実施しているのは、以前、推薦入学に有利だとかいろいろありましたので、現在もまだ導入しているところです。

今後その部分につきましては、いろいろ学校の入学要綱もいろいろ確認しながら、そこも検討していきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 大卒3につきましては、今後の中学生の検定受検の環境につきましては、課題が幾つかあるかと思しますので、引き続き、また私のほうも注視していきたいですし、保護者、村民のですね、保護者の方々ともちょっと協力しながら、何かいい案がないか検討していきたいと、私たちPTAとして関われる、保護者として関われることを検討していきたいと思えます。

それでは、大卒4ですね。

小中連携ということではありますが、その質問の中に、今回、小中連携をすることによって、小学校から中学校へ自然につなげていくことが大切ということで、結構、中1ギャップというところで、中1ギャップということで、中学校1年生になると、各小学校の3校から1つの中学校と一緒に入学してくるので、ちょっと友達になじめなかったりですとか、何ていうんでしょうね、進学時の不安があって、不登校とかちょっと学校で慣れるのに時間がかかったりということがあるかと思うんですけども、それを中1ギャップといいまして、小学校から中学校へ進学する際に、学習内容や授業の進み方の急激な変化ですとか、普通の担任制から強化担任へ変わっていったりですとか、あと校則と人間関

係の変化、学校規模が人数が増えますので、ちょっと知らない学校の子たちも一緒に入ってくるので、環境の変化などで適応できず、不登校ですとか、学習意欲の低下、問題行動の増加、あと心身の不調ということで、ちょっと学校に行き渋りなどがあるということで、その現象を中1ギャップというみたいなんですけども。

この中1ギャップにつきまして、中城中学校でもちょっと中1年生になると、学校をちょっと不登校が生じたりですとか、そういう状況などは現在ありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

中1ギャップによる不登校かどうかということとは、簡単には申し上げられません。

ただし、中城中学校においても不登校生徒はおります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 じゃ、それでは中学、不登校がいらっしゃるということでありましたので、もし数が分かれば中1、中学3年生の3学年分の分かる範囲での不登校の数をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

令和6年度の中城中学校の不登校生徒数は28名です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。これ1年生から3年生までの数だと思うんですけども。

私がこの小中連携というところのちょっとこの提案をしたいのは、やはり小学校から6年生から中学1年生、進級する際の、何ていうんですか、子供たちの状況というかは、各小学校から皆さん、集まってきますので、なかなかちょ

つとなじむのに時間がかかる子もいて、中学1年生のうちに不登校になってしまうということも実際聞いたりしています。

先ほど、教育長の答弁で年に2回、小中連携して先生方の交流を取っているということではあったんですけども、小学生のうちにこの3校をですね、中学校へ上がる前に、中学校になると皆さん3校に同じ3校から1校にまとまるんですけども、その小学校のうちにこの各学年で交流、例えば中小と津覇小ですとか、津覇小と南小ですとか、何らかの行事ですとか授業を通して交流をして、中学校に行っても顔が見える知り合いである関係というのを学習面ですとか、教育の中で取り入れることはできないか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

現時点では3小学校同士の学年による交流等というものはございませんが、検討して行うということは可能だと考えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先生方もぜひ、忙しいとは思んですけども、今先ほどおっしゃっていたICTを活用して、ウェブ、Zoomなどを使って、各学校とクラス、学年単位でもいいですし、交流していくことは今の時代可能じゃないかなと思うんですけども、ぜひちょっとこの取組を検討していただきたいなと思っています。

そうですね、やはり小学校の6年生から中学校へ進級する際というのは、学校説明会ぐらいがあつて、そのまま入学式ということで今現状はなっていると思うんですね。事前に小学校6年生と中学生を交流するとか、そういう何ていうんですかね、連携をもう少し取っていただきたいなと思うんですけども、中学校入学前の不安を軽減するとして、学校見学ですとか、

中学生との体験授業ですとか、交流等は今後もし可能であれば、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、教育長、そのあたり、どうお考えになりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

先ほど答弁に漏れましたが、小学生同士の、小学校同士の交流という点では、全ての児童ではございませんが、旭市の交流、福智町の交流、学校代表の児童に限られますが、この子たちが事前の学習会、そして交流に行った先、こういったところで交流を行っております。

それに加えて、本村は西原町、北中城村と3町村合同の中学生フォーラムを開催しております。そこで、中学生の生徒会が意見交流をしますが、その場に各小学校から児童会を招いて、その様子を観察して、各学校に持ち帰るといったこともやっております。

小学校と中学校の交流という点では、今のような中学生フォーラムが今行っている取組としては挙げられると思います。

ただ、今後、小学校と中学校の交流ということになりますと、小学校の高学年から中学校になると時数的な問題がございます。具体的には、かなりタイトな時間で授業を進めないといけないう現状がございますので、その辺は検討を要する内容だと考えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 いろいろ課題があることは、重々承知しております。

やはり先ほどおっしゃっていた交流ですとか、児童の代表になる子たちだけではなくて、全中城の小学校の子供たちがスムーズに中学校に上がれるように、ぜひ9年間という、せっかく義務教育、小さい4校しかない中城村でありますので、9年間を見据えて、小学校の6年間、中学校の3年間を見据えて、今後、何ていうんで

すかね、教育委員会で何か指針たる施策ですね、教育の方針などがあれば、もっと子供たち、つまづかないで成長・学習に取り組むことができるのかなと思っております。

なかなかちょっと今は社会が厳しい状況ですね、子供たちのいろいろな不登校ですとか、学習のつまづきですとかいろんな問題が山積しているかと思うんですけども、中1のギャップですとか、そういうところでちょっと中学校入ってすぐつまづいてしまうと、かなりちょっと子供たちにとってはマイナスかなと思いますので、子供たちの適応能力の問題だけでなく、大人側がどれだけ環境の変化に備えられるかという問題もあると思います。行政課題ですね、環境の変化に備えられるようにしていけたらなと思っていて、小学校3校ですね、それぞれ小学校のときから交流を取っていただいて、すんなり中学校へつながる学びと生活が途切れないように、連携と引継ぎの仕組みをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これで子供たちが安心して中学校生活をスタートできる環境づくりを整備を強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、7番 新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議長から発言許可がありましたので、一般質問のほうに入りたいと思います。

その前に、都市建設課長のほうには吉の浦会館から護佐丸資料館の横断帯のカラー舗装の件

なんですけれども、スピード感を持って対応していただきまして、お礼を申し上げます。その点に関しましては、高く評価いたします。

それで、先日、そのことで私のほうに声が寄せられたので、そのまま読み上げたいと思います。

福祉まつりや体育館でのイベントなどで公共駐車場から会場へ移動の際に、1、誘導係が安心してこの横断帯を活用できたと声がありました。また、ドライバーも横断帯という認識が持ちやすく、歩行者優先で停止してくれます。歩行者も横断する際、この横断帯なら手を挙げて渡ってもいいんだって勇気が出るようですということで評価する声もある一面ですね、私も施工後に少し見て、思ったんですけど、まず、通行帯のほうめっちゃ狭くて、すれ違うときどちらかが譲ったり、車椅子の方だと1人しか通れないよという。家族連れで、これ娘さんと妹さんなんか歩くと、2メートル幅しかないものですから、この車椅子が来ます、よけますというふうに、もうちょっと大きくできなかったのかなという意見も寄せられております。私も後方の意見と同様で、横断歩道は最低でも3メートルということで、できれば今2メートルで施工されていますけど、もう一幅4メートルぐらいにやっていたら、もっと住民が喜んだのかと。

今年度末まであと100日ありますので、予算が余ったらあと2メートルやってください。その辺、また頑張って施工のほうできましたらお願いいたします。

それでは、通告書に従って一般質問を読み上げていきたいと思います。

まず、大柰1番、村内道路管理及び通学路点検。

10月13日に、村道奥間南上原線で、中学生が自転車走行中にガードパイプへ衝突し、重傷を負う事故が発生した。

本件について宜野湾警察署からの詳細な事故原因は公表されていないものの、当該路線の歩道幅は狭く、さらに雑草やネムノキが繁茂し、通行に支障を来す状況が見受けられ、こうした道路環境が事故発生の一因となった可能性も否定はできない。ついては以下について村当局の見解を伺う。

①事故発生後、現場の安全点検を実施したのか。

②当該路線の雑草繁茂への対応の実地頻度や維持管理上の管理計画はどのように行われていたのか。

③村道に対する定期的なパトロール、安全点検はどの頻度で行っているのか。

④今回の事故を受け、児童生徒を含む自転車利用者の安全対策についてどのような対策を講じる考えがあるのか伺います。

⑤和宇慶入口付近から津覇小学校への国道329号線距離的に450メートルを通学路として利用していますが、国道歩道の雑草が繁茂し過ぎて通学路環境に支障を来している状況にあります。教育委員会としてどの程度把握し、どのような通学路の安全点検体制を整えているのか伺います。

⑥通学路について、学校・PTA・地域住民と連携した定期的な点検は実施しているのか。また、点検の頻度と、問題箇所をどのように関係機関へ報告しているのか伺う。

⑦通学路の危険箇所について、国・県・警察及び村当局関連部署との連携はどのように行われているか。改善要望の方法について伺う。

次のページ、大枠2番、ボランティア袋配布と活用周知。

春・秋の一斉清掃およびCGC運動の際に、自治会へボランティア袋を配布している。

しかし、住民の多くが、自治会に申請すれば受け取れる、村がボランティア用袋を提供しているといった情報を十分に把握しておらず、認

知度が低いと思われる。それはある住民からボランティアで公園の草刈りを行い、役場に毎回出向いて袋を受け取りに、これ何十年もですね、何十年も前から行っている。近隣の草刈りを行うけれども、片づけをしっかりとやってもらいたいなどの声を聞きました。

そこで、①袋の制作枚数・製作費用、自治会ごとの配布数、配布枚数の在庫管理をどのような体制で行っているのか伺います。

②ボランティア袋は自治会より受け取り、利用可能である、ボランティア清掃活動で出た草木等は住民生活課で回収できるといった制度の周知をどのように行っているのか。周知体制について伺います。

### 3、一斉清掃チラシ配布。

一斉清掃のお知らせ方法変更に伴う参加世帯の大幅減少について昨年度は、希望地域を募ってチラシを配布した結果、多くの地域で参加が行われ、ある地区では130世帯が参加した。

しかし、本年は、チラシ配布を実施しない方針に変更。その結果、同地区では80世帯へと大幅に減少し、約40%近くの参加減となった。一斉清掃は村の環境美化活動の中核であり、参加者減少は村全体の活動力の低下につながる重大な問題である。なぜ担当課はチラシ配布を中止したのか。その判断過程と検証が必要であると考えるが、①昨年度は希望地域へチラシ配布を行い、参加世帯数も高い成果を得ていたにもかかわらず、今年度はなぜチラシ配布を行わなかったのか。

②配布中止の決定はどのような検討を経て行ったのか。

③住民の参加状況への影響を予測したのか。

④今後の一斉清掃の参加者数を回復・増加させるための具体的な施策は考えてあるのか。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の

御質問にお答えいたします。

その前に、今回事故に遭われた生徒の方から心からお見舞い申し上げるとともに、これからも子供たちの安全安心な道路行政に努めてまいります。

それでは、大枠1、村内道路管理及び通学路点検の①の事故発生後、現場の安全点検をしたかという質問でございますが、事故後は現場の確認を行っております。

安全点検といたしましては、車道はゼブラでの滑り止め舗装でスピード抑制対策が施されているため、交通ルールの周知・徹底など関係機関と連携し、さらなる安全点検を検討してまいります。

歩道のほうは、私のほうから確認をしましたところ、現在、団地から南上原への歩道は草刈りがなされておりましたけれども、団地から下ですね、一部分のところには草が伸びているということを確認しております。

次に、②の管理計画でございますが、観光地周辺環境美化事業を活用し、2か月から3か月に1回の頻度で行っております。

しかし、冬場と夏場とでは雑草の伸び方も異なりますので、その時々に応じて草刈りは必要であるかと考えております。

次に、③のパトロール・安全点検の頻度でございますが、月に2、3回ほど目視でのパトロール、写真での管理を行っております。

私も公用車移動の際には見ているつもりではありましたが、今後はさらに気をつけて確認しなければならないなというふうに感じております。

続きまして、④の安全対策についてどのような対策を講じる考えがあるかの質問でございますが、勾配のきつい道路では滑り止め舗装やスピード抑制の注意喚起などを行ってまいります。

その他の4と⑤から⑦につきましては、教育

委員会が答弁いたします。

続きまして、大枠2のボランティア袋配布と活用周知についてお答えいたします。

その前に、春と夏の一斉清掃をはじめ、日頃から地域や海岸の清掃ボランティアに協力していただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

①ボランティア袋の製作枚数についてございますが、在庫状況を確認の上で2万枚、費用は、他のごみ袋とまとめて発注となっておりますが30万円程度となります。

配布枚数につきましては、一斉清掃の際に各自治会への配布を行っております。以前は多いところで50枚以上配布していた自治会もございますが、草木をなるべく袋に入れないほうが搬入のときの手間にならないとの周知を行い、10月の秋の一斉清掃におきましては各自治会30枚を配布しました。ボランティア袋の在庫管理は住民生活課で管理しております。

続きまして、②の周知体制でございますけれども、周知につきましてはホームページに記載しております。また、役場窓口配布の際に、回収方法につきまして御説明する場合もございます。

大枠3の一斉清掃チラシ配布についてお答えいたします。

①今年度、春の一斉清掃のチラシ配布を行わない旨を事務委託者会でお伝えしましたが、配布希望という自治会があったため希望自治会へはチラシを準備いたしました。

秋の一斉清掃においても事務委託者会では、ホームページ・広報・防災無線・LINEで周知を行うことからチラシ配布は行わないと伝えております。

理由といたしましては、ごみの削減・ペーパーレス化を推進していくためでございます。

しかしながら、参加人数が今回減少した自治会もあるということで、活動力の減少につなが

りますので、もう少し段階的な配布調整が必要だったのではないかなと今感じております。

②配布中止の決定については、予算上というよりは、ごみ削減のため、チラシ配布によらない周知にしていく必要があったと考えたからでございます。

続きまして、③です。住民の参加状況への影響の予測をしたかということでございますが、秋の一斉清掃当日は、天候が不安定な日となっておりますので、チラシ配布の有無が直接的な影響とは言いづらい状況もあったのかなというふうに思います。

続きまして、参加者の増加の具体的な施策というわけではございませんけれども、引き続きホームページですか、あと広報、無線ですね、あとLINE等を活用して周知を行ってまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 新垣 修議員の御質問にお答えします。

大枠1の④自転車の利用の安全対策については、村内小中学校で自転車の安全な乗り方の指導を行っております。

また、事故後は、中学校では全体集会を持って安全指導を実施しています。さらに、安全指導全般については、村の校長会、教頭会、生徒指導担当者会等で年間を通して確認、指導を行っているところでございます。

⑤雑草が繁茂している状況は、把握していました。先週火曜日の9日に、津覇小学校を訪問した際には、きれいに草刈りがされておりました。

⑥年に1回、民生委員が通学路の安全点検を行い、点検結果を教育委員会へ報告しております。それを受けて、教育委員会で現場を確認し、関係機関と連携して改善に取り組んでおります。

⑦夏休みに学校、村教育委員会、住民生活課、都市建設課、警察が合同で危険箇所の点検を行

っております。その後、危険箇所の対応に関する協議会を開催し、対応可能なものはそれぞれの課で改善を行っています。村役場で改善できないものについては、協議会の場で警察等の関係機関に要望を行っているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 先ほど、冒頭村長のほうからもありましたように、このたび事故だけがされた学生は、その後、無事に回復され、学校に戻れていると伺い、心から安堵、私のほうもしております。

同様な事故が起きないように、起きないことを願って道路環境整備や点検などについて再質問いたします。

まず、行政部局のほうから現場のほうも確認をして、安全対策、ゼブラゾーンとか、そういったのも確認、施されていて、今後さらなる安全点検を行うということなんですけども。

その一方で、もちろん事故の自転車は、通行路は車道を通ったというふうに聞いていますけども、私は今言うようにその現場の安全点検もしっかりなんですけども、これあくまでも私の見解なんですけども、やはり事故が起きた場合、車道環境に視点が行くと思われま。それで事故の現場のゼブラゾーンとかそういった滑り止めもなされているというふうにいたと思うんですけれども、当該路線において歩行者や自転車利用者の安全を確保する観点から、歩道サイドに繁茂した雑草やネムノキがここは生い茂って、枝葉が垂れ下がり、視界不良、通行の妨げなどの歩道環境が粗悪な状態で、もし仮にこれが除草で改善されていたなら、もしかしたらその学生も危険を感じて、歩道側を通っていたら、この事故が妨げられて防げていたのではないかなという見解を僕は持っていて、その点のほうから質問したいと思います。

まずは、それは10月の中頃ですね、たまたま南上原のほうでちょっと座談会がある際に、下

りから、僕は上りです。左側から自転車を押し、乗らないで通行する、一般の人を見たんですけれども、自転車を押しながら、ネムノキのをよけながら、本当に今にも自分の視界不良、それから足元不良を避けながら下りていつているのを見て、そのような歩行者を見て、これ大変だというふうに、私は同調しました。

その際に、今後そのような状況をつくらないためにも雑草繁茂による視界不良、要は車道利用につながることを未然に防ぐためにも、歩道上の除草改善に講じていくのか伺います。

先ほど、2か月か3か月に1回パトロールしているとか、それから月に二、三回パトロール、点検も行っているというふうに言っていますけれども、その状況状況に応じて対策というのが必要かなと思ってますので、都計課のほうで今後その改善をどのように動いていくのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣 修議員の再質問にお答えいたします。

新垣 修議員のおっしゃるとおり、歩道が狭く雑草も生えやすい状況にあることは心得ております。

この奥間南上原線におきましては、直近で現在一応行っているんですが、その前の直近で7月7日から8月25日までの間に2か月ぐらいかかりまして、この道路延長も長く歩道も狭く車道との距離も近いので、飛び石等の事故も何回かございました。

今は飛散防止のネットを活用しながら草刈りをしている状況でございます。そのため2か月ほど全線を終えるのにかかってまいりました。もう南上原から奥間まで行く頃には、もうまた南上原が生えているとか、そういう状況にいつも悩まされているところでございます。

ただし、こちらやはり通学路にもなっていますし、この状況は改善しないといけないとは思

っております。

現場を見る限り、歩車道境界ブロック等の隙間のほうからやはり生えてくるのが多く、こちらのほうは目地注入剤ゴムなどを活用して今後できないかと考えてもおります。ただし、ちょっと高いもので、財源も調整しながら今後はやっていけたらと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 課長、よく現場のほうを見られているので、今感心しております。

この歩車道ブロックの隙間、そこからネムノキの根っこ、要するに両サイドからネムノキが垂れ下がっている。

これはちょっと前回、住民生活課長とも少し余談で話したんですけども、歩車道ブロックのところ、要するに車道と歩道との隙間の縁石のところ、そこにネムノキがありますよね。そこに除草剤をかけるというのは、これ無理なんでしょうか。

今、除草剤でも、何ていうの、路盤に優しいとか、土壌に優しい、そういったものがあるし、車道と歩道との隙間というのは、これは村の多分土地になるはずですので、何らネムノキの根っこを枯らせば、そこからの視界不良もなくなるし、あとは民地のほうに関しては、やはりちょっといろいろとネムノキの伐開とか、そういうのはいろいろと民間地の地権者とも協議しないとイケない点も理解をしているんですけども、その辺も踏まえての対策というのはどうなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 除草剤が活用できれば一番私どもとしてもいいのですが、昨年でしたか、浦添のほうで公園のほうで除草剤をまいているということで新聞報道でもあったりとか、まずペットがなめないとか、そういうものもあるので、その辺を今の除草剤はやはり大丈夫ということで記載もされているので、その

辺の住民の理解とかが得られれば、やはり除草剤とかというのを活用できたらとも思っているのですが、その辺は検討する余地はあるとは思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 歩道を利用する人命が一番だと思うので、その辺も除草剤も今、大地に優しい除草剤もありますので活用を御検討ください。

これ意見としてなんですけども、当該路線の管理においては、自転車利用者が危険を感じ、降りて押しながら通行することも想定していただいて、歩道環境が安全に使えるように努めて、維持管理、巡回を今後も行ってもらいたいというふうに思っています。パトロールのほうも強化していただきたいと思っています。

教育委員会のほうに再発防止の取組についてなんですけども、今回の事故ですね、決して個人の不注意として片づけることなく、児童生徒の自転車利用の安全確保の観点から、再発防止に向けては取組を強化していただきたいと意見をいたします。

教育部局のほうに質問いたします。

まず、通学路の安全性についてどのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

教育総務課としても通学路については、適宜注視していかないといけないと考えています。

ただし、通学路の範囲がかなり広い状況となっていて、私たちのほうだけでも確認できないことがありました。

今後この部分につきましては、注視してやっていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ありがとうございます。

見解というのは、その通学路の安全性の見解

だったんですけれども、ひとえに言えば交通事故や犯罪被害に遭うリスクが低いとか、ハード面とソフト面があると思うんですけれども、一言でいうと安心して通れる通学路、それが安全性なのかなというふうに私は考えてちょっと説明したいと思います。

先ほど、教育長からも監視、和宇慶入り口付近の件も土曜日に確認したらきれいになっていたというようなお話、それから通学路のほうも注視しながら監視しているというふうに、いろんな関連の人とも連絡取り合いながら通学路の点検も、それから校長会等もそうなのかな、いろいろやっているというふうにお聞きしましたけれども。

まず、皆さんのほうに手元のほうに写真を配布いたしました。

まず、これ右と左の写真がありますけども、まず、左側からですね、これが4番の、先に5番の和宇慶入り口から津覇小学校までの450メートル、これは主に和宇慶地区、それから南浜・北浜地区の児童が横断歩道を渡って、左側から、これは歩く通学路になっております。

12月2日に、このA地点から学校正面の歩行の状況を撮影しております。真ん中の青い矢印は、A地点から和宇慶方面に子供たちが帰る下校時のときの歩行路状況写真を撮っています。

このような状況で、子供たちがこの中をかき分けながら歩く。今の子供たちというのは、ランドセルだけじゃなくて両手に荷物も持ちながら歩く。雨が降っちゃうとこの雑草が湿っていて、不快な思いをしながら登校していると。とても安心して利用できる通学路ではないなと思って。

これ12月1日の4時に、嘉手納国道事務所のほうに私のほうで電話いたしました。雑草が生いしげ、子供たちが通学で通れない大変な状況に遭っています。450メートルだけ緊急対策やってくれませんかとお願したんです。ここ

の所長が現場確認しますと言ったら、12月2日の10時ぐらいからすぐ掃除に入って、夕方の5時までには津覇小学校の正門まできれいに片づけてあったんですけども。

そのときに、私はとにかく子供たちの安全が第一ですというふうに伝えたら、12月2日、これが、完了したときの状況になっています。

今度は右側、これは先ほど村長が言われたように、この団地から上は、先ほど都計課長のほうで多分11月4日から11月23日、3週間をかけてここは掃除として入ったんですけども、残念なことに団地から奥間交差点までは、なぜか残念なことに掃除がやっていなくて、村道ですけれども。

これ赤いラインは、団地から子供たちが登下校に使うラインを示しております。青いラインは、奥間の子供たちが登下校、そしてたまには浜の子供たちもこの奥間の子供たちと合流しながら横断歩道を渡って、同じ経路で学校に通っております。

まず、国道のほうもA地点から、これ撮影したんですけども、ここに国道のほうで、これ何という木なのか分からないけれども、これが繁茂して、ここも子供たちの目線でいくと、もう自分の頭よりも高いこういった雑草、葉っぱが伸び切って、通行の支障、邪魔していると。

もう一つは、村道、特に村道に関しては、これドリームの上のほうなんですけれども、今日も僕、質問をする前に見ただけけれども、ほとんど人が通れない。この右側の真ん中のアシの木が歩道より、歩道というかガードレールより高い。子供たちはランドセルを背負いながら、両手に何か持ちながら行くんですけども、一人一人通るんですけども、雨が降ったらもう足元が全部ぬれちゃって、非常に不快な思いをさせながら登下校させていると。

このような通学路をやはりちゃんと教育委員会並びに村当局もそうなんですけども、村道であ

れば村当局が管理するわけですから、ちゃんとしっかりとパトロール巡回して、整備をさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、確認したいんですけども、国道の場合、やはり難しいのが、村道であれば先ほど教育長が言うように、管理部局と話し合いながら掃除できるということなんですけども、国道の場合はどのような対応策を考えられるのかどうか、ちょっと教育委員会のほうで知っている範囲でお聞きします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

国道の除草につきましては、教育委員会でもし気づいた点がありましたら、都市建設課のほうにつないで、そちらから南部国道事務所へ依頼させていただきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 どのルートがいいのか分からないけれども、国道管理事務所には#9910というのがあるのは御存じですか。それと、これ#9910と、国土交通省のホームページで、LINEによる報告というのできるんですよ。できればそういうのを教育部局でも一応目を通していただいて、都市建設課に振るよりも、逆に教育委員会で、さっき言ったように、僕が12月1日に電話したら、翌日はもう対応してきてもらっていますので、やはり同じ部局のほうから子供たちの安全ということでそういう情報を活用して、対応してもらいたいと思います。

教育委員会のほうには、やはり国道と県道、村道に関しましてはさっき言うように連携が取れると思うんですけども、日常的に利用する児童生徒の通学の安全面からやはり関係機関と情報共有を図っていただいて、対応できるものは早急な対応を図ることが子供たちの安全の利便性につながると思いますので、その辺も部局内でもう一度精査して、国道・県道の子供たちの

安全通学路の確保に努めてもらいたいと思います。

では、また村道を管理する担当部局において、やはり先ほど言ったように自転車利用者の目線に立った道路管理のほうも心がけていただいて、教育部局と連携しながら誰もが安全利用できる道路環境の整備ですね、期待と要望いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは続きまして、大枠2のボランティア袋と活用周知についてですね。

枚数等は理解しましたが、住民生活課長のほうで、これ管理体制は、私、配布している自治会の在庫管理は把握していますかという質問だったんですけども、自治会長のほうに、地域に年間配っていますよね。先ほどで50枚と30枚、年間で80枚ぐらい配っているのかな。

その自治会で、じゃ、在庫がどんだけあるのか、そういう在庫管理問合せとか、管理は行っていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

一斉清掃の際にお配りしたボランティアの袋について、特に余ったからというものの管理まではしておりません。できれば、もし余ったということであれば、また次回に活用していただくということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今回、ちょっとこれ質問に上げた趣旨は、こっち書いてあるように、ある住民の方が、この方は公園前に住居を持っていて、年間、目の前の公園があれだからというんでボランティアで清掃しているんですけども、前にボランティア袋をもう何十年もそちらにもらいに行っていると。やっぱり高齢者になっているものですから。

これが先ほど自治会に年2回支給しているんであれば、そこで活用できるような仕組みをつくっていただいて、もちろん自治会、事務委託

者と自治会長一緒ですので、そこでも管理をしてもらうと。今窓口で基本的には配布していますけれども、こちらに来てても実際、氏名と住所を書いたりして配布していますよね。ここでも把握はしていると思うんですけども、それが今、車持っている方とかはいいんですけども、自分家の公園前とか、あるいは近隣を本当に真のボランティアの方々というのがいるんですよ。その方々がようは自分たちでやりたいんですけども、わざわざ行かないといけないというお話があったもんだから、今後、こういった真のボランティアのためにも、自治会にあるのであれば、自治会でも受け取れて、その代わり自治会に管理させてもらうという、こういった方法も今後は必要なのかなと思うんで、その辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 每一斉清掃の際に各自自治会等にお配りしたボランティア袋について、使用しなかったものは返却とかが一番望ましいとは考えていますけれども、もし御指摘のあるように高齢者の方とか、そういったちょっと役場に来るのが大変とかというケースの場合だとかであれば、自治会長さんのほうできちっと配布先とかの把握とかについて協力できるということであれば、そこは柔軟に対応できる部分かなというふうには考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 そうですね、これすぐしなさいということじゃなくて、今後そういうふうな、やっぱり地域でボランティア清掃をやるというのは大事な人材ですので、人材というか美化活動ですので、その辺も踏まえて御検討をしてください。

それと、回収方法も家の前の、公園等の、草を刈りました。5袋出ました。ボランティア袋に入れます。これを自分の家の前に置いてしまったら、3袋までしか回収しないと僕は認識し

ているんだけど、その為、自分の家のものが出せないから、それで住民生活課で回収をお願いしますというようなお話をしたんだけど。

実際ボランティア袋を5袋分、真のボランティアですよ、家庭のもの入れないでそれを家まで持って歩いて、置きます。家のものが3袋あります。8袋になります。引き取りますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

家庭から出るごみとボランティアを行ってボランティア袋で出すごみは、カウントとしては別で考えていますので、ボランティア袋5袋までは、家庭から出るごみと一緒に曜日に出していただければ、収集業者のほうで回収いたします。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 その辺の周知も今初めて僕、知ったんだけど、その辺も何らかの方法で周知していただいて、やはりボランティアの皆さんが活用できるようにしてほしいと思います。

先ほど広報紙やホームページで掲載を行っていると、ボランティア袋ですね。できれば、事務委託者を活用して、そのボランティア袋の活用とボランティアで清掃するこの美化活動のほうも今後、周知強化を図ってもらいたいというふうに希望してこの分を終わります。

一斉チラシ清掃の配布の件なんですけども、やはりこれ今回チラシ配布を行わないと伝えてはあったんですけども、これ全員納得の上での中止で、今後もそのように進めていくのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

まず、チラシを今回、今年度から配布しないということで、春の一斉清掃のときに事務委託者会のほうで御説明させてもらっております。そのときにやはりまだ周知のためにチラシを配

布してほしいという自治会がございましたので、希望するところには配布しております。

秋の清掃の前に、事務委託者会でまた御説明したときに、同じようにチラシは配布しませんということでお話をし、希望者が今回は、秋のときはなかったということで配布をしておりません。

将来的にもやはりそういったもう紙、ペーパーレスですね、そういったごみの減量も含めて取り組んでいく必要があると考えていますので、できるだけ広報紙であったり、あるいは防災無線とか、自治会長さんたちにも協力いただいて当日も流していますけれども、そういったものを活用しながらペーパーレス化、ごみの減量化、そういったものに取り組んでいきたいと思っております。

○7番 新垣 修議員 これは段階的に進めていくの、それともすぐやっちゃうということですか。そこを聞いている。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時26分）

~~~~~

再 開（15時26分）

○議長 伊佐則勝 再開します。住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 次年度のまた一斉清掃配布のときには、一応説明をしながら希望がある場合は準備してもいいのかなというふうには思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 丁寧な説明をぜひともお願いします。

課長が言うごみ削減とか、ペーパーレス化、これは十分理解しております。

今回もこの資料を皆さんに配ったんだけど、実際タブレットの中にも入っていて、本当はタブレットを見なさいと議員の皆さんには言いたかったんですが、多分扱えないなので全員

配付したんですけども、次年度からはタブレットで見てもらいたいなど。

紙媒体の削減ということも理解はしておりますけども、やはり地域性が特有な情報発信媒体ということも考えられますので、清掃参加者に若年層世代が多く見られたのであれば、そういった電子媒体を普及させる手だてもいいことだと思っているんですけども、また実情参加者は中高年が多く参加しているというふうに思っています。そのことも踏まえて、自治会長を通じてこの参加の世帯、年齢層も把握していただいて、やはりその辺も努めてこの紙媒体をどうするかという判断につなげてほしいなど思っております。

一斉清掃は、先ほど言うように、一斉清掃は村の美化活動の中核でありますので、やはりその参加人数が減れば減るほど、地域も環境悪化するし、活力も衰えていくというふうに考えて思っていますので、若い世代の方々が多くの方が参加できるような仕組みをまた一緒にアイデアを出しながら考えていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時29分）

令和7年第7回中城村議会定例会（第6日目）

招集年月日	令和7年12月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和7年12月17日（午前10時00分）		
	散会	令和7年12月17日（午後3時02分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	欠 員
	3番	欠 員	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	6番	安里 清市	14番	新垣 善功
	7番	新垣 修	15番	石原 昌雄
8番	屋良 照枝	16番	伊佐 則勝	
欠席議員				
会議録署名議員	14番	新垣 善功	15番	石原 昌雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	議事係長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比嘉 麻乃	こども課長	比嘉 昌子
	副村長	新垣 正	企画課長	金城 勉
	教育長	比嘉 良治	都市建設課長	呉屋 克行
	総務課長	大湾 朝也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲村 武宏
	住民生活課長	新垣 忍	上下水道課長	下地 良和
	会計管理者	照屋 郁子	教育総務課長	我謝 慎太郎
	税務課長	比嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福祉課長	照屋 淳	教育総務課主幹	永川 幸徳
	健康保険課長	島袋 かおり		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、8番 屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 おはようございます。

8番 屋良照枝です。議長のお許しが出ましたので、通告書に沿って質問いたします。

大枠1番、PFAS検査について。

県内で市民団体、有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会が、安心して飲める水を沖縄にと呼びかけ、現在、北谷浄水場では高機能粒状活性炭を使い、安全とされる水を供給しています。

しかし、2026年度には、その活性炭更新費用16億円を県民が負担する可能性が出てきたことに憤り、署名活動を実施しております。中城村内でも署名活動をしております。それを踏まえて伺います。

①この活動の村長の見解を伺います。

②有機フッ素化合物、PFASの住民の血中濃度を測る検査は実施できないか伺います。

大枠2、護佐丸バスの運行拡大について。

護佐丸バスの運行拡大は、ルートの見直し、浜バス停の設置を要望しましたが、進捗はありますか、伺います。

①浜バス停設置は検討されましたか。

②時間帯におけるルートの見直しは検討されましたか。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1、署名活動についてでございますが、活性炭の更新に多額の費用がかかり、県民や村民への負担が増えるのではないかと私も懸念しているところでございます。

屋良議員が御質問の署名活動につきましては、今回3万9,000名の署名でございましたが、それ以上の県民の声を政府に届けることができたのではないかなというふうに思っております。大変お疲れさまでございました。

続きまして、②PFASについてでございますけれども、新聞等での情報は、私としてもある程度把握はしておりますけれども、まだ情報が不足しているため、現在のところ村が主体となって血中濃度検査をすることは考えておりません。

続きまして、大枠2、護佐丸バスの運行拡大についてでございますが、①、②につきましてはまとめてお答えいたします。

浜バス停設置につきましては、令和8年度からの運行に係るルートや時間、回数などを検討してまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、再質問いたしません。

PFAS検査についてであります。

署名活動3万9,000名、この署名が集まったという事実を一応再度確認、確認というか認識をしていただきたい。それだけの関心事であるということを受止めてもらいたいというのが第一に考えてもらいたいことです。

このPFASの件については、もうずっと、この間の断水騒ぎ、そして私たちの中城も全然、他人事ではないんですね。実質にその水が上地区は流れている。そういう現状を本当に自分たちのこととして、自分事として捉えていただきたい。そして、その水を得るために、今、活性

炭を利用して、それを通さなければ、安心して飲める水が供給できていないという事実です。

改めて伺います。PFASはナノグラム検査をしております。県の基準、そして今現在の浄水場の検査、PFASの水質検査など、そういったものの情報、認識、数値は御存じでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 屋良照枝議員の再質問にお答えいたします。

今現在、暫定目標値として50ナノミリグラム・パー・リットルというのが設定されております。中城村のほうではこれまで5回、PFOS、PFOA検査のほうを実施しております。結果といたしましては、石川浄水場の平均値が0.8ナノグラム・パー・リットル、北谷浄水場系の平均値は2.1ナノグラム・パー・リットルとなっております。

続きまして、沖縄県の水質検査でございます。令和6年度は北谷町水系で51回の水質検査を実施しており、平均値が3ナノグラム・パー・リットル、石川浄水場系では4回水質検査を実施し、いずれも平均値1ナノグラム・パー・リットル以下という結果でございました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 きちんとした数字を把握していただいていることに安堵いたしました。

そして、これだけの検査、そういったものをやらないと、このパーリットルのこの検査の水質基準が満たされていないということです。ちなみに沖縄県50ナノグラムですね、これが一応、県の基準です。アメリカの基準というのは御存じですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 アメリカの基準につきましては、PFOS、PFOAそれぞれが4ナノグラム・パー・リッター以下と規定されております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 そのとおりです。アメリカは一桁台です。沖縄県は50、二桁です。同じ水を飲んでいる人間として、この安全の基準、この差は何だろうと常に矛盾を感じております。同じ人間であり、同じ水を飲んで暮らす人間であるということで、その水自体にこれだけの差があるんです。安全基準のそれだけの弱さというか、何か憤りを感じます。

そして今、先ほど課長がおっしゃった、こちらの51回の検査とかそういったものやっ、やっ一桁台のそういった数字を得ることができているということで、あくまでもこれは活性炭を通したから、この水の水質検査を保っているという、今現在のこの状態です。それをやらない前は、本当に三桁台の恐ろしい数字が出ていたんです。それをここまで、活性炭を通して私たちが、まだ安心して飲めるという、そんな結果はこれから、今後出てくるとは思いますけど、今現在、一桁台の水を供給できているということです。

でも、活性炭はずっと永久ではないんです。それをまた水質が上がったら変えないといけない、そういう事実が残っているんです。そのために変えなければいけない、そういうことになる前に、改めて始めて、早く変えられるように、その経費16億円がかかる見込みのあることを計算していますので、それに伴って県民が負担することのないようにということで署名活動をやっております。

改めて、水を管理する当局として、この問題に危機感がないのか。そして、問題視して挑んでいるところがないのか見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 お答えいたします。

屋良議員の御指摘のとおり、中城村水道事業でもPFAS汚染に関しては大変危惧しているところであります。先ほど述べましたように県

のほうでは年間51回検査していますが、再度、中城村のほうでも本当に大丈夫なのかということで水質検査を実施している状況でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、今、中城村でも水質検査を行っていると答えられておりますけど、どの程度の頻度、どういった程度で行っておりますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 ただいま、これまで5回検査しておりますが、年1回の検査、さらに河川から取水するような場合は追加で1回検査をしている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 あと1点、その検査をするのは、時間帯は午前中ですか、午後ですか、大まかで結構ですのでお願いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 お答えします。

具体的になちよっと時間帯は把握してはございませんが、おおよそ正午前後の時間帯に通常、水質検査をやっているものと認識しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 この検査の時間帯をお尋ねしたのは、まず、一般家庭で水を使う、大まかに使う朝の時間帯、そして夕方の時間帯、そういった水をたくさん使用する時間帯があるという認識の下で、使う前に検査すると濃度は少し上がるんですよ。これは実験結果からきちっと出ております。多少の、そんなに大きい差ではないんですけど、やっぱり朝の早い時間というか、それから夕方の使う前、そういった時間に検査をすると、多少の数値の差が見られるというのは、これは大学の検査結果の、そちらのほうの資料で読みあさったものですから、それで中城はどの時間帯で検査しているのかというのが気になりました。

ただ、年1回、きちっと検査をしているとい

うことは確認できたので、これからも水に関しての、村民の命を守る、そして検査に関しては引き続き、できましたら年1回と言わず、夏場の水、そういったものに関してはさらに注意をして回数を増やしていただきたいということを申し添えます。

水に関しては、本当に検査、そして安心であるということを確認した上でないと、私たちは飲めないし、生活もできないということですので、お願いいたします。

すみません、あと1点お願いします。

水に関しての、PFASに関してのここ直近の動きを少し、新聞のほうに掲載がありましたので、紹介というか確認をしていきたいんですけども、これは2025年10月25日の新聞に、PFASが各国に対応を要請、国連特別報告者在沖米軍の汚染指摘ということで、国連のほうで、いかに沖縄の水がこんなに汚染されているかというのを国連のところで指摘をして報告をされた方がおります。25日のタイムスに掲載されております。

それに対して玉城知事が問題の深刻さを表明していただいて、報告を高く評価するというところで、知事のコメントも出て、県民がいかにPFASの水問題、そしてそういったことに関心が高いかという報告だと思えます。

そしてもう一つは、さきの12月11日に、これもタイムスで、PFASの対策費、国に要請、県議会意見書を可決という新聞報道がされました。これを踏まえて私たちの今回のPFAS問題について少しまとめというか、共通の理解をしていきたいので確認をいたしますけど、先ほどありました10月から中城村でもこういった署名活動用紙を皆さんにお配りして、署名活動しております。12月15日現在で、私がまとめて届けた署名は123枚、こちらのほうは10名署名ですので、1,200名近くの方の署名を私は届けることができました。

また、直接私に託されなくても、直接郵送された方も、村民もいらっしやると考えれば、単純に1,000名以上の方が中城村は署名をして、届けたということは厳然たる事実であります。自分の命を守る安心して飲める水を、健康、生命、安全を守るために、怖い沖縄です。私は今、水道水が飲めなくなっています。水道水は洗濯、お風呂、散水など、そういったものに使っています。飲み水や料理に関しては、購入した水を使っているという状況です。それぐらい怖いという認識を持っています。

そして、先日、その水問題を考える上で、北谷町で10月15日に映画「ウナイ」という上映会を目にすることができました。これに関しては、沖縄の水問題を真摯に、本当に真正面から捉えている映画であります。それを見て、そして水問題を一女性の子供を持つお母さん方、それから母親目線で水の怖さ、大切さ、そして市民運動とかそういうものに携わっていて、自分一人ではどうにもならないという思いで議員になられたという、そういった方を追いつけて、何年も追っている、その映画です。一つもうそは言っていない。真実のみをやっている映画だというふうに多くの方が認識をしていました。

それを踏まえてお尋ねいたします。

私たちが、女性が沖縄の水に関してこれだけの関心を持って一生懸命に訴えております。そして、中城村のほうにも今現在、有機フッ素化合物PFASによる汚染源の特定と根本解決を求める陳情書が、この定例会にも付されております。そして先ほど報告しました県議会のほうでも意見書を可決したという、そういった今現在の事実に基づいて、ぜひ中城村でも自分たちのこととして、自分たちのことというか、当たり前前に村民が大事にしている大切な意見だということを強く認識して、中城村でPFAS問題、ぜひ真摯に考えていただきたい。そのために私は情報を集めますし、それからこういう立場を

利用していろんな情報を本当にかき集めて、村民の皆さんに届けたいと思います。決して真実というか、そのとおりの調べたことを皆さんに提案して、一緒になって考えてもらいたい。それだけの思いでやっていますので、すぐに結論が出るのかそういうものではないですけど、本当に自分の体のこと、それから自分たちの子供や孫に安心して飲める水を届けたいという、その思いでこの提案をいたしました。今後とも考えていただきたいし、自分たちの食べている、飲んでいる、その食べ物に関しての水問題ですね。それを真摯に受け止めてほしいと思います。

それを踏まえて、私たちが今飲んでいる水が本当に安心である、自分の体に有害ではないという、そういうのを安心して調べるためには、血中濃度を測って検査して、自分の体にどれぐらい入っているか、それから入っていないのか、安全なのか。そういったものを測ることが一番の安心につながると思います。これについての血中濃度を測る検査、どういった検査というか、そういうものがあるのか御存じですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり ネットなどで幾つかの自治体で血中濃度の調査とかが行われていることは認識しております。ただ、現時点では基準が定まっていないことと、結果をもって治療とかすることができない、血中濃度を下げることがすぐにできるわけではないので、現時点では検査をするというのは難しいのかなと感じております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 まず課長、検査をする、その検査をする方法があるということを認識してほしいんですよ。血液検査でいいんですよ。今現在の自分のPFASに関する数値、それをまずは知ること。そして今後増えるのか、減らすのか、そういった減らすとかそういうことがまだ分かっていないのは存じています。でも、

検査は今現在できるんです。今、自分の数値を知ることは、血液検査をすることで可能です。それに関しては行っている自治体もあります。現に内地のほうでは、すみません、私のあれでは2か所なんですけど、調べて、それも全員ではなくて任意で、自分が調べたいということを出して、費用も負担して調べているという現在なんですけど、血液検査で調べられる、そして費用も2万円までいきません。2つの市町村のあれでは1万6,000とか1万2,000とかで、2万円までいかなかったんですけど、単純に血液検査、そして健康診断の健康のやるときについでに項目を1つ増やす。そういうことで調べられるということを情報を得ていますけど、そういった場合には、中城村の場合は自分で調べたいと申し出た場合、可能ですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 現在行っている健診などの血液検査の項目の中にまず入っていないということもありますし、民間の機関ではあるんですが、検査機関に確認も取りました。県内の検査機関では血中濃度を検査することは、今の所行っているところはないのではないかと、1か所しか確認はしていないんですが、そういう回答でした。

ですので、健診の血液検査の際についてというわけではなくて、課題はまだ多いのかなというふうに思います。すぐに実施できるとは考えておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 沖縄県内で検査をするところは、今のところ私の情報でもありません。内地のほうの、すみません、佐賀県、そちらのほうに送るといふか、そこだけしか私もまだ情報は得ていないんですけど。それを送る費用とかそういったものは、その検査の2万円以内の中に入っていないんですね。検査をするために送るのは、その市町村が持っていて、そ

の検査自体の費用、それに関してが2万円弱ということですので、そういったものに補助を出してほしいとかそういうことを訴えたいと思います。

ただ、PFASに関しては、血液検査で調べられる、その事実だけはまた広めて、広めてといふか、確実にできますので、その情報をまた詳しく、今現在、まだそちらの調べているところも二、三年しかたっていないくて、最終的な数値の動きですね、毎年増えているとかそういった検査結果のまとめにはなっていないので。ただ現在、調べている、検査している方も、まだ1,000名には至っていないくて、三桁、何百人という、それぐらいの、何万人の市町村の中でそれだけの1,000名に満たない方が、でもやっぱり自分の体を気にして、本当にこれは水俣病に代わるような公害であるという、そこまで考えて検査を受けているという方もいらっしゃると思います。

そういうのを目の当たりにして、何か自分たちが危機感が本当に足りていないんだなというのを改めて傍聴することができましたので、ぜひこの検査に関しては、私もまたいろんな方法があるのか、情報収集しますので、中城村でも受けられるように、どういったふうにやっていけばみんなの心配を取り除くことができるのか、そういったことを一緒に考えていきたいと思えます。ぜひ村民の健康を守っていきたく思いますので、住民の検査、これが実施できるような方向で前向きに検討いただきたいと思います。

再度お尋ねします。どんなですかね、この検査については考えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 現在、専門家による検討も進められており、基準とかももしかしたら近い将来、決まってくるのかもしれませんが。しかるべきときが来ればしっかり検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 よろしくお願ひします。
一緒に村民の健康を考えて、そして勉強していきたいと思ひます。

では、大卒2番に移ります。

護佐丸バスの運行拡大についてであります、これについては、昨日、石原昌雄議員からも、護佐丸バスについての問合せがありました。重複するところがあると思ひますけど、私も浜のみんなの声を代表して、この質問をしております。再度お尋ねいたします。

浜バス設置は検討されましたか。そして、時間帯におけるルートの見直しは検討されましたか、お願ひします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

運行にかかるルートや時間、回数など、具体的な検討、調整、決定は令和8年度以降に実施していくこととなります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 令和8年、あと1年ありますね。私たちの浜の住民が今どんな感じでバスを利用してハートライフ病院、それから買物に行っているか御存じないと思ひますので、私の知っている限り御報告いたします。

ハートライフ病院を利用している年配の方々ですけれども、津覇のバス停のほうに皆さん歩いていくなり、タクシーを呼ぶなりしています。私もタクシーを呼ぶ電話をかけるのに協力していますけれども、私は週に1回、頼まれて電話をします。私がかけるたびに、タクシーが来たことはありません。15分後に再度かけ直ししてくださいということで、そればかりです。

1か所しかタクシー会社が分からないということもあります。村内にあれしている、奥間にあるひまわりタクシーですね。あちらのほうに朝の8時、9時、その時間帯で週に1回、皆さんが病院に行くのに、自分もかけたけど、私にも

かけてほしい、呼んでほしいということで、隣近所の、本当に同じだよといっても、やっぱり1人がかけて、もう一人がかけて、それでも、やっぱり来ないんだなというのを本当に再確認しているんですよ。

何度かけても、週に1回、私は、違う人たちですけど、時間帯も8時、9時でちょっとまばらではあるんですけども、15分後に、今現在近くを通っておりません、15分後にかけ直ししてください。15分して、私2回目までは挑戦します、かけます。それでも今現在、同じことです。別に機械が言っているわけではありません。人間の女性とか男性の方がちゃんと取られて、今現在近くに通っていないので15分後にかけられますかというその繰り返しです。それがずっとです。一度も私が電話をかけて、おばさんが電話をかけて、おじさんが電話をかけて、浜にタクシーが来たことはありません。そして、津覇まで行けばバスが乗れる、運よくタイミングがよければタクシーを拾えるという、その事実で、津覇のバス停まで何名か乗せていきます。そういうことをして、今、病院受診をしているという現状があります。

浜は184世帯436名が暮らしております。特に、課長も御存じだと思いますけど、60代以上の方が本当に半分以上を占めております。高齢化の進んでいるところです。それから、車のそれもあまり持っておりません。年寄りが多いというの、それから漁港の漁民であったという事実でもって、あまり免許を持っている方がいらっしやらないんですよ。年配は自転車で頑張って海に散歩をすとか、そういった現状なんですけど。

前に一度お尋ねしました。浜にバスが通らないのは、試乗のときに乗らなかったからですよと課長に言われました。その事実はあります。でも、そのときに、この護佐丸バスの目的が交通弱者、避難民を解除するというところで、浜は

当たり前にはバスが通っていない、そういうところであるということなので、バスが通るといふ本当にあまり少し、通るんだという気持ちがあったというのは事実です。そしてそのときに共有タクシーが近くにあつて、その住民はずっと生活の交通手段を共有タクシーに委ねていた、仲間をつくってタクシー、それを呼んでみんなで共有して利用していたという本当に事実があります。

今現在、共有タクシーがなくなり、ひまわりタクシーになり、そして予約を入れてからでないと、毎月毎月の予約をしても、来月の何日何日ということで予約をしても、来ない状況なんです、要するにタクシーが台数が少ないのでということで事前にキャンセルされるという事実です。実際に浜から乗るのはハートライフ病院に行くための利用者が半分以上、それ以上、もうほとんど病院に行くための利用ですけど、そういった現状で、津覇まで送って何とか利用しているという状況です。

浜の皆さんに対して、みんな、バスは通るのかね、そういうことをいつも総会のたんびに話が出ます。ぜひ令和8年度、ルートの見直し、それを検討しているということでもありますので、真摯に受け止められて、協議していただきたいと思ひます。

協議会とかそういうものを持たれているという課長のお話でしたけど、何かそういうところで、問題点とかそういう提案の中に、浜の件、持ち上がることはありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

現在、中城村の地域公共交通計画の策定に向けて取り組んでおりまして、重複しますけれども、基本計画になりますので、基本的な方針とか方向性を示して、本村がどういう施策を取っていくべきかというようなマスタープラン的なものを考えている中で、今の浜の切実なお困り

の現状を踏まえて、今できないのかという御意見でございましたけれども、その中で、現状の整理ということで、移動ニーズの把握やアンケート調査をやらせてもらつてかつ昨年は浜地区の実証運行もさせていただきました。緊急、喫緊の課題等であれば、8年度から組み込もうということもできたかと思ひます。

それは去年来、屋良議員との一般質問のやり取りも踏まえまして、そのときも申し上げておりますけれども、去年の実証実験の結果を踏まえて協議会に投げて、これが緊急だとか喫緊の課題解決というような御意見もなく、私がよく申し上げる真の交通弱者という対象とか含めて、今すぐというのはできないというふうに厳しい結論づけをした答弁をいたしましたけれども、8年度ではなく、8年から改めて地域内交通ネットワークの再構築ということで、施策の1番に、ルートをはじめ、また現状に合った運行の見直しをするというのを掲げていますので、今の切実な思いも含めて前向きに検討していくんですけども、石原議員の答弁のやり取りの際にも、村の考えをもう少し示しておけばよかつたということがございますので、少し長くなりますけれども、本村の考えを示させていただきます。

本村の現状において、公共交通施策の方針としましては、まずは今のリソースの範囲内で継続的に運営していくことを考えておりまして、要するに費やせる事業費、バスの台数、担当のタスク配分、どちらも現状がマックスでございます。予算面におきまして、公共交通の施策の基本的な考えとしても、これ以上の費用負担は困難な状況でございます。今後もこれ以上増やすことができない状況でございます。また、利用運賃を上げられるかというのと、その辺もかなり難しいのかなと思ひておりまして、6年度の単純比較でも1,200万の赤字運営をしている中、財政的にも厳しい状況でございますので、今後の公共交通における課題の改善とか要望を

取り組むとしても、限られた予算の中で最大の効果を生む運行として進めていくためには、利用者の少ないバス停の廃止や運行本数の減便などを対処していかなければならないと考えております。

ということはどういうことかと申し上げますと、ルートの変更やバス停の増設の要望をかなえることによって、結果、減便が出てくるということは余儀なくされることをごさいます、よって、現在利用されている利用者への不利益はかかってまいります。そういう弊害は御容赦いただくことを理解していただきたいと思っております。

現運行は10年近くなりますけれども、本村の交通空白地域である中城村のベストに近いベターという認識をしておりますが、議会からも浜地区をはじめとした幾つかの地域のバス停の新設の要望だったり、浦西駅までの延長など、数々の御質問や御意見が出ている現状から、先ほど申し上げたように令和8年度以降、改めて地域内の交通ネットワークの再構築を検討してまいります。村の厳しい財政状況の中で、先ほど申し上げた公共交通施策の方針から、今後は持続可能な公共交通の考えとして、全ての村民を公平公正に救える、要望を全てかなえる対応は困難でございます。できるだけ多くの方が利用して、できるだけ安い費用で継続運営していけるよう、少ない経費で最大の効果を生む計画、費用対効果を考えた事業でない、今後の継続も厳しいというところも御理解していただきながら、でも、その中でも最善を尽くして考えてまいりたいと思っております。

役場だけの問題ではなく、現在特に大きな社会問題となっているのが運転手不足、人的なこの課題もクリアしなければならないことも御理解いただきながら、現運行をしてもらっている東陽バスさんからも、今後、5年先、10年先、継続的に運航を続けられるかは確約はいただい

ておりません。そういったいろんな社会情勢も踏まえて、村の財政状況も踏まえた上で、おっしゃったような不公平で不利益を与えている空白地帯等の解消も含めて、本当にできるものは別としても、浦西駅、利便性が上がるだけでは通らない話ではございますけれども、その辺も含めて8年度から、また改めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 当局の考えはよく分かりましたと言いたくはないんですけど、2点ほど確認と再確認をいたします。

課長、今、公共バス、住民サービスとおっしゃいました。住民サービスをやりたいんですね。そして、バスは赤字で苦しい、そういうことをおっしゃいました。住民サービスの中に赤字とかそういうものはないと思います。皆さんのために、住民サービスのために、この公共バス、走らせたと思います。

そしてもう一点、利用者が少ないところを、すみません、聞き漏らしましたが、切り離すとか、利用者の少ないところを削るみたいな、そんな言い方をなさいましたけれども、10年近くです、浜は何の恩恵もなく、税金を文句も言わず納めています。その浜の皆さんに住民サービスはないんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

住民サービスというのは非常に多くの事業、施策がございまして、私が申し上げたのは、村の公共交通の分野で赤字と申し上げたのは失礼な表現だったかもしれませんが、実質、運賃と運行費というのが民間路線では当たり前でイコールであり、収入より経費がかかることを赤字と申し上げ表現しましたが、村が現在、公共交通事業に充てられる予算範囲が、今マックスですよという表現でございまして、逼迫している財政状況の中で、今はそこを維持してい

るのもいっぱいいっぱいでございますので、これ以上、ほかから取って公共交通に充てるべきかという、この優先順位も考えながら、公共交通施策の中での事業費はもうこれがマックスですということなので、それは御理解いただきたいと思います。

おっしゃるように浜地区にバス停がないこと自体、空白地帯を村が容認しているとおっしゃられていることも重々理解している中で、去年、幾度となる照枝議員からの御質問や、自治会長をはじめ地区からの要請書、陳情書等受けておりますので、遅れて大変申し訳ないんですが、去年は導入のために実証実験をしたつもりでございます。公共交通協議会というのが、公共交通の有識者をはじめ関係機関、各専門機関でございますので、要望があるから通すという根拠では、なかなかこの協議会の場で議論にならないんですよ。ですから、実証実験もやらせてもらいましたけれども、この実証実験の結果を提示して、先ほど申し上げたように、緊急、喫緊の課題であるということにならなかったものですから、できない状況がございました。

しかしながら、大分遅くはなっていますけれども、来年度以降もできるだけ……、私個人的にはぜひ導入したいと思うんですけれども、先ほど言ったようにいろんな弊害もあるので、できるだけ導入に向けて、浜地区の皆様には期待を持ってもらって、考えていきたいというところを御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ住民サービス、そして浜を見捨てない、公共バスはみんなが乗れる、そうしたものを実現していただきたく、協議していただきたいと思います。

令和8年、次の見直し、そういったものがどういうふうになるのか、引き続き見守って、またいきたいと思います。当局の頑張りをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時47分）

~~~~~

再開（11時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、4番 桃原 清議員の一般質問を許します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番 桃原 清です。議長の許可を得ましたので、これから通告書を読み上げて質問いたします。

まず、大枠1番、津覇地内崩落防止対策工事について。

津覇地内、国第329号線沿い建物の建設予定地において、崩落防止のH鋼矢板工事を行っている場所があるが、そこは工事箇所のすぐ上部のほうに、以前に行われたのり面崩落防止の工事で設置されたモルタルと壁面の間から雨が降ったときには相当水が流れ出てくるということだが、その件について、情報及び予定している対策があるか伺います。

大枠2、村道西坂田線改良工事について。

北上原地内主要な生活道である西坂田線は路面状況が大変悪く、また、村道認定はなされているが、道路幅が狭く、住宅が建築できない場所などがある。以前、中部土木事務所の建設班では、この場所での住宅の新築予定があれば協力しますと言ってもらった場所でもある。今後、住宅が建築できるよう改良工事を進めることはできないか伺う。

大枠3、山川橋の撤去について。

高速道路上に架けられた人道橋の山川橋について、現在は通行止めになっている。以前は撤去の予定で見積り設計等行ったと思うが、現在

の状況について伺う。

大枠4、少人数学級について。

2018年から実施された少人数学級について。

①児童との会話が増え、教師の業務負担が減る。

②学級規模が小さいほど正答率も高くなるなど様々な評価があるが、少人数学級の学校校舎の新設等の理由で終了した。今後について考えたとき、少人数学級の効果によって向上した学力等について、少人数学級が終わったことによるよくない兆候はないか伺います。

大枠5、小中不登校児童生徒について。

今年10月、県教育長は、文部科学省が実施した2024年度児童生徒の問題行動・不登校調査の県内分の結果を発表した。小中学校で年間30日以上欠席した不登校生徒は、前年度よりも419人増の7,432人で、過去最多を更新した。以上の内容で新聞に掲載されています。

以前、ほかの議員の一般質問の中で、それに対して、不登校の生徒はいないとの答弁がありました。現在はどうか伺います。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1、津覇地内崩落防止対策工事についてでございますが、沖縄県中部土木事務所維持管理班において、令和5年8月上旬の台風6号の影響により破損した簡易吹付のり枠下の急傾斜地における維持修繕工事を行っております。雨水につきましては、コンクリート横矢板に設置される水抜き穴から放水される構造となっております。流れ出る水対策については、計画はないということでございます。

続きまして、大枠2の村道西坂田線改良工事についてでございますが、現道の潰れ地部分を村へ譲与していただき、所有権を村名義へ変更いただけましたら、舗装構成改良事業等を活用

し、改良工事を検討できるかと思ひます。

続きまして、大枠3、山川橋の撤去についてお答えいたします。

撤去予定はありますが、橋自体の健全度はⅡであるため、直ちに補修する緊急性はありませんが、今後、ネクスコと調整等を行い、進めてまいります。

大枠4につきましては、教育委員会がお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 桃原議員の御質問にお答えします。

大枠4について、成績処理等の事務量の増加で教師のゆとりがなくなったため、児童に関わる時間が減少し、きめ細かな対応ができなくなったことや授業中の児童一人一人の発表する回数が減少したこと等が挙げられます。

大枠5の不登校については、全国、沖縄県と同様に本村でも課題となっております。令和6年度の不登校児童生徒は、小学校が3校の合計が31名、中学校が28名、内訳としては、中城小が1名、津覇小が2名、中城南小が28名。以前、不登校がゼロという答弁をしたのは、中城小学校がゼロ、それから津覇小学校の少人数を実施していた低学年でゼロという答弁をしたという記憶です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、再質問を行います。

まずは大枠1からなんですが、この津覇の場所というのは、実際の場所は津覇小学校から国道沿い、少し北向け、駐在所との間にちょうど建物を建てるために工事をしているところなんですが、そこで中部土木発注でH鋼を打ち込んで、8メートルぐらいのH鋼を打ち込んで、H鋼の間に矢板という、今回コンクリート板の矢板を全部入れていくということで工事が行われています。ちょうどそこの上のほうに、村長が

答えられたように、モルタルで崩落防止をやられた場所があるんですが、その間から相当大量の水が出てくるということで、地域住民のほうから工事している会社のほうに何回か苦情があったらしい、相談が。役場にも連絡はしてありますけどという話もあって、その業者のほうからは、中部土木のほうには相談しているんですがということで、私のほうに話がありました。

ここは、津覇小学校から一、二軒隣の家の横から山ののり面に沿って歩道が、中城団地の上のほうに歩道が延びているんですが、呉屋課長は津覇ですけど、その歩道、上ったことありますか、歩いたことありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

あります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 そのときに歩道の左側、上るときの左側、のり面側のほうに50センチぐらいの側溝がありますけど、その側溝をのぞいて歩いたことありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

側溝をのぞいたことはありません。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 その小学校から1軒、離れたところですかね、そこから上っていく側溝がのり面に沿ってちょうど中城団地、上まであるんですが、その上るときの左側にこのぐらいの幅の側溝があるんですけど、側溝がトタンの材質のような、鉄製品で作られた、よく普通の道はコンクリートで作られた側溝をはめていくんですけども、そこは鉄製品で作られたものが入っています。全部金属製品で作られているんですけども、その途中、途中に1メートル四角ぐらいでの集水ます、大きいのがあるんですけど、特にこの集水ますの近くとか途中でも、この金属製なんでさびをして、大きく割れたり

しているんですよ。私は今、ちょうどそこで工事をしている業者と一緒に上っていったんですけど、相当この側溝を下まで流れるんじゃないかと、これ横に行っているんだらうと。集水ますには水入らんで、横に流れて下に流れていっているんじゃないかと思われるところが何か所かあります。

これは、こういう水が入っていくというのは、ちょっと最近伊集のほうでも、大きな崩落がありましたけど、水が流れていくというのは大変不安な兆候であるんですよ、近くの住宅の人たちからすれば。それはちょうど団地のところで歩道が終わっていますから、その下にちょうど津覇の駐在所もありまして、駐在所は今、トン袋の土のうをたくさん重ねていますね。これどれくらいですかね。その上でも水が流れ込んでいっているんだらうと思われるところもあるんですよ。

ですから、対策としては、大きなのり面工事ではなくて、まずはその側溝をきれいに修繕してもらおう、県に。そのために維持管理班に行ったんですけども、ちょうど会いに行った人間がそのときいなくて、用件だけを言って、班長に。それで帰りました。次の日の朝、その人から電話がありまして、中城村の都市建設も今大変だらうと、伊集の件で。維持管理班も、自分もやっていると。それで出入りが多いということだったんですが、それを前の日に確認したら、維持管理班は緊急は全部対応してやっていますけれども、これは崩落の対策なんで、港湾海岸砂防班、中部土木のちょっと奥のほうにありますけど。そこが担当してやることになるはずというような話がありました。

以前、何年前ですかね。北上原で大きな崩落があったときに、ちょうど村の都市建設課は、ああいう崩落は村の担当じゃないんでと断られたことがあったんですよ。大変なことになったなと思って中部土木へ行って、絶対やらないと

いけないよということで話したら、港湾海岸砂防班、そこと維持管理班がタイアップして全部やってくれたというのがあります。高速道路上の大きな崩落自体は全部、中部土木のこの二班でやってもらったという経緯はあります。

それで、今後はぜひ、課長はもう地元なんで、1回見てもらって、それから中部土木維持管理班と、多分そこの港湾海岸砂防班が担当することにはなるとは思いますけども、そこと連絡を取り合ってやっていただきたいとします。

課長どうですか、今言っている内容は全部理解していると思うので、ぜひ今後の対応をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、先ほど側溝を見たことがあるかということなんです、場所が今おっしゃられているコンクリート横矢板が設置されている横の場所と私思っておりました。そこに側溝があったかどうかは分からなかったもので、そこと思っておりましたので、今聞いている限りは、小学校からの里道の部分のコルゲートパイプだと思えます。そちらは認識しております。

今この大枠1番でおっしゃられている箇所に関しては、下の民地に流れてくる水だと思っております。その民地に流れる水というのは、民法の214条でうたわれている自然流水、その自然流水を妨げてはいけないという、民法でうたわれております。やはり道路とかそういうもの、そういう施設じゃないものに対して、自然の流水は下のほうで処理していくということで民法で規定されていますので、やはり中部土木としては、その流水に関して、自然の流水に関しては処理をする計画はないということでございました。

そのほかの今、桃原 清議員のおっしゃられていることに関しては、私どもも県といろいろ調整しながら対策は講じていきたいと思ってお

ります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 自然流水を妨げないというのは、よく畑とかね、うんと下の安全などころでは、その話は全部理解はできます。ただ、1回、安全のために造られた側溝、多分これは中部土木がやってあるんですけど、それがさびをして水が流れ込んでいる。今ちょうど今回も議会でまた津覇の駐在所の話が出ますけど、あそこの上の崩落というのも、そういう水が原因だと思えるんですよ。側溝自体は中部土木が以前やったところだと思うんで、ぜひ中部土木のほうに相談に行って、本当にできないのか、民法上は自然流水は妨げないということであっても、ああいう将来危なくなるんじゃないかというようなところは、実際側溝もあるわけですから、側溝を元に戻すような、そういう相談をやってもいいんじゃないかなと思いますので、今後対応をお願いします。

○議長 伊佐則勝 答弁必要ですか。

○4番 桃原 清議員 いや、要らないです。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、次、大枠2について再質問いたします。

村長おっしゃられたように、土地の提供ですね。今回特に気づいたのは、当間などで里道を拡張するときも、やっぱり土地は提供しないと、土地を買うような予算の補助は全くないという話も今回も出ましたけど、北上原の西坂田線も、道は広いように見えて狭くなっているようなところがあって、そこが4メートルではないと。それと、じゃ改良工事をということで、もう何年も前からその計画はありました。でも、これが三、四年前までは計画をやっていましたという話だったんですが、それから急にトーンダウンして止まってしまったんですが、よく聞いたら、県のほうでは土地購入の補助金は全くないという話が出て、それから全く止まっていますね。

これについては、何年か前に私が地元の人から、家を建てられなかったということで相談を受けて、中部土木の建設班へ行ったら、こういう理由でそのときは断ったけれども、何とかできそうであれば協力しますという話は、そのときの職員からはそういう返事はもらっていません。もう、ただ、異動、異動になって、いないとは思いますが、その人たちは。

ただ、西坂田線は、西坂田線と砂川線が合流して、その道と県道の間というのは、緩和地域になっていますので、中城村内、それも北上原で緩和地域というのはあまりないんですよ。そこは、それも開発して、住宅を建ててもいいということで緩和地域になっているとは思いません。

そういうところでもありますので、整備をして十分に地域の人たちが利用できるようにしていただきたい。これ土地の提供を進めるためには、まずは設計のほうが先になるんですかね。簡単に設計するとか、本式の設計とかいろいろあるんですか。課長、最初は何をやればいいんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

先ほど村長からも答弁があったとおり、今、西坂田線のほう、かなり陥没とかそういうものが激しいというのも承知しております。また、県道に接続していて、今、舗装構成改良事業などを活用してやるべきものだとも思っております。この舗装構成改良事業というものが、やはり今現在、この西坂田線は村道として認定されてはいるのですが、この土地自体は村有地にはなっておりません。これは1960年代に村の資材提供を行って、地権者の同意を得て整備している、地権者からの要望があつてですね。地権者というか周囲からの、地元からの要望があつて整備しているということから、村でまた収用して整備するということはできない状況でありま

す。

なので、やはりこの潰れ地部分を贈与していただいて、村名義にしてからということになると思われます。ただし、拡幅に関しては4メートルに満たない部分、拡幅に関してはこの事業によって収用はできますので。今の現道の潰れ地の名義を変えるというのが優先になってくると思われます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、線引きをして、拡幅のところは別問題で、今のところ潰れ地で個人名義になっているところをまず提供してもらって、それであれば進めることができるということになるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 申し訳ありません、答弁漏れがありました。

やはり先ほどは概略設計が先か、贈与してもらってというのが先かということだったと思うんですが、村として、当局として今収用する予定ではないので、同意を得ている場所の潰れ地を村に贈与していただくという意志がない限り、概略設計というのは入れられないと思っていますので、その潰れ地の贈与をいただく作業を今からやっついていかないといけないと思っています。

それに関しては、やはり桃原議員の御協力もいただきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 議員としてできる協力はしたいんですが、なかなか個人とか企業とかに関して踏み込んだことはできないというのがありますので、いろいろ注意をしながら協力もできる分、十分に協力して、まずこの西坂田線が整備できるように執行部のほうでも進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、大柰3、山川橋の撤去についてです。

もう六、七年前なんですが、ちょうど私、建

設常任委員会におりまして、そのときに、この山川橋は撤去予定だということで。そのときは数千万単位で撤去費用がかかると。すぐに取りかかれるものではないというものではありません。その頃からまた長寿命化の予算ということで、いろんなところでの全国的、沖縄でもあちこちで、特に高速の上の橋なんかも、高速周りの橋なんかも、長寿命化の予算ということで、いろんな橋の修繕が入ってはいます。

ただ、この山川橋撤去ではあるんですが、前、建設課でちょっと計算はしていたと思うんですが、幾らぐらいの予算、金額が出ていたか。今分かりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 申し訳ありません。今現在、分かりません。その撤去費に関して積算していたかというのもちょっと定かではないので、また後日、調べて報告いたします。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 高速の上の車が通る人道橋なんで、高速を造った時点では利用者もいて、ちゃんと使っていた橋だったらいいんですけど、今ではもう、周りの環境も変わってきましたので、この橋を使うことはないしで、両方通行止めということで閉められているんで。ただそのまま置いておいても、ぎりぎりあとはいくら危ない状態までなっていくんじゃないかな。予算はそのときでも数千万単位ということで、大きい予算かかるよと、撤去だけでも。そういう話はありませんけども、できるだけ早く計画だけでも、様子を見るとかそういうことはずっと進めていただきたい。

今の財政の関係とか、または補助が、これは高速の関係なんで、国か県からまた補助金があるのかどうかもいろいろ調べながらしか進めることはできないと思うんですが、ただいつまでも、もう何も話が出なくなって、もう三、四年はたっていますからね。ですから、そういうこ

とで、ただそのまま放置すれば危なくなるという可能性がありますので。おいおい調べながら、何かいろいろ準備をやっていただきたいと思います。

課長、どうですか。山川橋とか、ほかにもまだ小さい橋がありますので。そういう調査とかも今後やっていただけないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 山川橋につきましては、転落防止柵が破損していて、そのために今、通行止めになっている状況であります。橋梁自体はまだ、判定基準としては今すぐ撤去しないといけないというものではないのですが、ただ、通行止めにしても長い年月たっていますので、その間、利用者からの苦情等もないので、やはり集約という面で、今、橋梁に関しては使わない橋梁など撤去・集約していくというのが国の方針でもございますし、この道路メンテナンス事業というもので撤去もできます。ただ、今、国・県からの交付金の配分が厳しい状況の中で、まだ撤去しないでいい状況のものをこの配分が厳しい中でそれに充てるよりは、今架け替えするところがございますので、そちらを優先してやっている状況でございます。もしそれで余裕ができたなら、やはりこちらも撤去・集約していきたいとは思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 山川橋については、残念ながら、当初はいろいろ利用されてはいたんですが、今現在、利用する人もいない。利用しそうな見込みのある人も今のところ北上原いないんで、できるだけね。ただ、これは単費でやることでもないし、ほかの財政状況を見ながらじゃないといけないんで、様子を見ながら、担当課長は今後も気をつけて見ていただきたいと思います。

大枠3は以上です。

次、大枠4について、少人数学級についてで

すけども、先ほど、ちょっと今、教員の時間的な厳しさが出てきたということと、児童生徒の発表などが減ったという話はありませんが、メリットとして、実際よかったよかったというのをよく聞くんですけども、子供たちのどういういいこと、どういうメリットがあったのかちょっと教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

まず、御存じのように少人数学級の実施というのは平成30年から令和5年度までの期間が実施されました。少人数の実施に対する保護者、また教職員のアンケートによりますと、高い評価を受けたということをおも承知しております。

今、議員の質問にありましたメリットについてですが、この少人数の取組を評価する際の指標としまして、まず1点目は不登校率、そして2点目を全国学力・学習状況調査の結果を指標として挙げたいと思います。

まず1つ目ですが、不登校率の変化を挙げたいと思います。対象としましては、令和4年度から令和6年度までの不登校率で小学校3校を合わせた平均を申し上げます。令和4年度が1.4%、令和5年度が1.9%、令和6年度が2.0%となっております。この令和6年度が2.0%と申し上げましたが、この年の県の平均が3.54%という数字になっておりますので、不登校率がかなり低いということが言えると考えております。

さらに少人数を実施した村内の2校ですが、中城小学校と津覇小学校2校で実施しておりますが、この2校に限っての不登校率を申し上げますと、令和4年度が中城小学校0%、津覇小学校が1.3%、令和5年度、中城小学校0%、津覇小学校が0.8%、令和6年度、中城小学校が0.2%、津覇小学校が0.8%という不登校率になっております。

今申し上げた数字で、村内3校の平均でもかなり低い割合でしたが、少人数を実施したこの2校に限って言いますと、そこからさらに低い数字となっております。こういったことがまず一番のメリットとして挙げられると考えております。

続きまして、指標の2つ目ですが、全国学力・学習状況調査の結果を基にお話をいたします。

こちらは、正答率でお答えします。令和5年度から令和7年度の3か年についてお伝えします。

小学校の国語、算数についてですが、県との比較でお答えします。国語のほうプラス4ポイント、算数がプラス2ポイント、令和6年度、小学校の国語プラス4ポイント、算数がプラス4ポイント、令和7年度、国語プラス2ポイント、算数がプラス1ポイントとなっております。

続けて中学校のほうですが、令和5年度、国語がプラス1ポイント、数学がプラス・マイナス0ポイント、令和6年度、国語プラス2ポイント、数学プラス3ポイント、令和7年度、国語プラス・マイナス0ポイント、数学プラス3ポイントとなっております。

今申し上げた直近の3か年では大きな変化ということは確認できておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ありがとうございます。

こういう結果、少人数学級というのは年間予算も割と大きい予算を使って実施されておりました。議会の場合は、議会報告会ということで、村民と交わりいろいろ話合いもあるんですが、ある村民から、少人数学級、予算を相当使ったんだけど、どういう結果があったのか、メリットなども全く分からないので、総括の形で、総括をして、村民が結果を知ることができないのかなということもありました。

それと、これは私が一番懸念している大卒4の質問というのは、先ほど教育長からありました、先生方の時間的に大変だよということと、発表が減るということが、少人数学級の結果としては、その時期は大変よかったんだろうと、それはそれで終わりとして、今はもうないんで。

あとは、何とか、私がずっと昔から、若いときから一番気になるのは、自分が中城の人間で、中城村の人というのはなかなか外に出た場合に、討論とかいろいろな面であまり、どんなかなど。討論が下手なのかなという感じが自分ではやっていました。

そういう意味からも、少人数学級、今回大変よくなったよということを知ってはいたんで、今のよかった状況というのを何とか今後も継続していただきたいと。もう少人数学級ではないんで、先生方も難しいかもしれないんですが、何とかですね、そのよかった状況というのをなるべく続けていけるように頑張っていたきたいということで、今回のこの質問にしました。

ですから、教育委員会、また学校の先生方も一緒に、この少人数学級であったメリットについては、今後もできるだけ続けられるように何とか頑張っていたきたいと思います。

大卒4は以上です。

次、大卒5に移ります。

先ほどの不登校、不登校が28名ですね。昨日の小橋川議員の一般質問の中でも不登校28名と出ていましたが、中学校、すみません、主幹、私、中学校の学年ごとの不登校も聞きましたでしょうか、さっきので。聞き逃したのかどうか。それ分かりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

学年ごとの数は把握できておりません。学校全体として中学校が令和6年度28名、小学校が31名ということになっております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 実は私は2年前、小中連携に関して政務調査に行ってきました、2年前に。新潟県の十日町というところですよ。そこでは、小中連携を行って、不登校に対しては大変成果を上げているということでした。昨日の小橋川議員への答弁の中で、旭市や福智町との交流を行っているという答弁がありましたけど、実際こういう交流は、学校の代表の児童で、割と優秀な子供たちじゃないかと。

それで、学校の代表となるような子供たちだけの交流じゃなくて、小中連携で全児童全学生を対象にした中学生と小学生の交流とか、あるいは先生方同士の交流も、そういうのを行って大変成果を上げているということでした。

昨日は教育委員会のほうからは、時間的に大変問題があると。その交流を行うには時間設定が大変だとは思いますが、実際そういう話がありました。私、以前、一般質問で教育長にやったときも、この小中連携の予定はありませんという答弁はいただいています。ただ、時間的にも大変と思うんですが、不登校などの子供たちを生まないためにも、何とかこの小中連携の件を検討していただけないかと思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

今、議員がおっしゃった不登校を発生させないという視点は非常に大切であると認識しております。そういった認識の下に、昨日も答弁の中でお話ししましたが、小中連携の取組を進めているところです。その中には、授業スタイルを統一して、小学校から中学校に入ったときに子供たちが戸惑わないようにといった取組を進めたり、また、御存じのように中城ごさまる7といったものを小中共同して取組を進めております。

それから、教職員の連携ということで、小中教職員が集まってグループ討議をしたり、意見交換、それからお互いの授業を参観するという事もやっております。

そういったことも最終的には、子供たちが中学校に上がったときに戸惑わないように、また、不登校が出てこないようにということを目的にやっております。議員がおっしゃった全児童生徒の交流ということも非常に価値があることだと考えますが、現時点でなかなか時数的な問題などを考えると、すぐに導入ということは難しいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 失礼しました。昨日の答弁、全部はもしかしたら聞いていなくて、聞き逃したところもあったかとは思いますが、今進めているということ聞いて安心しました。今後一つ一つやっていくことになるので、今後また皆さん頑張って、小中連携も頑張ってください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、14番 新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 こんにちは。議長から許しを受けましたので、一般質問をこれから行っていきます。

一般質問する前に、文字の削除をお願いします。大枠1の村のまつりについての「吉の浦運動公園」とありますが、「運動」を削除してください。私の間違いです。

それでは、通告書を読み上げて質問に移りま

す。

1点目、村のまつりについて。

現在の村の祭りの名称は、護佐丸まつりとして中城城跡で2年に一度の間隔で実施されていますが、以前は中城まつりの名称で吉の浦公園で毎年実施されていました。これを元に戻す考えはないか説明を求めます。

それと大枠2、職員採用について。

現在の職員採用については、試験を実施して、その職種内容は、行政職と技術職の2種類が主であるが、これからは村民の福祉の増進のために福祉・保健分野の有資格者を採用すべきではないか。また、年齢制限は何歳までか。そして今、住所要件はあるのか説明を求めます。

3点目、子供の貧困実態と支援について。

県下の子供の貧困率については、2015年の調査では全国平均の約2倍の29.9%で、2017年、本村は中学2年生で38%、小学生で27%であった。そして2024年の全国平均は11.5%で、県は21.8%で、2015年よりも8.1%改善されているが、2024年の本村の貧困率は何%か。そして、現在の物価高騰により生活が苦しい世帯が増えていると思います。支援が必要と思いますが、村としてどのような支援を考えているか説明を求めます。以上。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、村のまつりについてでございますが、来場者の会場への移動ですとか、あと駐車場の確保、その他多くのメリットを考えますと、議員おっしゃるように今後は吉の浦公園地域での実施を含めて検討してまいります。

開催の頻度と、あと名称につきまして、財源等を含め協議してまいりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

続きまして、大枠2の職員の採用についてお答えいたします。

職員採用試験につきましては、職員の退職等に伴う職員の新陳代謝を促し、めり張りのある行政運営を目指し、村行政の効率的な運営を図るために必要なスキルなどを有する優秀な人材を確保するため実施するものでございます。

福祉・保健分野の有資格者の採用につきましては、令和4年度から保健師採用の採用試験を毎年実施しており、住所要件の設定はございません。年齢は35歳までの要件となっております。

続きまして、大卒3の子供の貧困実態と支援についてお答えいたします。

貧困実態アンケート調査については、現在、実施予定はございませんが、子供の貧困を表す一つの指標となる就学援助率でお答えいたします。

本村では近年、19から20%で横ばい状態にございます。村内の就学援助率が2024年度が20.27%、2025年が12月現在で19.14%となっております。

現在の物価高騰により生活が苦しい世帯が増えていることは、議員がおっしゃるとおり現状としてあるかと思えます。こども課では、貧困対策支援員といたしまして、こども課に2名配置し、世帯からの生活相談や学校、地域からの連絡などにより、把握した世帯へ社協に届いたフードバンクなどを直接相談があった世帯へ届けるなどの支援を行っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村の祭りについては、当初は毎年実施していましたが、3年に一度から2年に一度に変わりました。それと名称も中城まつりが護佐丸まつりに変わった。中城まつりから護佐丸まつりに変更した理由はなんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

実施年度は不定期になっている状況がござい

まして、第6回が平成4年10月、7回が平成6年10月、8回が平成9年10月、9回が平成15年11月、10回目から護佐丸まつりに移向して、そのときが22年8月と、6年、7年空いている時期があるようです。その中で中城城跡が世界遺産に登録されているという点と、その前年には護佐丸の日を制定しているというところで、2つの、名称プラス場所をPRするために、またプラスPRすることによって、観光客も誘客できるんじゃないかというところで、これまでなかった観光振興を図る目的を加えたために、場所と名称の変更をしてあるというところでは。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは名称変更する場合に庁議にかけましたか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、祭りの主催がまつり実行委員会、こちらが議長、教育長、商工会会長、文化会協会会長、自治会長会、老人クラブとか各小中学校の代表で、村長も交えた実行委員会形式で運営していますので、その実行委員会で協議なされて決定されております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この護佐丸まつりに変更するという発言、議事録、こういうのありますか。誰が、どこの団体から護佐丸まつりに変更してくれという要望とかそういうものはありますか。委員からの意見もあります。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、先ほどの答弁に追加したいのが、吉の浦公園が全天候型の陸上競技場になるというところでの工事をした後の設置が難しくなるとかというのも変更の理由でありまして、平成22年のまつり実行委員会会議録がでございます。その中で、いろんな御意見があった中で、最終的に決まった。誰が言ったかというのは載っていないので。実行委員会で、最終決定されている議事録はございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは毎年やっていたのを3年に一度に変更した、その理由は分かりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、もう一度、第1回の開催から申し上げたいんですが、第1回が昭和54年12月です。第2回が55年11月ということで1年後です。第3回も昭和56年ということで1年置きなんですけれども、それ以後、第4回からは、2年だったり3年だったり、先ほど申し上げた6年、7年との開催日の情報はございますけれども、なぜそういう開催になったかというのは資料がございませんので、何年置き開催ということについての答弁ができない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それは記録がないということで理解していいですか。

それでね、課長、この祭りというのはどんな目的、効果がありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず、村民、村にゆかりのある方々が祭りへの参加、出演ということで、相互の触れ合いを広めて盛り上げることで、中城に愛着と誇りを持ち、村民郷土愛の醸成が図れると。活気あるまちづくりに資する場として、また長い歴史と伝統に培われた文化の振興と。村をアピールしていくことで観光振興にもつながるということで、中城の繁栄、発展につながることを目的に開催していると考えます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この祭りというのは、私は非常に大切なものだと思っています。なぜかというと、祭りというのは、村民の絆とか、コミュニティーを醸成していく上で一番大事だと思うんです。よく政治は政という言葉も

あるように、祭りをして、村民同士の意思疎通とか信頼関係を醸成していく大きな大切な場所だと考えております。それで、しばらくはコロナ禍で、人と接触することが制限されて、しばらくはそういう祭りとかイベントは自粛してきましたが、今後、その祭りを通じて村民のコミュニティー、あるいは絆とか、そしてひいては、地域の活性化にも大きく効果が出てくると思います。村民の祭りに対する関心は大きいものがあると思います。

それで、この祭りを通して村民同士の信頼関係を構築していただければ、中城村はもっと活力ある村になるかと考えておりますので、検討してもらいたい。

そして、村長に説明を求めますが、今後、2年に一度でなくて毎年開催するということは考えていますか。それと場所についても、さきの一般質問で玉那覇 登議員からあったように、お年寄りが不便を感じているんですよ。公共駐車場に車で来て乗換えして、シャトルバスで行って、また降りて、あの坂道を上っていくのは、年寄りには非常に重労働だと思います。その意味でも、吉の浦公園で開催できないかどうか。そして毎年、実施できないか、予算がないからといってはいますが、予算は幾らでも頭を絞れば出てくると思います。その考えはあるかどうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、善功議員の御質問にお答えいたします。

祭りを吉の浦のほうでできないかということでございますが、私のほうも以前からそういうふうには思っておりました。わざわざシャトルバスに乗って村民が移動するのも大変ですし、この吉の浦周辺であることによって、来場者がまた増えますし、あと、高齢者のことを考えれば、あの坂、非常にきついというふうにも思っておりましたので、吉の浦周辺のほうで開催は決定していきたいというふうに思っております

が、また今後、さらに細かい協議をしていきたいというふうに思っております。

あと、回数ではあるんですけども、現在は2年に一回。でも、毎年、以前やっていたときには、もしかすると中城まつりがメインだったと思いますが、現在は、私としては、福祉まつりもありますし、障害者フェスティバルもありますし、様々な祭りは増えてきているのかなというふうに思います。それも議員が先ほどおっしゃっていたように、非常に素晴らしい祭りでもありますし、コミュニティーが生まれる祭りだとも思っております。

今後、また城跡のほうでは違う祭りがまたできるのかなとも思っておりますし、いろんな様々なこのコミュニティーを考えながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

毎年この中城の祭りをしていくというのがやっぱり予算の関係上、様々な課題も出てくると思いますので、今後しっかり協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長の答弁の中にありましたグスク祭りというのは、これは何年かな、一般企業が管理していた中城公園が返還された後、北中城村と一緒に共同でグスク祭りというのをやったんです、何回か。それも考えて、今後、北中城との共同まちづくりもありますけど、それも破綻しました。それは恐らく、合併の協議が破綻した後に、グスク祭りは取りやめになったという経緯もありますので、よく北中城と中城は兄弟村とよく口では言うけれども、しかし、実際やっていることがどうかですね。そして、北中城との共同管理についても、当初は50%、50%で管理していたんです。しかし、合併が破綻したために属地主義で9対1ということで、90%は中城負担、10%北中城負担。

それは、この終戦後、中城、北中城両村で中

城公園、今は中城城跡と名称は変わっていますが、今でも、当時は中城公園ということで、県内でも有名なところだったんですけども、その北中城と中城で共同でグスク祭りをしたわけです。そのときに、一般企業である国際産業から8億という大金で、当時は4億円は国、県が2億円、残りの2億円については両村が、その割合が90%は中城、2億円の90%、そして10%が北中城村ということで、この国際産業から管理権を買い取って、そして今の管理協議会を結成して現在に至っているわけです。

両村で祭りもやっていましたけど、その後はもう破綻してしまって現在に至っていますけど、今後もし中城城跡をPRするのであれば、グスク祭りとして北中城、中城両村で共同の祭りを考えるかと思いますが、村長の所見を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 議員おっしゃるように中城村と北中城村はチョーデー村ということで、昭和20年までは同じだったということで。今後、中城と北中、さらに絆を深めていくために、やはり祭りをきっかけというか、今、わかつてだを見る集いは各両村の文化協会がやっておりますが、今後は北中城さんとも相談をしながら、お互いに何かできる祭りがいいか。今、別々でイベントなどを行っておりますので、それをやはり一つの観光の核となるように、北中と協力をしながらというか、相談をしながら、今後決めていければなと私は思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 祭りを私は行政の中で一番大切だと思います。それは村民の一体感、絆を醸成していく一番大切なものだと思いますので、ひとつ祭りについては、場所も、お年寄りも参加できるような場所にしていただきたい。そして、やっぱり毎日働いているば

かりじゃなく、たまには、年に一度ぐらいは村民が一堂に顔を合わせていろんなゆんたくもしながらいけば、この中城村のいろんな生き方とかあると思いますので、どうかその辺を大事にして、村民のコミュニティーを醸成していただければ、今、中城村のコミュニティーが衰退しているために、私は各種団体も衰退しているんじゃないかと思います。その祭りを通じて、その地域のいろんな団体を盛り上げていただきたいと思いますので、ひとつそのことを念頭に今後検討していただきたいと思います。

それでは、大きな大枠2に移ります。

現在、採用試験については一般事務となっていますけど、行政職ですか、正式には。そして技術職と。村民の福祉増進のために福祉・保健分野の有資格者を一応採用すべきではないか。年齢については35歳。住所要件については、ない。採用試験の競争率はどのぐらいですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

倍率という数字は持ち合わせてございませんが、直近の保健師、専門職のお話が出ておりますので、保健師の部分で申し上げますと、令和4年度の申込みの方が5名、採用が1名となっております。令和5年におきましては14名の申込みがありまして、3名の採用をしております。令和6年につきましては3名の申込みに1人採用しているところであります。

令和7年度について、これから1月に専門職の試験を予定しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 応募者が少ないような感じがしますが、どうですか、多いほうですか。もっと優秀な人材を採用するには、もうちょっと枠を広げて、採用する考えはないかどうか。競争率はちょっと低いような気がします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

各市町村統一の試験になりますので、受験ができる人数等が限られてくると思います。実際に専門職としての数字的には少ないような感じを受けられますが、その中からよりよい人材をとということで選んでいる状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 住所要件は撤廃したということですが、村内と村外の応募者、大体の割合分かりますか、把握できますか。現に中城村に住んでいる方と村外に住んでいる方。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

村内、村外おりますけれども、村外の割合が高いと認識をしております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ村外が高いということですね。そうであれば、もうちょっと村内へのアピールして、応募者を増やして、村内からの採用を増やすようにしたほうが私は村の活性化になると思います。

採用試験においては優秀な人材を確保するためという名目で実施していると思いますが、ひとつ職員採用の広報をもうちょっと考えて、村内からもどんどん採用できるようにする方法を考えていただきたい。やはり人材ですよ。人材の確保をしないと、村の活性化、発展はないと思いますのでね。

それで、課長、今この職員の中で有資格者、例えば保健師とか、あるいは介護士とかいますと思いますが、国の有資格者が何名ぐらいいるか把握していますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

保健師、保健関係分野で申し上げますと、現在、管理職を除く係長、職員の中で保健師の方が8名おります。あと、管理栄養士が3名、社会福祉士が2名、臨床心理士がお一人おります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この方々の人事異動についてはどうなっていますか。大体今年から5年なれば異動させているのか。それともずっとその専門職としてそこに勤務しているのかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

専門職の中でも特殊な業務を扱っている場合、同じ場所にそのまま長年配置しているところもございしますが、保健師と管理栄養士等につきましては、議員がおっしゃる3年から5年の間で異動を考えて配置をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは、異動する場合、その後釜には、同じ有資格者を配置するようにしているのかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

専門職の異動につきましては、専門職の職員の配置を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 分かりました。

ひとつ専門職を異動する場合は、その異動の後には専門職同士の異動を考えて、しっかり住民福祉や保健の分野でのことについて考えて異動していただきたいと思います。

それでは、3点目の子供の貧困実態について伺います。

毎年、実態調査はしていますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 実態調査は行ってお

りません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 2017年、8年前に中城子供実態調査ということでやっていますが、その中で、村子ども未来支援会議の委員長は、毎年実施するというので、新聞紙上でありますが、これは毎年しないといけないんじゃないかと思うんですが。それで、一番心が痛んだのが食料が買えないという経験があったと、そういう実態もあります。ひとつしっかりと日頃から自分の分野のデータを把握しておかないと、対策の取りようもないと思うんです。やっぱり実態をちゃんと把握するように日頃から心構えを持っていただきたい。

そういうことで、今度、支援としては、村長からありましたから、もっといい方法がないのかどうかね。何かありふれたような、答弁ですけども、もっと本当に貧困している家庭が、本当にありがたいという気持ちになるような支援を考えていただきたい。それで私はいつも思うんですけど、国は今度、物価高騰でいろいろ交付金があるようですけど、その中である程度所得制限を私は設けるべきだと考えているものです。今の我が国の情勢を見ると、格差が広がっていくんじゃないかと思います。それで所得制限を私はすべきだと思いますので、この中城村において、今度、国からの補助金が入ってきます。それに上乗せして村独自の支援を、そして村の場合は所得制限をして上乗せするような方法を考えるべきではないかということですけど、村長、考えてもらえないかどうか。すぐ予算がないとかということではなくて、ちょっと頭を絞って考えて、上乗せして援助する、支援するということができないかどうかです。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今のところはこの国からの支援でもって支援を行っていきたいというふうに思っております。今、議員がおっしゃった所

得制限というのは、私も必要かなというふうに思っております。今回は国のほうから子供たち2万円の給付はもう決まっておりますけれども、それ以外に子供だけに限らず、村民全体を考えて所得制限を持ちながらいろんな支援を、どの年代が困っているのかということを考えながら、各課それぞれいろんな困っている人たちが各課によっても違ってまいりますので、そういった全庁的に考えて支援をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 フードバンクは今どういう状況ですか。どのぐらいのフードが集まりますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

社協が行っているフードバンクは、募金事業からの配分金、あと、企業からの提供によるもので運営されていると聞いております。

すみません、ちょっと詳しいデータが手元にないんですけども、この前、社協といろいろ話合いを持ったときに、支援対象者になっている人たちは結構増えているんだけども、フードバンクのこの寄贈というものはそんなに多くは増えていないというような状況があるというのをお聞きしております。量的にどれくらいなのかというのはちょっと具体的には把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 フードバンクについて村民に対してのPRが行き届いていないとは考えていないですか。十分に村民にフードバンクのことは周知されていると思いますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

フードバンクをやっているということは社協のホームページ等で一応は、社協の広報紙等でも周知はされているというのは認識しております

すが、村として社会福祉協議会でこれが行われているよというのを例えば広報紙であったりとかホームページであったりとかというところを積極的に今までやれていなかったもので、今後そういった部分をもう少し社協とお話を詰めて展開できればいいかなとは考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ十分考えて、村民にもっと周知徹底するように。そうしたらもっと増えると思います。

それで、私はいつも思うことは、政治の役割とは何かです。村長は何だと思っておりますか、どう考えていますか、政治の役割について。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 政治とは何かという御質問でございますけれども、政治とは、一般的に言わせれば、村民、住民の皆様からお預かりした、この税金をどう還元するかというのが一般的だと思うんですけども、私から言わせれば、先ほど申し上げましたように、困っている方への支援、一言でいえば弱者支援ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長の考えに同感ですけれども。私も、政治の道に入る前に、やはり貧しい人たちをどう救い上げていくかが政治の役割だと思っております。今もそう思っています。社会的に弱者を救い上げていくのが政治の大きな責務だと考えております。ひとつ社会的弱者を助けるという考えで行政執行をしていただきたいと思えます。

最後になりますが、この祭りをさ、護佐丸まつりというのを変更できないかどうか。なぜかという、武将護佐丸については読谷、恩納村、伊平屋等、ゆかりがあるんです。護佐丸と言ったらすぐ中城と浮かぶかどうかですよ。例えば宜野湾市だったら、はごろも祭りだったら、すぐ宜野湾市ということになります。武将護佐丸

については、もうあちこちでゆかりがある武将ですので、それを覚えて、しいて中城の代名詞というのであれば、私は吉の浦というのが中城の代名詞にふさわしいのではないかと思います。

ひとつこれも庁議でかけて、みんなで議論して、名称も改め、場所も。そして年に1回できるように、そして予算編成についても、予算がないということかもしれませんが、予算についてはいろんな方法があると思うんです。クラウドファンディングと、寄附を募ったりして、そういうことでひとつ考えて、祭りを盛り上げていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時13分）

~~~~~

再 開（14時25分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、11番 仲松正敏議員の一般質問を許します。

仲松正敏議員。

**○11番 仲松正敏議員** 皆さん、こんにちは。本日の一般質問ラストとなっておりますので、よろしくお願いします。

それと先月、11月30日、文化協会の護佐丸の響きに村長をはじめ多くの皆さんが足を運んでいただき、大変ありがたく思っております。会員の皆さんも大変喜んでおりました。これからも中城村の文化の継承・発展にしっかりと文化協会、頑張っていきますので、皆さんの御支援、よろしくお願いします。

それでは、議長のお許しが出ましたので、これより一般質問をいたします。

まず、大枠1、AEDの設置について。

①AED、これは自動体外式除細動器と言っておりますけど、それを村予算で村内各自治会

の公民館に設置する考えはないか。

②現在、村内自治会の公民館にAEDを設置されている自治会は何自治会か。

大枠2、自治会活動活性化補助金事業について。

①現在、自治会活動活性化補助事業は6月末からとなっていると思うが、4月当初からが望ましいと思うが、どのように考えるか。

②自治会活動活性化補助事業は、ハード面25万円、ソフト面25万、合わせて50万円となっているが、その50万円を一括してハード面かソフト面に活用できるようにしてはと思うが、その考えを伺います。よろしくをお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 比嘉麻乃。

**○村長 比嘉麻乃** それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1、AED設置についてでございますが、現在、村内に設置されているAEDは23か所、役場や村民体育館などの公共施設及び村内の学校施設などに設置しております。

現在、自治会公民館に村予算でAEDを設置する計画はございません。

続きまして、②の現在、村内の自治会の公民館にAEDを設置されている自治会は、南上原自治会とサンヒルズ自治会の2か所ということで認識をしております。

続きまして、大枠2の自治会活動活性化補助事業についてお答えいたします。

まず、①補助事業について、予算が議決された後、速やかに作業を行っておりますが、交付決定までの流れとして、申請書の提出、書類の不備がないかの審査と、審査会の開催を経て、補助金の支給が決定されます。その後の振込みまでの期間を考えますと、現在のスケジュールから早めるのは難しいと思われま。

続きまして、②の自治会活動活性化補助事業につきましては、備品購入に対して上限が25万円という制限がございますが、備品購入以外の

内容、例えば納涼祭りですとか、あと運動会の開催、または伝統文化の保存などといったソフト面、また維持管理に伴う工事等のハード面等についても50万円を一括で活用することは可能となっております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、再質問していきたいと思えます。

AEDの公民館への設置は、救命率の向上のために全国の自治体でも議会において、一般質問として取り上げられております。中城村は21自治会あって、安全安心の地域づくりのために、日々、自治会活動に取り組んでおります。先ほど村長がAEDの設置は今のところ厳しいと。ですが、やはり自治会活動は行政が行う公助だけではなく、住民同士が連携し助け合う共助の取組を推進する上で、大変重要な活動であると考えます。

そのためにも地域に住んでいる住民が自分たちが住む地域の安全安心の地域づくりを進めるため、救命率の向上のためのAEDを21自治会の公民館に設置するというのは大変重要だと考えます。

総務課長にお聞きします。

このAED、村で自治会公民館に設置する考えはないか、総務課長のほうからお聞きします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、仲松正敏議員の質問にお答えをいたします。

先ほど村長から答弁ございましたけれども、現在のところAEDの各自治公民館への設置ということにつきましては計画はございませんが、これまで自治会に対する自治会活性化補助金であったり、防災組織の中にもいろいろな補助金がありますので、その部分について活用ができればと考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今おっしゃったよう

に、自治会活動にいろいろ補助金は出されていると思うんですけど、その出されている補助金というのは、ほかの事業等でもういっぱいいっぱいありますので、ぜひAEDの単独での補助金を出して、地域住民の生命を、もう1人の命を救えるようなAED器具ですので。これは自治会長会の中でも話がありまして、ぜひ行政でやってほしいと。自治会の予算では大変厳しいということで。先ほど設置されている自治会、南上原、サンヒルズ、2か所はあるんですけど、その自治会長に聞いても、AEDは最初購入しても、自治会でね、また維持管理というのがあって、メンテナンス、大変厳しいという話は聞いております。だから、せめてこのAEDを行政で出してもらって、この地域の安全のために出してほしいと思えますので、もう一度、課長、前向きに検討するという話を。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

AEDの必要性、重要性というものは理解をしているところでございます。これまで一括交付金、沖縄振興特別推進交付金を活用して住民向けではございませんが、観光振興に資するものということで各コンビニに設置していたときもありますけれども、現在、財政的な部分で、こちらの部分については今置いていない状況となっております。AED単体で購入する場合は、その後のメンテがかなりの予算がかかる部分がございます。現在、本村としても公共施設に置いているAEDにつきましては、全てリースをしているところで、月額が7,000円未満のものになっておりますので、その辺も考えながら、自治会予算も厳しいところだと思うんですが、重要性を鑑みて、その辺の優先順位、活性化交付金であったり、自主防災組織の補助金であったり。その辺の活用をお願いしたいところでございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほども話したように、心肺停止に陥り、心肺蘇生が10分遅ければ救命率はほぼゼロになると言われております。村内の自治会で10分以内にAEDによる除細動が行える自治会はどのくらいあるのか、私も把握はしていないけど、課長がどのくらいの自治会が10分以内で、要するにこれはAEDの設置されている場所まで行って取ってくる、戻ってくる時間、村内どのくらいの自治会があると思いますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

AEDの設置場所については公共施設となっておりますので、学校、役場本庁舎、吉の浦公園、吉の浦会館の部分になります。あと、救急処置が7分から10分の間ということで話がございましたけれども、消防の救急車を呼ぶ中でも7分から10分の間が重要な部分だと話しておりますので、まず消防に連絡をされて、その処置としてAEDを使用しない部分でできるものがあるのか、その辺の部分も考えていただければと思います。

あと、AED設置場所からの距離については把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 AEDの設置場所、学校、また公共施設ですね。そこに設置されているのは分かりますけど、今、コンビニでもほぼ全店舗、AEDがあると思うんですけど、その辺は御存じですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、村内のコンビニに以前は置いておりましたけれども、現在置かれているかどうかは確認はしておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 例えばコンビニにあると。例えば自分たち、北浜、南浜地区からはコンビニ、一番近いところで伊集の西原、ゴルフ場近くのコンビニ。それでもやはり往復となると10分以上かかります。

次に、マップについて、このAEDのマップ場所について、村ではそういうマップというのは作られておりますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

防災ハザードマップの中に公共施設を示すものがありまして、その中にAEDを設置をしている施設を表示しております。以前、広報紙等で周知はしておりますが、常時周知をしていることはないです。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはりこのAEDに関しては、本当に人の生命に関わることで、ぜひマップを常に村民が見られるような状況で作っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、このAEDに関して調べたところ、沖縄県内ですけど、自治体によっては平成21年頃から役場で自治会の公民館にAEDを設置して、地域住民を守る、本当に行政としての仕事をされております。先ほどAEDには予算もかかるし、21自治会に、残り19自治会ですか、大きなお金もかかると思うんですけど、よその自治体で平成21年から設置を進めております。その間、中城村では、このAEDを設置するという、そういう話合いはなかったんですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

AEDの設置に関しましては、役場の公共施設の考えは庁内で話合いがありました。それ以外については、いろいろな補助金のメニューの

中で話し合われたことはあります。

あと1点だけ、先ほどの答弁の中でハザードマップにAEDの表示があるかということですが、今確認しましたら、ハザードマップの中にAEDの設置場所が記載されております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 いろいろ調べたところ、ある公民館において、行事参加者の1人が具合が悪くなり、倒れるという自体が起こりまして、しかし、公民館にAEDが設置していなくて、公民館に一番近くにあるAEDは、小学校が設置場所だったようですが、一緒にいた人たちがパニックになってですね、どこにあるのか全く誰も設置場所を把握していなくて、先ほどはマップと言いましたけど、ホームページにもAEDの設置場所はされておりますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

ホームページにハザードマップが掲載されていますので、その中に表示をしているところがございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 実際にそういうことが置きましたら、時間との勝負となります。心肺停止というのはいつ起きるか分かりません。特に夜中の対応というのは大変厳しいものがあると思います。公民館は生涯学習における地域活動の拠点の一つであり、地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習施設として、その役割を担っており、公民館は避難場所に指定されていることもあり、緊急事態に備え、やはりAEDにつきましては公民館を利用される方々の安全安心の確保の観点から、早急に設置しなければならないと考えておりますので、これについて村長の見解。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほどから議員がおっしゃるように、救命率向上のためには非常に必要な

ものだとは思っておりますけれども、今後は検討していくとしか今は言えませんが、よろしくお祈りいたします。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 もうね、本当に近年、村の財政も厳しい状況にはあると思いますが、やはり一番は村民の命を守ると。先ほども貧困の話がありましたけども、村長にはぜひ前向きにこのAEDの設置を考えてほしいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

次に、大枠2です。

これも総務課長にお聞きしますが、まず最初に、自治会活性化補助事業実施要綱についての内容を総務課長、お聞きします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

村の自治会活動活性化補助事業実施要綱というものを平成25年4月に制定をしております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 最初の質問の答弁の中で、村長のなかなか4月からその補助金を出すというのは、審議やら予算の事前の審査やいろいろあって厳しいという話でしたけど、自治会によっては、6月前にやる行事等もあるんですよ。だから、その行事にこの活性化補助事業を利用しようと思っても、6月末から補助金の確定が出ると。自治会によっては、今言ったように4月、5月で事業をやる。その4月、5月にやる事業というのは、もう夏場でやっていた、十数年前から、例えば20年前とか、夏場にやっていた事業が、暑くてだんだん住民が参加者が少なくなって、盛り上がりがいま一つという事態になっております。それで事態になりまして、5月の一斉清掃、そのときに合わせてやったらたくさんの住民が参加して、もう本当に盛り上がり、住民同士のコミュニケーションもしっかり取れて、みんな喜んでおりました。

しかし、この補助事業が使えないわけですよ。

どうかして4月から、もう補助事業は50万出すのは決まっていますので、いろいろやり方を変えて、4月下旬でもいいし、5月初めからでもいいから、この補助金を出すような方向で考えてもらえないか。その辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

自治会活動活性化補助事業につきましては、要望に基づいて、各地域の社会形成をつくることを目的としたものであると考えています。実施時期につきましては、先ほども答弁ございましたとおり、3月の新年度予算の議決後になりますので、4月、それから各自治会への募集をかけて、その中で審査会がございます。実施要綱に基づく地域活性化の事業なのか、その内容の精査も必要になりますので、今までの交付時期ということになっておりますけれども、その辺の内容について、早められないかという声が出てきておりますが、各21自治会から提出された内容を確認し、実施計画に基づいた決定をするわけですから、時間はかかるころはありますけれども、早めに交付できるように検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 例えば課長、6月にその事業、自治会で事業をやった場合、この事業内容とそれから領収書、いろいろ提出する書類、これが6月以降じゃなくても、もう別にやっても、そういう申請書類、いろいろなもろもろがあれば、5月に使ったやつでも6月の入ってでもこの事業を認めるようなことはできないか。その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

やはり決定通知、どこの自治会が決定されるか、審査をしなければ分かりませんので、その

後になります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほども言いましたけど、この自治会活性化補助金、ある自治会によっては、もう本当に5月に使ってでもいいから認めてほしい、その辺も検討をお願いします。

それと、次にこの補助金のソフト面、ハード面、一括して使えないか。これ先ほど村長は可能だとおっしゃったんですよね。ソフト面は、毎年の行事で決まっているからいいんですけども、このハード面です。これはいつ何が起きるか。急に何々が必要とか、行事によってはそういうのが出てきます。言わば備品等です。本当に今、自治会長は役場に来るなり、それから自治会での仕事、行事等ですね、そのときも自治会長個人の車、軽トラ使っているわけです、ほぼ。自治会によっては、自治会で軽トラ所有している自治会もあると思うんですけども、予算が少ない自治会は、この補助事業の助成金を50万、ハード面1つのほうにを使って、軽トラというのは自治会長必需品ですので。今使えるというようにおっしゃっていたんです、この補助金をあと3割、4割程度増やす考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、仲松議員の質問にお答えをいたします。

切実な思いであるということは十分承知しているところでございますが、現在の自治会活性化補助事業につきましては、25年に要綱を設定しまして、30年に備品の上限を設けた次第でございます。その内容につきましては、備品以外の地域活性化に基づくものが必要ではないかという声が自治会からあり、庁内からもございましたので、見直しをかけております。その中で、25年度の時期につきましては、5年の周期でしたけれども、現在は3年の周期で補助金の交付がされているところですので、その部分に

ついて、補助金についてはプラスになっているのかなというふうに考えてはおりますけれども、今後、財政的な部分についての自治会の運営補助金であったり、その他の補助金の部分についても考えながら、その辺で増やせるのか、活性化の部分に持っていけるのかというものは考えていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 補助金を増やすことによって、自治会のそういう軽トラがないところは、今の50万からお話しして、例えば70万とか80万ぐらいになれば、それを活用してまた自治会の予算も合わせれば、自治会で軽トラ所有することができるんですよ。その辺は、この補助金を増やしてもらわないと、自治会ではもうなかなか軽トラを購入するというのは溢れないです。本当に自治会長、大変なんですよ。燃料代から何かいろいろもろもろ。全部、自分持ちなんですよ。はっきりいえば、もうこの自治会長になったときには大変厳しいものがある。これはよく自治会長同士、区長同士でよく話をします。今持っているところと持っていないところ、事情があって持てないとか、予算があって持てるとか、これ私は格差になっていると思うんです、同じ自治会長で。本当に自分の車使って、いろんな仕事、全部自己負担ですよ。だから、せめて、この補助金を増やして、プラス自治会からの予算をやれば、自治会の軽トラが持てると思うんです。

いつも、前村長もそうですけど、麻乃村長も、地域が元気であれば村も元気になる。挨拶の中でよく話をしますね。これもひとつですね、自治会の元気になるためのことです。補助金を毎年出すとか、取りあえず増額してもらいたい。そうすれば、もっと行事を、自治会の行事、事業を充実することができますので。そうすれば住民も喜ぶし、活性化にもなる。もういつまでこの自治会長本人の負担でやっていると、

後々自治会長になる人もいなくなりますよ。そのこともしっかり考えて、補助事業をぜひ充実してほしい。そのように願います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（15時02分）

## 令和7年第7回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                      |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年12月12日（金）   |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和7年12月18日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 閉 会             | 令和7年12月18日（午後0時07分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                  | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         | 16 番                 | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 14 番            | 新 垣 善 功              | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃              | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正                | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍                | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子              | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡                | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 永 川 幸 徳   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり              |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 第 1 | 一般質問                                                    |
| 第 2 | 請願第1号 津覇駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書                       |
| 第 3 | 陳情第12号 「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情 |
| 第 4 | 陳情第13号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情             |
| 第 5 | 意見書第7号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書                       |
| 第 6 | 陳情第15号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書                 |
| 第 7 | 陳情第16号 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書              |
| 第 8 | 意見書第8号 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書              |

## 議 事 日 程 第 5 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                          |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第6号） |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

(10時00分)

本日、中城村長より、議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案第74号を議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、追加日程第1として議案第74号 令和7年度中城村

一般会計補正予算(第6号)を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第74号

令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,422,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 6,036,442  | 101,660 | 6,138,102  |
|          | 2 国庫補助金 | 4,003,350  | 101,660 | 4,105,010  |
| 歳入合計     |         | 16,320,882 | 101,660 | 16,422,542 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------|---------|------------|---------|------------|
| 3 民生費 |         | 4,931,829  | 101,660 | 5,033,489  |
|       | 2 児童福祉費 | 2,697,496  | 101,660 | 2,799,156  |
| 歳出合計  |         | 16,320,882 | 101,660 | 16,422,542 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億2,254万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第74号令和7年度中城村一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

まず、4ページのほうですね。

これ昨日も担当課より説明を受けて、一定程度の納得はしているんですけども、それについて、昨日も言ったんですけども、これはゼロ歳から高校3年相当の人数ということで、大体何名ぐらいの予定ですかということで昨日聞きまして、それを改めてもう一度ここでお聞きしたいと思います。

あと2点目が、これ対象児童が昨日の説明資料の中にあるんですけども、これ見てみますと、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童ということで、これは申請が必要ということであるんですけども、これについて、対象児童が3月31日までに出生した児童というところではあるんですけども、その中で私が今心配しているのは、4月以降出産予定の母子手帳を持っている方々がいるんですけ

れども、その方々は対象外になっているはずなんです、今は。これ何でかというのと、4月以降に出産予定がある方々が相当数いらっしゃると思いますけれども、その方々に対しての手当はもう全くやらないのかどうかですね。

国が年度末ということで3月31日で区切っているんですけども、その後、今も妊婦さんでいらっしゃる方々、そういう方がいる程度いると私は思っているんですけども、この方に対しての手当は、これは村単費でもやるべきではないかというふうに思っているんですけども、そのあたりどういうお考えでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

基準日が9月30日、現在の児童手当の受給者が4,169名です。これに加えて、10月1日から3月31日まで生まれるであろうという見込みは118名ということで、おおよそ4,743名というふうに見込んでいますが、それにプラスちょっと余力を持たせて、もっと余力を持たせて5,000人分ということで、1億円の扶助費を今回予算計上しております。

4月1日以降に生まれる予定のお子さんにつきましては、今のところはこの子育て応援手当は該当しませんので、今後のことはちょっと考えておりません。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 高校3年生相当が4,169名、トータルで4,743名分の今、手当はしっかりやっていくということなんですけれども、やっぱり、例えば3月31日まで、31日に出生した子供がいると。4月1日に生まれた子供はも

うこれ対象外と。これは国のやり方ではあるんですけども、国は年度末、年度末ということでもよく話はされているんですけども、やっぱりその落ちこぼれた方々、今、現に子供、母子手帳を持っている方々が、何で私は1か月しか違わないのにこれもらえないのというようなことになっては、ちょっと村としてはどうなのかなというふうな私は考えであるものですから、そのあたりは、現に今、国は2万円を児童手当、あるいはその出生した方々、3月31日までに生まれた方には支給するという事なんですけれども、村としてもある程度の知恵を絞って、幾らかの救済ができないのかどうか、そのあたりをちょっと考えてほしいなと思いますので、そのあたり、村長の見解をちょっと伺いたいなというふうに思っています。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時07分）

~~~~~

再 開（10時08分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、大城常良議員の質疑にお答えいたします。

今回、対象が令和8年3月31日までということで、確かにおなかにいる子も一人の人だとは思いますが、今後、これにつきましては検討して、しっかりと担当課と協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ国の施策で進めている事業ではあるんですけども、やっぱり誰一人取り残さないという本村のこともよく考えて、ぜひ不公平感が出ないような、1日違ってもらえる、もらえないというようなことがちょっと、村は何やっているのかねと言われるようなことのないように、しっかりその辺は協議し

て、担当課、あるいはまた村長も含めてしっかりとみんなで協議してもらって、いい方向に行けるように私は期待していますので、ぜひ進めていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 おはようございます。

それでは、議案第74号、質疑を行います。

昨日の説明の中で、中には二重支給となるケースの可能性があるという説明がありました。なかなか見抜けない部分があるから発生するだろうという予測はして、起こり得るだろうなという理解はしております。

しかしながら、明らかにこれが二重支給であるというのが早期に分かったケースの場合に、返還手続等の対策とかもやらないといけないと思うんですけども、どのような手順でそれに対処するのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 想定されるのはかなりまれなレアなケースを想定しておりまして、避難などをされている方で、基準日のときは受給者のところに支給されたけれども、その後に避難など、DV等の理由で避難などをした方に対しても支給の対象となりますので、それは二重支給になる可能性はありますが、訪問やうちの相談員などが実際お会いして、本当に必要かというのをちゃんと精査して、やむを得ない場合はその二重支給もあり得るということのお話でございます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ原則、対象者、子供1人につき2万円というのが原則になっていますよね。しかしながら、二重支給になるということは、もちろんレアなケースというふうに理解しながらの質問ですので、何らかの形でやっぱり返還をするとか、そういう手続は必要に応じてやらないといけないんじゃないかなと

思います。不平等感が生じてしまうというケースは、基本的にはあってはならないと思いますけれども、起こらないことを願いながらも、一応は起こり得る可能性の話をしてしておりますので、返還請求するということもあり得るのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 あり得ると思います。状況に応じてですので、それぞれのケースにちゃんと相談を受けたり調査をしたりして、二重支給をとにかくならないようにこちらとしても努めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後も類似するような手当の支給とか出てくるケースがあるかと思えますけれども、しっかりとマニュアルを作成して、そういったときの対処法というのをぜひ実行していただきたいというのと、今後も議員に対しても対処方法等についてもしっかりと説明を求めたいと思っておりますので、これは答弁要りませんので、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第74号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第1 一般質問を行います。質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、5番 新垣貞則議員の一般質問を許します。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ただいま議長の許可を得ましたので、5番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、学校の人材育成。

①津覇小学校体育館のバレーボール支柱が故障して使用できない。生徒たちが練習するのに困っているが、支柱設置の取組は。

②中城中の部活動生徒たちが九州大会に出場し、学校の活性化になっている。トップアスリート基金設置して、生徒たちをトップアスリートに導く考えはないでしょうか。

大枠2番、一般質問を通して施設整備。

①中城モールから屋宜地区まで約5キロメートルを行政・村民・護岸周辺の企業と連携して整備し、村民の健康づくりを図るには。

②登又の普天間川沿いの道路は、転落防止柵が10メートルほど倒壊し危険である。区民の安全を守るために、転落防止柵を設置する考えはないでしょうか。

大枠3、中城村手話を普及する取組。

手話を交えながら説明したいと思っております。忘れていた部分があると思うんですが、その辺は御了承ください。

私の名前は、新垣貞則と申します。よろしく

お願いします。

中城村の手話を普及するために一般質問を行います。

①令和7年度手話奉仕養成講座、修了しました。中城村のろう者と健常者の手話通訳者は何名いますか。手話通訳者を増やす取組について。

東京で11月にデフリンピック、ろう者の国際総合スポーツ大会を開催して手話を普及しているが、中城村の手話を普及を図るためにろう者と健常者が交流をする取組について伺います。

次、4番、スポーツキャンプを通して人材育成の強化を図る。

①サッカーキャンプを誘致して、平成24年度から令和6年度までの歳入の施設使用料と歳出の水道料、芝生管理委託料、備品費の説明、及び中城中学校サッカー部や村体協サッカー部は、中頭大会で優勝した経験がありますか。

②サッカーキャンプ以外のスポーツキャンプを誘致して人材育成の強化を図る取組について伺う。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

質問を手話でということ、非常にこれまでいろいろと講習を受けて修了されたということで、これが本当に不自由な方への意思疎通になっているのかなというふうに思います。非常にありがとうございます。感動いたしました。

それでは、御質問にお答えいたします。

大枠1と大枠4につきましては、教育委員会がお答えいたします。

私のほうからは、大枠2の一般質問を通し施設整備についてお答えいたします。

年に2回の一斉清掃をはじめ、日頃より村民の皆様、そして村内外のボランティアの団体、事業所の皆様に村内の清掃活動に御協力いただいております。

本村といたしましては、引き続き清掃活動で

使用のごみ袋の提供ですとか、あとごみの回収等を行っていきたくと思います。

続きまして、②の登又の普天間川沿いの転落防止柵を設置する考えはないかという御質問でございますけれども、普天間川を管理している中部土木事務所、河川都市班に確認をいたしましたところ、今年度設計を行う予定で、次年度以降、予算化して工事を行っていくというふうに伺っております。

続きまして、大枠3の中城村手話を普及する取組についての①ろう者の人数についての御質問でございますが、聾とは耳が聞こえないことを指すため、身体障害者手帳保有者で聴覚障害の障害区分を有する方についてお答えさせていただきます。本村の令和7年11月末時点での聴覚障害の障害区分を有する方は、94名となっております。

また、本村の意思疎通支援事業は、沖縄県身体障害者福祉協会に委託をしておりますので、現在、本村の登録台帳には手話通訳者等の登録は0人となっております。委託先の沖身協には、令和7年3月末現在、手話通訳士34名、手話通訳者が75名の登録でございます。

手話通訳者を増やす取組についてでございますが、村独自で手話通訳者を養成する取組はございませんが、手話奉仕員養成講座を令和4年度から再開しております。

続きまして、②でございます。

中城村の手話普及を図るためにろう者と健常者と交流する独自の取組はございませんが、今回、沖縄県が実施する手話の普及推進事業の地域運動企画へ参加の呼びかけがありました。

内容といたしましては、市町村のホームページ、SNS等で、ゆるキャラによる手で話そう運動への参加となっております。沖縄県が定める手話推進の日である第3水曜日の昨日、12月17日に村ホームページへ、護佐丸くんによる「こんにちは」の手話画像が掲載されております。

す。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

新垣貞則議員の御質問にお答えします。

①、津覇小学校体育館のバレーボール支柱については、県内の中学校で廃棄して余っている支柱を津覇小学校に2組4本、先週の金曜日12日に配置しました。

②、現在のところ、基金を設置する考えはございません。

大枠4についてお答えします。

①、平成24年度から令和6年度の13年間での歳入は、約363万円となっております。13年間の歳出も約でお答えしますが、水道料が2,110万円、ただし、これは体育館等も含めて公園全体のものとなっております。芝管理委託料に関しては1億1,064万円、備品は1,415万円となっております。

それから、中学校のサッカー部や体協のサッカーが中頭地区の大会で優勝した実績は、私が調べた範囲ではありませんでした。

もちろん勝負の世界は優勝するのがよいのですけれども、生徒が一生懸命練習に励み努力している姿が何より大事で、学習面とも両立できるようにしたいと思っています。

②、今のところ、サッカーキャンプ以外の誘致をして人材育成を図る考えはございません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、大枠1番の学校の人材育成について質問します。

①の先ほど教育長から答弁がありましたように、他の学校からバレーボール支柱を持ってやっているとことですので、村長さん、それから教育長さんに津覇小の父母会からバレーボール支柱の要請がありまして、その要請を受けていろいろやっていますので、父母会のほうからありがたいございましたという連絡がありました。早速の対応、どうもありがとうございました。

ました。

それじゃ、②の生徒たちをトップアスリートに導く考えはないですかという②のほうから質問します。

中城中学校の部活動の活躍は、令和7年度の成績は、中城中学校女子バスケットボールが沖縄1位、それから駅伝男子2位、ソフトテニス部も団体で九州大会に出場し、女子バレー部、男子バスケットボール、沖縄県で3位になり個人でもたくさんの生徒たちが全国大会や九州大会に生徒たちを導いています。中城中学校の活躍が目立って、先輩たちは非常にうれしく思っています。教育長や先生方に感謝します。

これを教育長にお伺いします。令和8年度、中城中学校の部活動活性化を図るためにはどういう取組を考えていますか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 部活動の活性化ということですが、私も長い間、中体連関係、部活動に関わってきました。一番大事なものは、私は指導者の指導力だと思っています。常に中頭教育事務所には人事異動で指導力のある先生をとということで、毎年のようにお願いして、今年度も事務所へ行ったり、先日所長がいらしたときをお願いをしたところです。

もう一点は、生徒の素質と、それから努力ですね、やる気の問題。そして、保護者の協力等の環境の整備ではないのかなと思っています。

ただ、現在、国のほうは部活動を地域展開の方向に進めていて、素質のある生徒がクラブのほうに流れていって、学校で部活動をするという生徒が少なくなっているのが現状です。ですから、そういった意味でも、素質の面で、指導者がよくてもトップのアスリートを育てるといのが難しいのではないかなと、難しくなっているのではないかなというふうな考えを持っているところです。

あとは、中体連関係はまだ種目によっては学

校の部活動でやっている、学校しか出られないという種目もありますので、そこら辺で、中体連に関しては優勝したりということができないのではないかなと、そういうふうを考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 さっき中城中学校の生徒たちの活躍で非常に素晴らしいものがあります。これはやっぱり人事の面で教育長があちこちやっているおかげだと思っている。人は人がつくるといふ観点、非常にいいことだなと思っています。

それで、中城中学校が中頭大会、地区陸上大会で、30年前の話ですけれども、0点と聞いて、中城中学校に陸上部をつくりました。30年前は部活動で県中学校体育大会に出場するチーム問題も結構多い学校でした。教育長をはじめ若い情熱のある先生方の部活動の指導のおかげで学校もよくなり、県大会に出場する競技も増えて、平成12年には中頭中学校駅伝大会で中城中学校が初優勝し、県の駅伝大会で優勝目指して練習しましたが、1位、2位同着で、胸の差で2位になり、生徒たちは悔しい涙を流し、1メートル、1秒頑張ることの大切さを学び、それから、中城中学校駅伝部のモットー、1本のたすきに優勝の思いを込めてチームワークを大切に、1分1秒1メートル頑張るといふ合言葉に練習に取り組みました。その結果、中頭大会では令和7年度までに、男子7回優勝、女子5回優勝し、伝統を引き継いでいます。

生徒たちが部活で沖縄1位トップアスリートになったら、学校においてどういう効果が得られると思いますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

部活動の活性化の結果、そういったトップアスリートが誕生するということは、非常に望ましいことだと思います。そういった活躍する選

手が村から生まれるということは、教育現場への影響もすごく大きいものがあると思います。子供たちの夢を育むという視点で、素晴らしいものがあると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今回、このトップアスリートの基金設置の目的は、中城中学校の子供たちに勇気を与え、夢に向かって挑戦して、沖縄県・全国大会で活躍できるという子供たちの夢をかなえるために導きというんですけれども、それをやりたいために、ぜひ僕はトップアスリートの基金が必要です。

例えば、今年、教育長のおかげで指導者の上手な中城中学校に配置され、部活動の生徒達が活躍し女子バスケット優勝、県駅伝では男子2位になり、九州大会に出場しました。それで、後輩たちの1・2年生のレギュラー、例えば10名を、トップアスリート基金を設置して、トップアスリートを応援する個人、企業から寄附を集めて、その県内外に合宿して、それで、トップアスリートの学校と練習環境を学び、トップの人たちは挨拶、マナー、掃除、全てできています。それができないと、なかなかトップアスリートとかできません。そういったそういう集団の中に子供たちを、そこで学んだものを後輩たちに教えることによって、そういう連携機能、ぜひ必要じゃないかなと思う。

それで私は、そのためにどうするかと、やっぱり育成じゃなくて、これから導きですよ。トップアスリートを育成するために、伝統をつくるために、ぜひトップアスリート基金を、再度聞きますけど、トップアスリート応援基金を設置したら学校経営によくなると思います。学校をよくするためにトップアスリート基金を設置する、そういう考えがないんでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時35分)

~~~~~

再開（10時36分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

貞則議員からの御提案、こちらでも賛同するところはあります。

中城村では、今、人材育成基金であったり、チバリヨ一中城ごさまる応援基金でも、教育関係に使ってほしいという項目もあります。企業がもしそういうトップアスリートを育てたいということで寄附をしていただければ、その名目でもって寄附していただければ、その活用はできると思います。

ただし、学校での運営としては、今、中城中学校のほうでトップアスリートを育成するというまだ狙いのほうは定まっていません。なので、こちらで予算の収入はいただいても、支出する予算項目がまだ不確定でありますので、この部分については学校長とも相談しながら、可能なものには金も使っていきたいと思います。

ただし、公立の学校については、学力も体力も平等に扱っていかないといけませんので、そこはその状況を踏まえながら、検討を踏まえながら、どうしていくかというのは今後検討していきます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 平成17年度には、中城中学校校長室には優勝旗が12本ありました。野球とかバレーとかで優勝。そういったこの中城中の生徒たちは、英語とか、それから主張大会とか全部中頭代表で活躍しましたので、スポーツが活性化したら文化面も非常によくなる、学校がよくなると思いますので。

それで、私、中城中学校の生徒たちを陸上競技をコーチで24年間指導し、原点から沖縄1位の選手に導きました。指導者が生徒たちに目標、夢を与えその目標を与えたら、生徒たちはそれ

に向けて努力するんですよ。その努力した後に結果がある、これ達成感なんですね。だから、A Bを分けて、陸上でAチームはトップ、Bチームは少し弱いんです。そのワンステップを指導とは導きなりという言葉が非常に好きです。指も5本。この指も違うように、指です。その指、子供たちですね。その子供たちを導いてあげる。これが僕の仕事だと思っていますので、ぜひトップアスリート応援基金を、設置して育てるという感覚でぜひやってもらいたいなと思っていますので、ぜひ私も一緒に取り組んでいきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、次に大卒2番のほうですね、一般質問を通し施設整備について、中城モールから5キロの護岸整備の件です。

これ資料あると思います。見ながら質問しようと思います。資料を御覧になってください。

中城モールから屋宜地区まで約5キロメートル。村民の健康づくりを図る目的で約10年間整備しました。久場のボランティアの皆さんが中城モールから吉の浦発電所入口まで約2キロ、毎月第1日曜日に草刈り作業をして、きれいにしています。屋宜地区まで5キロあります。約1か月かかり、終わったらまた護岸からスタートです。これの繰り返しですので、組織を図って、行政、村民、企業と連携して役割分担したら早く終わるんですよ。

資料御覧になって、1のほうですね。赤の地域は久場ボランティア、青は企業ですね、これはその組織化を図ったら、より具体的に不法投棄も少なくなり、非常にいい環境になるなと思っている。

それで、村民の健康づくりを図るために、今、サークル団体を結成しようと思っている。そういう行政も一緒にサークル団体を結成する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 御質問にお答えい

たします。

村のほうで直接サークルの立ち上げというところまでは今のところ考えていませんけれども、ボランティア、そういったサークル、ボランティアの活動、そういったものを行う皆さんと今後も連携していきながら、今までどおりボランティア袋の提供であったり、ごみの収集処理の支援ということで行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように、企業は今言ったことをやればいいと思うんですね。ごめんなさい、行政は。それで、村民と企業が組織化でやって、バラバラなものだから、そこを組織化してやったら、より具体的にいついつしましょうという連携が取れるものだから、だからサークル結成できないんですかと質問です。行政がやれじゃなくて、今やっていることを連携が取れていないものだから、バラバラなんですよ。そうじゃなくて、組織化することによってスムーズに事が運ぶと思う。これは今年やろうと思っているので協力をお願いします。

では、⑤を御覧になってください。

拓南製作所の護岸は、モクモウの木が大きくなって、木の枝や葉っぱが散らばって、村民がウォーキングするのに非常に支障をきたしています。ボランティアの皆さんが清掃するが、風の強いときは、翌日は葉っぱが散乱します。

モクモウの木を、剪定したらウォーキングする人も増えて、村民の健康づくりを図るために役に立ちます、ここは県の管轄ですけど、県に要請する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

写真を見て、物すごくいつもきれいにさせていただいて、とてもありがたく思っております。先日、私もこの護岸、この辺ちょっと歩いてみ

たんですけども、この写真のようにとてもきれいに清掃されていました。

今、貞則議員のおっしゃっている葉っぱの散乱している状況とか、その辺が全然、いつもきれいにされているので、この辺がちょっと分からない、状況が把握できないところもありますので、その辺の状況も把握しながら、また必要に応じて、沖縄県、中部土木事務所になるかと思えますけれども、何か対応ができないものかお問合せしてみたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 風が強い日はモクモウの木で葉っぱが落ちて、そこ散らかるものだから、ブロワーで入ってやっていますので、せっかくきれいにしたのにまた散らかって、これの繰り返しです。剪定したらもっと観光にも非常にいい景観が保てるなと思って、ぜひそれをやられたい。

これ村長にお伺いしますので、中城モールから屋宜地区まで護岸5キロを整備しています。中城モール、スタートして屋宜地区の協同商会折り返しの吉の浦ウォーキング交流大会を、計画しています。それで、今、村民、企業、行政、3者のサークルを結成し、村民の吉の浦ウォーキング交流大会を3者で連携して取り組めば、すばらしい大会になると思います。

村長、これちょっと資料御覧になって、中城モールから屋宜地区の護岸を5キロ整備した。村民の健康づくりを図ることにより、健康、観光振興の役に立つためにやっています。

この資料を見て、村長の何か仕掛けとかアイデアとか、そういうアイデアがあったらちょっとお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 まず、貞則議員が本当に毎月たくさんの方に声をかけてボランティア清掃していることに、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。写真を見たら、お正月にはた

くさんの人が集まっておりますし、清掃後にはこのコミュニケーションを取りながら皆さんと笑顔で話している写真もあります。

今年8月頃でしょうか、企業と、あと村民の皆さん、あと議員も一緒に、行政も職員も多く集まりまして、戦後引揚げ上陸の碑周辺を皆さん一緒に清掃をいたしました。本当に定期的に行けるわけではないんですけれども、職員も土日は休ませたいというのがありますし、あと子供たちとの家族団らんもありますので、定期的に行うことはできないとは思いますが、その時その時でできるときがあれば、職員も、もちろん私も協力はしていきたいというふうに思っております。

あと健康づくりについてでございますけれども、よく海岸線を散歩しているよということで、老人クラブの方から聞くこともあります。本当に健康づくりはやっぱり場所があつてからこそだと思いますけれども、今後は皆さんと協力しながらやっていきたいというふうには思っておりますけれども、ここで定期的にとかサークルを組んだりとか、それはちょっと難しいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この5キロの護岸整備の目的は、村民の健康づくりと中城村の観光振興を図る目的で毎月やっています。それで、毎月しないと草が生えて余計大変なものだから、それで毎月やって、草がこれくらいだったらばっといけます。これがもう2か月たったら草も大きくなり、余計に倍の時間かかりますので、できたらそういったサークル化してやれば、村民も増えていきますので、あと2年後には多分もっと増えると思います。職員の皆さんもぜひ護岸に行って、どういうものかというのを歩いてみて感想を、こここうしたほうがいいんじゃないのという提案があればよろしくお願いします。

それじゃ、次、②のほうですね。

先ほど村長から普天間転落防止の答弁がありました、ちょっともう一回、都市建設課長ですね、具体的に転落防止対策の県のほうがやるという話ですけれども、もうちょっと具体的なそういう方法とかあつたら再度答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣貞則議員の質問にお答えいたします。

現在、普天間川、御質問のある箇所については、普天間川の管理道路として県により管理されている道路であります。現在、崩落しているのも県も把握してしまして、今、設計中という、転落防止柵の復旧に対するものの設計中で、来年度工事するというのを伺っておりますので、今どういうふうな設計をしているかというのは、都市建設課としては詳細には把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この中城村の民生・児童委員が地域の危険箇所を調査したところ、登又の普天間川沿いの道路は転落防止柵が10メートルほど倒壊し、危険である。道路周辺にはアパート企業などがあり、車の往来も多く、早めの対策が必要だと。令和8年度に転落防止対策を沖縄県でやると答弁がありましたので、多分、登又区民の安全に役立ちますので、区民の方々も喜んでいただいていると思います。お疲れさまでした。

次、大枠3の中城村の手話を図る取組について質問。

県の手話通訳者の登録は、2022年で102名です。2026年は122名、20人増員を目指しているが、中城村は手話通訳の登録は何名でしょうか。2026年の手話通訳者の目標人数は何名でしょうか、お伺いします。

手話通訳者を増やす取組として、手話通訳者養成講座、1、2、3、手話を普及するために

中城村で講座を開催する考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほど村長答弁にもありましたように、今現在、手話通訳者に関しては、まず手話奉仕員のほうは国が進める地域生活支援事業という事業の中で必須事業となっております。市町村において、意思疎通支援事業という手話通訳者の派遣事業と手話奉仕員の養成講座については必須事業という扱いがされておりますので、これは令和4年度から再開して今取り組んでいるところです。

手話通訳者とか、また通訳士というのがあるんですけども、こちらは県のほうで養成をする講座をやっておりますので、村が直接やるものではないと認識しております。

その中で、先ほど議員がおっしゃっていた2022年で102名、2026年は122名の20人増員とかという話は、これ調べたところ、沖縄県の手話推進計画というのが、沖縄県の手話条例が定められていますので、その条例に基づく計画として、その中の数値目標として上げられております。その部分は市町村には特に縛りがありませんので、今回、議員のこの御質問があったときまではちょっとあまり詳しく把握はしていませんでしたというのが現状でございます。

その中で、今、委託をしています沖身協のほうに問合せをしますと、一応、沖身協のほうでは全体として登録をしているということで、中城に住んでいらっしゃる方の登録人数は、登録人数とか市町村ごとの人数は一応あるということですが、今、中城村において手話通訳者、通訳士に関しての資格を持った方が住まわれているという方はいらっしゃらないというのが現状でございます。過去にはお一人いたらしいんですが、転出でほかの市町村に移られたということをお伺いしております。

あとは、講座については先ほどお話しした内容になりますし、手話通訳者の目標人数というのが、市町村が定める障害福祉計画の中では、その目標設定する部分がありませんので、その人数については村のほうでは特段設定はないというのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 やはり手話通訳、手話を普及するためには、村と専門的な方がいたら増えるなと思っています。これどうやって増やすかというのを考えたときに、新聞とか見て私もちょっと調査やっていますので、本当はお互い中城村の手話を普及するために一緒に連携を取りながら勉強していきましょう。

それで、手話を普及するには、手話サークル団体を育成する必要があります。手話サークル団体とよむが毎月第1土曜日に活動していましたが、現在、サークル活動をしていますか。福祉課として、サークル団体を育成する必要があるが、サークル団体を育成する考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

とよむのほうは、過去、村が初めて手話奉仕員養成講座を実施したのが平成20年となっております。それから26年まで継続しておりました。その継続で育成された方々が立ち上げたサークルがとよむとなっております。そのとよむは、今、月1回は一応活動はしているとはお聞きしておりますが、何名いらっしゃるのか、今現在というのはちょっとそこまで詳しくは、把握はできておりません。

今、講座を受けていらっしゃる、この4年度から再開して講座を受けていらっしゃる方ももしサークル化したいというようなお話が出てくるのであれば、また社協を通じてそういったサークル支援という福祉団体の支援をやっておりますので、社協を主として支援は関わって

くのかなと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕、教室を開いたら、サークル結成するということで、社会体育担当のときにそういう目的がありましたので、バスケットとかいろいろサークル団体も活動をやっている。教室開いたら、行政が主体的にサークル結成という目標を持たないと、なかなかうまくいかない。サークル任せじゃなかなか普及しない。一緒に取り組まないと、サークル結成というのは非常に難しい。好きだからやるというんじゃなくて、サークル、手話は必要だから広めようという感覚。社会体育担当者のときは、スポーツを広めて村民の健康づくりと競技力を強化するためにサークル団体を育成しましたので、そういうことで、ぜひ講座、教室開いたらサークル結成して自立させるまで支援を行政がやってもらいたい。そうしたら必ず自立して、自分たちで活動できる。今、自分たちが活動できないから、行政が共にやらないとなかなか厳しい現状ですので、そこら辺をぜひ取り入れて、サークル任せじゃなくて、一緒にやろうねという、行政も一緒にやろうねという主体的な行政が広めるという感覚で広めてもらいたいと思う。

次、デフのほうでいきます。

私は、手話を普及する目的は、50歳のときに医者から甲状腺に腫瘍があるので手術をしたほうがと言われた。左声帯神経を傷つけて声帯が開いてしまい、日常生活に支障をきたした。仕事も休みがちが多くなり、声が出ないせいで、人を避けるようになり、ひきこもりの生活を体験。2回目の左声帯麻痺の手術をして声が出るようになった。声が出なくなった体験したものを手話を学んで聾啞者と話をしたい。友達になり、健常者や聾啞者とコミュニケーションを図り、人生を楽しく生きる力を養う目的で学んでいます。

中城村の手話を普及するためには、スポーツ交流会、聾啞者と健常者と交流を通して、グラウンドゴルフ、それからボッチャ交流、吉の浦ウォーキング交流などの様々なスポーツ交流ができます。そういう手話を普及するにはスポーツ交流を通しながらそういったスポーツ交流とか考えられないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今、議員おっしゃっているこのスポーツ交流というのが、ちょっとイメージしづらいですね。なぜかといいますと、聾者と健常者と交流ということには、かなり丁寧なイベント設定をしていかないといけないというのがございます。なので、村が今すぐ何かをとというのは今、考えておりません。

基本的には、今、沖縄県のほうで障害者スポーツの育成ということで、市町村は負担金も出し合って障害者スポーツ大会を盛り上げていこうということはやっております。その中で、うちの村民である聾啞の方々ですね、身体障害者福祉協会のほうにも加盟されて、こういったスポーツ大会には積極的に今参加されております。

また、過去の手話奉仕員の養成講座を受けられた方々に、社協から声かけをしてボランティアを募集して、その養成講座を受けられた方々を中心としてではありますが、そのボランティアとして一緒に入って交流をして、また手話を、実際の手話を学んでいるという現状は今あるということはお伝えしておきます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 介護予防事業・ふれあい事業とかありますけれども、ちょっと手話のほう非常に難しいものだから、手話ソングですね、ソングを入れたら楽しみながら手話を学ぶことができるなと思っています。そして、学んだものを村老人クラブの発表会や地域の敬老会などで発表等に役立ちます。あと小学校を対

象に手話教室を開催して、手話ソングを学校の発表会に出る。

そういった社協任せでなく、福祉課としてそういう手話を何かソングとかで普及とかという捉え方とかできないものでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

議員も御存じのように、手話というのは取得するまでかなりな年数がかかります。まず、手話奉仕員の養成講座を2年間受けられて、その後、通訳者の講座も3年あります。ある程度の実務経験を重ねて、やっと士の資格が取れる、試験が受けられると。どんなにスムーズに行っても7、8年ぐらいはかかるという状況でございます。そういう部分での人材が今、村にいないというのがまず一つですね。

手話を学びたいというのであれば、基本的に手話講座等は沖縄県のほうで委託している事業所がありますので、そういったところを御紹介しながら今学んでいただくとか、また、各地域のいろんな講座を受けられた方々が老人施設とかそういったデイサービスの中で手話ソングをやったり、認知症予防の一環としてそういったものを取り入れているというのをお聞きしたことがございます。

でも、今現在、福祉課が何かをすぐこれをとるためには、その手話をしっかり理解して伝え切れる、表現として伝え切れる人材が今いませんので、その人材確保からしていかないといけないというのが課題でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように、手話の資格の5級、4級、3級、2級、1級がある。それで5級が基本的な半年に1回となって、2級は3か年とか、やっぱり10年ぐらいかかります。1級まで行くまでにはそういう資格養成というのをやらないというのは分かっています。

だから、難しいからそういった福祉とかでやったほうがいいなと思っています。どうしたら手話を普及するかというのを一緒にやらないとなかなか普及しないなと思っていますので、そこら辺をやっていく。

それで、福祉とは、ある本から、よく生きよう、よく生きたいという欲求があるはずで。そうした願望や欲求の中にこそ、一人一人の具体的な幸せがあり、障害者の有無に関わらず、支え合って生きる共に暮らす社会、共生社会になってもらいたいとあります。そういうことで、ぜひ障害者の方々も、手話とか普及したら健常者と交流が図れますので、ぜひみんなで普及していきましょう。

それじゃ、スポーツキャンプを通して、大枠4番のほうですね。

スポーツキャンプを通して人材育成、1、2を一括でやります。

令和7年度、芝生管理委託料は1,200万円計上されているが、その芝管理は何名ですか。それで、芝管理の範囲ですね。どこまでその一人の、業者ですね、どこまでですか。

それと、今、公園の吉の浦公園のトイレとか清掃人がいます。それは何名で清掃をやっていますか。それで、その令和7年度のその清掃人の予算は幾らでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

まず、芝管理は何人かということに関しましては、常駐しているのはお一人で、芝の張り替えとか、あと養生に入るときは委託業者のほうから応援が来て、4名とか増えることもございます。

あとは管理範囲に関しましては、グラウンドの中の芝が主な範囲となっております。

あとは、公園内の清掃の方の人数に関しましては、今4名いらっしゃいます。

あと、すみません、ちょっと聞き漏らしているかもしれないんですけども、令和8年度の清掃の予算でしたか。もう一つは。

(「令和7年度の……」と言う声あり)

○生涯学習課長 渡久地 真 すみません、そちらに関しましてはちょっと資料ないので、覚えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 令和7年度の任用公園清掃人700、539万円ですね。今、3名ぐらいの雇用をやっていると思います。それで、一人当たり25万円ぐらいの予算を支払っている。

それで、今、疑問というのは、この芝管理委託料に1,200万円払っていますよね。それで、1人常駐でやっています。それで何かあった場合には2、3名来ています。もし中城村の例えれば1,200万だったら、大体300万払って4名雇いますよね。それで、そのほうがいいんじゃないかなと思っている。

皆さんは、芝管理は上等と言うけれども、何が上等かはっきり分からない。西原町は、西原町の人を雇用をして、東浜グランド陸上競技を整備し、きれいですよね。だから、中城村の雇用を連動してできないのか。

それで、サッカーキャンプを誘致して何がメリットか、デメリット、分かるんだったら説明できますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、メリットとしては、やっぱり全国的にキャンプで誘致しているサッカーチームを誘致することによって、全国的に中城村の名が知れるということもございます。芝管理をプロ仕様でしていることよっての利用者、そのキャンプ期間以外の大学生であつたり小中学生などの利用者が増えるということがメリットだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 前の浜田村長は、メリットはあるけど、デメリットはないと言っていました。私は、デメリットのほうが大きいと思います。なぜかといったら、やっぱり中城村の子供たちとか、11月からこの陸上競技場を使いにくい環境になる、11月2月まではそれで、サッカーの芝のところは使用禁止ですね。芝養生期間ということで。11月から2月まで村民が使えない、使いにくい環境にある。僕はデメリットのほうが大きい、子供たちが使いにくい。

それから、ごさまるトリムマラソン大会が変更になっていますよね。いつも第3日曜日にやっている。今年は第2になっていますよね。サッカーキャンプを誘致したまでに、行事日程を変更しないといけない。これ前もありましたけどね。そういった大会運営に支障がきたすんですね。これは僕もデメリットだと思います。

それから、ホテルがないでしょう。ホテルがないので、ほかのところで泊まってる。そういうデメリットがあるんです。それで雇用の問題。

それで、このサッカーキャンプをもう15年ぐらいやって、2億か3億円もお金を投じていますよね。そのメリットって、そんなにお金を使って、人材育成は先ほど教育長おっしゃったように、中学校も優勝していない、村体協も優勝してない全然、人材育成に機能していない。

能代工業は、バスケットの伝統ということで誘致して、バスケットの村ってことでやっています。そういうことをぜひ今回、僕、サッカーキャンプでももうちょっと15年も過ぎたから新たな誘致で、例えば、教育長の教え子の伊佐勉さん、琉球キングスでコーチやっている。そういったバスケットも強いんですよね。そういったバスケットの実力者を呼んで、子供たちをやったほうがより具体的に人材育成になる。

沖縄チャンピオンだけれども、このキャンプ誘致することによって相違を図る。それで、も

う一回、そういったバスケットとか野球とかそういうチームをキャンプは誘致する考えなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

いろんなスポーツの誘致に関しまして、環境、施設も含めていろいろ必要になってきますので、どういったものが誘致できるかというのもよく分かんないですが、今のところそういったプロスポーツのキャンプを誘致してというのは特に今考えてはいません。ただ単発的に、例えば直近で今年の3月、時計のあのセイコーグループのほうで、世界大会とかに出ている田中選手を招いて陸上の子たちを集めての陸上教室を開いたりとか、あと、過去にもプロ野球選手に来ていただいたの単発的な教室だったりとかそういうのがございますので、そういったものに関しましては、もし来ましたら取り入れていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員、時間ですので、まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 キャンプ誘致を通して人材育成を図るということがテーマですので、

誘致したら子供たちの強化になるようなキャンプをぜひ誘致してください。

それで、令和7年度も議員の皆さんは行政の皆さんが村民の福祉向上を図ったおかげで住みよい中城村になりました。非常にお疲れさまです。

それで、令和8年度も村民の福祉向上、それから村民の御健康と御多幸をお祈り申し上げまして、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時28分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第2 請願第1号 津覇駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正委員長。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和7年12月18日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された請願を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
請願第 1 号	令和 7 年 12月12日	津霸駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書	採択

令和 7 年12月18日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。

記。

請願第 1 号。

付託年月日、令和 7 年12月12日。

件名、津霸駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書。

審査の結果、採択です。

○議長 伊佐則勝 これですべての委員報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 請願第 1 号について、委員会ではどのような内容の意見が出たでしょうか。

○議長 伊佐則勝 委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正議員 お答えします。

津霸駐在所は、これまでも地域に密着した防犯活動、あるいは交通安全指導等を行ってきております。それが今、運用が停止されているという現状を鑑みると、小学校の特に交通安全指導等においては、駐在員が、警察が不在の状態が続いている、あまり望ましくないんじゃないかなという意見がありましたので、ぜひこの津

霸を中心とした国道沿いには、警察の何らかの施設が常に必要ではないかというような意見がありましたので、賛成意見のほうが多数を占めて採択になりました。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 請願第 1 号 津霸駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書に賛成の立場で討論いたします。

陳情書にも記されているとおり、津霸駐在所は村民の安全安心で生活していく上に必要不可欠と考えます。これまで津霸駐在所の警察官は、職務として交通安全指導、防犯活動、事件、事故の迅速な対応をしていただいたと思っております。

今後も中城下地区の南地区の安全安心のためにもなくてはならないと考えております。津霸駐在所の閉鎖にて、事件、事故への対応が遅くならないためにも早期運用再開を望み、賛成であります。

○議長 伊佐則勝 反対の討論はありませんか。（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 反対の討論がありませんので、これから請願第 1 号……

（「議長」という声あり）

○議長 伊佐則勝 9 番 大城常良議員。

○9 番 大城常良議員 請願第 1 号について、

賛成の立場で討論をいたします。

これまで津覇駐在所は、長きにわたり周辺地域の安心安全を担い、地域住民のみならず、児童生徒からも親しまれ、地域に密着した駐在所としてなくてはならない場所に立地しています。条文にもある交通安全指導、防犯活動、事件、事故への迅速な対応など、これまでの経緯、実績を振り返れば、地域住民との信頼関係は非常に大きいものがあります。

地域住民の願いでもある早期に運用再開を求める請願書に賛成をすることであります。以上です。

○議長 伊佐則勝 次に、討論ございませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行います。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 伊佐則勝 着席してください。

起立全員で全会一致でございます。したがって、請願第1号 津覇駐在所の運用再開を早期に求める陳情書に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 陳情第12号 「健康管理室」設置、

並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情を議題とします。

文教社会常任委員会委員長から、お手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審議の申出がありますので、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情第13号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情及び日程第5 意見書第7号

「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第4及び日程第5については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員会 安里清市委員長。

○文教社会常任委員長 安里清市議員 報告を行います。

令和7年12月18日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安里清市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第13号	令和7年 12月12日	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情	採択

令和7年12月18日。
中城村議会議長 伊佐則勝殿。
文教社会常任委員会委員長 安里清市。
委員会審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。
記。

番号、陳情第13号。
付託年月日、令和7年12月12日。
件名、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情。
審査の結果、採択。
次のページをお開きください。
続きまして、意見書第7号。

意見書第7号

令和7年12月18日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安 里 清 市

「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第13号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書（案）

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みを改善することが喫緊の課題です。そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状です。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育に、地域による格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

そこで、貴職におかれましては、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますようお願いいたします。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を(2分の1以上に)拡充すること。
- 一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月18日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 文部科学大臣

提案理由。

陳情第13号における委員会審査の結果、採択となり、別紙意見書を提出する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第13号及び意見書第7号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第13号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから意見書第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第7号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書は原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情第15号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和7年12月18日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第15号	令和7年 12月12日	最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書	採択

令和7年12月18日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

番号、陳情第15号。

付託年月日、令和7年12月12日。

件名、最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書。

審査の結果、採択です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、陳情第15号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書に賛成の立場で討論します。

憲法第25条第1項では、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、2項では、国は全て生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しています。これは、国民には生存権があり、国家には生活保障の義務がある。生活保護基準引下げを最高裁判所では違法との判決を言い渡した。

2024年度に県内で生活保護を受給したのは3万9,870人、3万2,486世帯で過去最多になりました。本村においても、令和7年10月で193世帯、227人が受給をしています。都道府県別では、全国で3番目に高い割合になっております。その中でも、65歳以上の高齢者が過半数を占めています。

生活保護の申請は、国民の権利であり、利用者の生存権を一刻も早く回復するよう求めるこ

の陳情に対して賛成をいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 伊佐則勝 着席してください。

陳情第15号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書は委員長報告のとおり全会一致で採択することに決定しました。

日程第7 陳情第16号 有機フッ素化合物

(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書及び日程第8 意見書第8号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第7及び日程第8については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

建設常任委員会 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和7年12月18日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会
委員長 新垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第16号	令和7年 12月12日	有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書	採択

それでは、令和7年12月18日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長 新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

番号、陳情第16号。

付託年月日、令和7年12月12日。

件名、有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書は、審査の結果、採択です。

それでは、意見書第8号。

意見書第8号

令和7年12月18日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第16号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書（案）

沖縄県が2016年1月、7市町村45万人に供給される北谷浄水場の取水源がPFASに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過した現在も、米軍基地内の立入調査は実現していない。2025年2月、沖縄県が公表した「米軍基地（普天間飛行場）とPFOS等の問題について」では、専門家会議が「汚染メカニズムがおおむね把握されたことから、PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まった」と総括しており、嘉手納基地についても汚染源である蓋然性が高くなった。

環境汚染の問題解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することであるが、沖縄県や軍転協（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会）、地元自治体が幾度も基地内立入調査を要請してきたにもかかわらず、許可が得られないばかりか国の答弁は「米側に対し、様々な機会を捉えて伝達している」に留まっている。国が「政府として、日米合同委員会合意

等の枠組みが地元の方々の関心に応えられるよう運用されていくことが重要である」と言っていることから、環境補足協定だけではなく1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意にも基づき、地元自治体が求める米軍基地内への立入調査は、合理的な理由が十分あり早急に実現すべきものである。

また、国はP F A Sの健康への影響について「国内では健康被害はない」と言っているが、エコチル調査による研究をはじめ、国内でも健康への影響を懸念する研究報告が相次いで発表されていることから、予防原則に則って、汚染源である蓋然性が高い米軍基地のP F A Sの除去ができるまでの間も、北谷浄水場の高性能粒状活性炭をはじめとするP F A Sの低減や除去等にかかる費用を、物価高騰に苦しむ県民に負担させるのではなく国の責任において負担すべきである。

よって、本村議会は、村民の健康、生命、安全を守る立場から関係機関に対し、国の責任において下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 米軍基地内立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
- 2 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向け取り組むこと。
- 3 予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、P F A Sの低減や除去等に関して国による恒常的な費用負担をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 環境大臣 防衛大臣
厚生労働大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

提案理由。

陳情第16号における委員会審査の結果、採択となり、別紙意見書を提出する。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第16号及び意見書第8号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第16号に対する討論を行います。討論ありませんか。

1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 陳情第16号について賛成の立場で討論いたします。

北谷浄水場で導入されたP F A S低減のため

の高機能活性炭、その費用16億円が県民負担となる現状は、到底納得できません。汚染源の蓋然性が高い米軍基地に起因する問題を県民に二重の負担として押しつけるのは不合理です。

P F A Sは永遠の化学物質と呼ばれ、健康や環境への影響が長期に及びます。化学的因果関係の完全な証明を待つのではなく、予防原則に基づき、国が責任を持って対応すべきです。

水は命です。その命を守るための費用を県民だけに背負わせるのではなく、国の責任で解決するよう強く求め、賛成討論といたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書に賛成の討論をいたします。

このP F A Sの問題について、米軍が県の企業局に給水を求めたという記事がございました。自らが汚染をした北谷浄水場から給水されている水を、米軍は自分たちの基地内で使っている水が汚染されているということで、安全が幾分か担保されている、高機能活性炭を用いることで幾分か担保されている県企業局給水の水を使わせてくれというふうなことがあったということが報道されました。

非常に本末転倒というか、自ら汚染源をつくりながら、今回はまた県のほうにそういった浄水された水を求めるということは非常に許し難いことでありまして、さらに今回、北谷浄水場における高機能活性炭の取替えに係る費用について、国が助成をしない、補助をしないという動きが出ております。こういったことは、また水道料金の値上げ等に絡んでくる問題もあるのかと思われまして。

汚した米軍が負担すべき除去費用について、県民一人一人が水道料金に加算されるような状況があってはならないと思います。そういったことから、今回の意見書については賛成をいた

します。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 伊佐則勝 着席ください。

全会一致で賛成です。したがって、陳情第13号 有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略します。

これから意見書第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 意見書第8号について賛成の立場で討論をいたします。

7市町村、45万人に供給される北谷浄水場の取水源がP F A Sに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過しました。沖縄県や地元自治体が基地内立入調査を幾度も要請しましたが、いまだ実現をしていません。

専門家会議でも、普天間飛行場や嘉手納基地が汚染源である蓋然性が極めて高いと総括しております。さらに、P F A Sの低減に有効な高機能粒状活性炭の費用16億円に国の補助が使えないのは、強い憤りを禁じ得ません。

被害を受けている県民に費用まで負担させる

のは、言語道断であります。主権国家としての役割を果たし、早期に基地内立入調査と活性炭に係る費用16億円は国が負担するよう求める本意見書に賛成をいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 伊佐則勝 着席ください。

全会一致で賛成です。したがって、意見書第8号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (12時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 石 原 昌 雄